

これからの大阪の教育がめざす方向について

～「学校力」の向上をめざして～

答 申

平成20年7月1日

大阪府学校教育審議会

目 次

はじめに	1
1 今後 10 年間に予想される社会変化	2
(1) 人口動向とその構造	2
(2) 教員の年齢構成	2
(3) 社会情勢	2
(4) 雇用環境	3
(5) 教育をめぐる制度	3
2 大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」	4
3 「大阪の教育力」を高めるための 3 つの観点	5
(1) 地域に根ざす教育	6
(2) 違いを認め合うとともに、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育	6
(3) 前向きに生きる姿勢をはぐくむ教育	6
4 これからの大阪の教育がめざす方向 (6 つの重点事項)	7
(1) 子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくり	8
(2) 「入れる学校」から「入りたい学校」「入ってよかった学校」となるための府立高校の充実	12
(3) 障がいのある子どもの自立を支援する教育の推進	15
(4) 教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり	18
(5) 学校の組織力向上と学校への支援強化	21
(6) 子どもたちの志や夢をはぐくむ教育の推進	24
おわりに	27
用語解説	29
答申の概念図	37
答申の概要	41
大阪の教育をめぐる状況	47
参考資料	85

はじめに

平成19年4月に実施された「全国学力・学習状況調査」^{注1}の結果が同年10月に発表された。大阪の子どもたちの正答率が全国に比して低いことに注目が集まったが、調査結果から、子どもたちの学ぶ意欲、生活や家庭学習の様子など、学力の根底にある重要な課題も明らかになった。学力面だけでなく生徒指導面でも、いじめ^{注2}や高校の中途退学等の深刻化、様々な支援を要する子どもの増加、子どもたちの社会性や規範意識の希薄化など、大阪の教育をめぐる課題は多い。

一方で、家庭・地域における教育力の低下や情報化の進展、子どもの安全を脅かす事象の生起など、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化している。

また、日本全体の子どもたちの学力低下が指摘され、「ゆとり教育」^{注3}の功罪についての議論が高まる中、公立学校教育に対する信頼が揺らいでいることも見逃してはならない。

府教育委員会では、平成10年5月の本審議会の「大阪府の教育の基本的な課題を踏まえたこれからの教育の在り方について（答申及び中間答申）」を踏まえて「教育改革プログラム」^{注4}を策定し、これに基づく様々な教育改革が進められており、その中には、国に先駆けて取り組まれたものも少なくない。

しかし、前述のとおり、依然として残された課題や新たに生起した課題もあることから、これらに的確に対応し、公立学校教育への信頼を確かなものとすることができるかが、今問われている。

そのために必要なのは、「教育の拠点は学校である」という基本に立ち返り、学校の持つ総合的な力、すなわち「学校力」^{注5}を向上させていくことに他ならない。

本審議会では、11回に及ぶ審議を重ね、上記の認識のもと、今後10年間を見通して「大阪の子どもたちにはぐくみたい『力』」を示すとともに、「『大阪の教育力』を高めるための3つの観点」を踏まえた上で、「これからの大阪の教育がめざす方向」として6つの取り組むべき重点事項を明らかにした。

本審議会としては、これらの取組みを通じて、校長の強いリーダーシップのもと大阪のすべての学校が、家庭や地域と連携して「学校力」を向上させその存在感を高め、子どもたちが将来への展望を持って生き活きと学べる状況を創り出してもらいたい。そして、公立学校教育への信頼が確立されることを切に願うものである。

1 今後 10 年間に予想される社会変化

これからの大阪の教育がめざす方向について検討するにあたり、今後 10 年間に予想される社会変化について述べる。

(1) 人口動向とその構造

大阪府の人口は、平成 17 年度から 22 年度にかけてピークを迎えた後、減少傾向となり、平成 17 年度からの 10 年間で、約 880 万人から約 860 万人へと約 20 万人減少する見込みである。

公立中学校卒業者は、平成 17 年度以降 10 年間は多少増減しながらも約 7 万人程度でほぼ横ばいの見込みであるが、15 歳未満の人口は、平成 17 年度以降 10 年間で約 120 万人から約 100 万人へと約 20 万人減少し、一層少子化が進行する見込みである。

(2) 教員の年齢構成

府内公立小学校の教員については、大量退職とそれに伴う大量採用により、今後 10 年間でおよそ半数が入れ替わり、年齢構成を推計すると、40 歳以上と 39 歳以下の比率が現在の 6:4 から 3:7 に大きく変化することが予想される。中学校、高校、支援学校^{注6}の教員についても同様の傾向が見込まれる。

(3) 社会情勢

国際化が進み、経済のグローバル化が進展するとともに、知識が基盤となる社会が本格的に到来する。また、海外で外国人と交流する中で、改めて日本や大阪の持つ歴史・伝統についての知識や多文化と共生する姿勢が必要となることが予想される。

大阪の直面する環境問題は、身近な交通環境問題やリサイクル・廃棄物問題から地球温暖化の問題まで多様化・複雑化しており、今後も持続可能な循環型社会への要請が高まることが予想される。

この 10 年で、インターネットや携帯電話等が急速に普及したが、次の 10 年

はこれらの通信手段を有効に活用することが求められる。同時に、昨今、安易に携帯メール等を介して相手に意思を伝達することが多く見受けられることから、改めて、人と人とが直接的な会話を通して意思を伝えることの重要性への認識が高まると思われる。

また、「団塊の世代」の大量退職に伴い、新たな生きがいくくりとしての社会参画の機運が一層高まることが予想される。

(4) 雇用環境

近年、高い失業率、求人と求職のミスマッチの増加など、雇用環境は大きく変化している。その中であって、若年無業者や、いわゆる「フリーター」の増加など、若年層の雇用形態や就労意識が著しく変化してきた。

今後、産業構造において、サービス産業の増大など経済のサービス化が一層進展することが予想され、非正規雇用の増大など、雇用形態がさらに多様化すると思われる。

また、少子高齢社会の到来に加え、成果主義、能力給賃金の導入など、従来の日本型雇用システムの変動に伴い、雇用環境はさらに変化するとともに、個人主導でのキャリア形成が求められる時代が到来することが予想される。

(5) 教育をめぐる制度

国においては、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正されたほか、中央教育審議会^{注7}からは平成 17 年 10 月に「新しい時代の義務教育を創造する」、平成 19 年 3 月には「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」の答申が出され、それらを踏まえた様々な制度改正が行われてきた。

平成 20 年 3 月には小学校・中学校の新学習指導要領が告示され、小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から完全実施されることとなっている。高校や支援学校においても、今後、学習指導要領の改訂が予定されている。

2 大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」

かつて大阪では、時代を先取りする進取の精神に富み、豊かな文化がはぐくまれてきた。教育の分野においても、その時代感覚や心意気が大いに活かされ、適塾や懐徳堂のような私塾を生み、幾多の有為な人材を輩出してきた。

大阪の子どもたちが、こうした歴史や伝統を受け継ぐとともに、これからの変化の激しい社会を力強く生き抜き、次代を担い得る大人になるための「力」をしっかりとはぐくんでいけるよう、以下の点を重視した取組みを進めていくべきと考える。

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学ぶ姿勢や学習習慣を身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動する力をはぐくむ。
- 社会の形成者としての自覚と責任感を養い、公共のルールやマナーを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、互いに助け合い、よりよい社会を創っていく態度をはぐくむ。
- 生涯にわたって心身の健康を保ち、たくましく生きるため、基本的な生活習慣を身に付けさせ、体力を養う。
- 豊かな勤労観や職業観を身に付けさせるとともに、将来の夢や目標を持ち、進路を自ら選択・決定する力や、チャレンジ精神をはぐくむ。
- 生命と人権を尊重し、自分の大切さと共に他の人の大切さを認める、豊かな人間性をはぐくむ。
- 自然や美への感性を磨き、自然を尊重する精神や、環境を大切にする態度をはぐくむ。
- 我が国と郷土への誇りを持ち、大阪がはぐくんできた伝統と文化を尊重するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度をはぐくむ。

3 「大阪の教育力」を高めるための3つの観点

公立学校教育に求められているのは、家庭状況など子どもたちが置かれている状況や子どもたちの個性にかかわらず、すべての子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を保障し、それぞれの力を伸ばすことである。

ここ大阪では、学校現場において競争原理に偏重するのではなく、子ども一人ひとりの教育の機会均等を図ることを大切にして教育の質的向上を図ってきた。そして、「地域性」と「多様性」をキーワードに、地域で生きる子どもたちを、地域の学校で、地域の教育力を活用しながらはぐくむとともに、すべての子どもを大切にする取組みが進められてきた。

義務教育においては、昭和20年代後半の「長期欠席・不就学」^{注8}の課題を克服する取組み以降、「子ども一人ひとりを大切にする」ことを基本に、それぞれの子どもの課題や生活背景を受け止めながら、様々な教育実践が進められてきた。その理念は現在にも引き継がれ、今日的な課題であるいじめや不登校^{注9}等に対しても、子どもの状況に応じたきめ細かな指導・支援が行われている。

高校教育においても、中途退学等の教育課題に対し、生徒の課題や生活背景を踏まえた指導が行われてきた。また、生徒の多様なニーズに応え、特色づくりが進められてきた。

支援教育では、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが地域の学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みが推進されてきた。加えて、知的障がいのある生徒の高校への受け入れなど、子どもが互いの違いを認め合いながらともに成長することをめざした取組みも進められてきた。

この「地域性」と「多様性」という、これまでの大阪の教育が大切にしてきた理念については、これからも継承・発展させていく必要がある。

一方、全国の場合と比べ、自尊心^{注10}や進取の精神が低い傾向にあるという大阪の子どもたちの課題を踏まえ、すべての子どもたちに、社会の担い手として自立して前向きに生きる姿勢をはぐくむことが不可欠である。

今後、「地域性」と「多様性」に加え、子どもたちに前向きに生きる姿勢をはぐくむことを重視した次の3つの観点から「大阪の教育力」を高めていかなければならない。

(1) 地域に根ざす教育

子どもは学校だけでなく、家庭や地域の中でも日々成長する。家族や同級生だけでなく、それ以外の大人や子どもと幅広く交流し、関わりを持つことを通じて様々な能力を身に付ける。また、学校が地域とのつながりを深めることによって相互の信頼が強化され、学校教育は充実する。

したがって、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となって子どもをはぐくむ取り組みを進めていく必要がある。

(2) 違いを認め合うとともに、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育

障がいのある子どもをはじめ、一人ひとりの個性に応じてその力を最大限に伸ばすとともに、他の人を大切にする気持ちや社会性を培うことが重要である。あわせて、様々な立場の人々が、互いの存在や考えを認め合い、関わり合いながら、ともに生きていく態度を身に付けることが大切である。

そのためには、基礎的・基本的な知識・技能を大切にしつつ多様な学びを可能にする教育内容や指導体制を確立するとともに、互いの個性を認め合う学びの場づくりを進めていく必要がある。

(3) 前向きに生きる姿勢をはぐくむ教育

子どもが自立して自らの進路を切り拓き、社会の形成者として社会に貢献する力を育成することが重要である。

そのため、知・徳・体のバランスとともに、未来に向けた志や夢をはぐくむ教育を推進していくことが求められる。

4 これからの大阪の教育がめざす方向（6つの重点事項）

府教育委員会では、平成11年度以降、「教育改革プログラム」や「義務教育活性化推進方策」^{注11}などにに基づき、様々な教育改革の取組みが進められてきた。その中には、スクールカウンセラー^{注12}やスクールソーシャルワーカー^{注13}の配置など、いじめや不登校に対する取組みや新たな職の設置による学校運営の改善等、国に先駆けて取り組まれてきたものも多い。

一方で、再編整備の対象となっていない普通科^{注14}高校の教育条件の整備、支援学校の教育環境の充実などの残された課題や「全国学力・学習状況調査」から明らかになった学力問題、経験の少ない教員の大幅な増加など新たに生じた課題もある。

大阪の教育を発展させていくためには、これまでの取組みを踏まえつつ、子どもを取り巻く状況の変化や残された課題、新たに生じた課題に的確に対応し、子どもたちが日々学び育つ場である学校の持つ総合的な力、すなわち「学校力」を高めていかなければならない。

本答申では、これからの大阪の教育がめざす方向として、校種ごとの(1)～(3)の事項、それらを支える人や組織に関する(4)(5)の事項、教育を受ける主体である子どもに焦点をあてた(6)の事項の6つを重点事項として示した。

これら6つの事項が互いに関わりあいながら、大阪の「学校力」を向上させていくものである。

- (1) 「子どもたちの『確かな学力』をはぐくむ学校づくり」
- (2) 「『入れる学校』から『入りたい学校』『入ってよかった学校』となるための府立高校の充実」
- (3) 「障がいのある子どもの自立を支援する教育の推進」
- (4) 「教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり」
- (5) 「学校の組織力向上と学校への支援強化」
- (6) 「子どもたちの志や夢をはぐくむ教育の推進」

(1) 子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくり

小・中学校の教育を通じ、子どもたち一人ひとりに自立して社会で生きていく力の基礎を育て、多くの人々とともにより良い社会を築いていくために必要な基本的資質を養うことは極めて重要である。とりわけ、学力を身に付けることは、「知識基盤社会」と言われる時代において、子どもたちが幸せになる礎となるものであり、その確実な定着を図ることが必要である。

平成19年度に実施された「全国学力・学習状況調査」等では、大阪の子どもたちが全国に比して正答率が低いこと、無回答率が高いこと等の課題が明らかになった。

学力については、点数で測れる学力はもちろんのこと、測れない学力も大切であり、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、子どもたちの意欲・関心・態度などを育てることが重要である。

そのため、学力向上に向けては授業改善や学習習慣の定着等の取組みに加え、安心して学べる学習環境づくりや生徒指導など、学校としての総合的な取組みにより学力をはぐくむ「学校力」を高めることが必要である。

また、学校内の取組みに加えて、家庭や地域との連携、校種間の連携も欠かすことができない。さらに、学校教育活動の活性化のためには、学校規模の適正化も望まれるところである。

ア 子どもたちに身に付けさせたい学力

子どもたちは、変化する社会の中で学び、育ち、大人になっていく。

その中で必要な学力とは、応用できる力、活用できる力である。したがって、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力とあわせて、自ら学ぶ意欲・態度が身に付くよう、総合的に取り組んでいくことが必要である。

また、共生社会の基盤となる豊かな人間性やコミュニケーション能力、たくましく生きていくための健康・体力も、総じて「生きる力^{注15}」としてとらえて身に付けさせることや、情報社会に鑑み、ITを活用する能力を習得させることも必要である。

さらに、大阪ならではの視点として、ものづくりのまちという特徴を踏まえ、子どもたちの創造力や探究心をはぐくむ活動を重視することや、人権教

育の蓄積を活かし、すべての子どもの能力を最大限に伸ばしていく取組みを充実させることが重要である。

イ 学力向上のための総合的な取組み

(ア) 組織的な取組み

学校が子どもの学力や生活の実態を把握し、学校の課題と目標を明確にした上で、組織的に学力向上に向けた取組みを進めていかなければならない。

(イ) 授業改善

各学校においては、日々の授業の中で、子どもの学ぶ意欲・関心・態度をはぐくんでいけるよう、少人数指導・習熟度別指導をはじめ、個に応じた指導方法の工夫・改善を図ることが重要である。

あわせて、授業評価^{注16}を取り入れながら、学校全体で授業改善に計画的に取り組むことが必要である。

高校においては、小・中学校での学習成果を踏まえ、多様化する生徒の状況に対応した授業改善を行うことが求められる。

(ウ) 学ぶ意欲の育成

学ぶ意欲をはぐくむためには、子どもたちが互いに学びあい、高めあう「学級づくり」や「集団づくり」が不可欠である。

また、学ぶこと、働くこと、自分らしく生きることの大切さを理解し、自己肯定感^{注17}や勤労観・職業観をはぐくむことができるよう、小学校から子どもの発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育^{注18}・進路指導を推進する必要がある。

(エ) 学ぶ態度を支える生徒指導

安心して学べる、落ち着いた学習環境を醸成するとともに、子どもが自ら規律やルールを守り、自律する力を伸ばす生徒指導に取り組む必要がある。特に、中学1年生で急激に増加する暴力行為^{注19}・いじめなどの問題行動や不登校等の課題に対応するためには、小学校・中学校の連携、外部人

材の活用はもとより、子ども自身の問題解決能力の育成が不可欠である。

また、インターネット及び携帯電話の普及による新たな課題に対しても、子どもが被害者にも加害者にもならないよう、啓発や子ども自身が対処できる力の育成などに取り組んでいかなければならない。

(オ) 読書習慣の育成

平成 19 年度の「全国学力・学習状況調査」において、全国に比して大阪の子どもたちの読書量の少なさが明らかになり、そのことが読解力にも関連していると指摘されている。そのため、魅力ある学校図書館づくりを進めるとともに、「朝の読書」等の全校一斉の読書活動など、本に親しむ環境づくりを通して、子どもたちに読書習慣を身に付けさせる取組みを進めていくべきである。

(カ) 保・幼・小・中・高の連携

進学に際し、子どもたちが異なる校種間を円滑に移行できるよう、各校種における教育内容や生活指導などについて、十分に情報交換をするなど、様々な交流や連携を進めることが重要である。

ウ 家庭、地域と連携した取組み

「確かな学力」の基盤をなす基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせ、他人への思いやり等をはぐくむためには、学校・家庭・地域が協働して取組みを進めることが重要である。

また、家庭状況と子どもの学力は関連していることも踏まえ、行政の福祉部門からの働きかけも含めて、支援を要する家庭を支えていくことが大切である。

子どもたちが「なりたい大人像」を持つ機会を創出し、チャレンジ精神や真摯な態度をはぐくむためには、色々な人々と出会い、様々な場を経験することが必要である。そのため、保護者や学生、地域ボランティアなどの外部人材を積極的に活用することが求められる。

エ 学校の適正規模

平成 10 年度の本審議会答申において、「小学校は少なくとも 1 学年各 2 学級、中学校は同様に 1 学年各 4 学級程度の規模が望ましい」としたところであるが、学校教育活動の活性化や子どもたちの学習環境の整備といった観点から、改めて望ましい学校規模について確認する必要がある。

今後、大阪府では 15 歳未満の人口の減少が予測されるとともに、学校の耐震化に向けた相当額の投資が必要とされる状況を踏まえると、小規模の小学校や中学校の統廃合も含め、地域の実情に応じた学校の適正規模の確保に努めていく必要がある。

(2) 「入れる学校」から「入りたい学校」「入ってよかった学校」となるための府立高校の充実

高校進学率が 97%を上回り、生徒の実態や保護者のニーズが多様化する中、府立高校には、幅広いニーズに応え、就職や進学など多様な進路選択を実現するための機関として、ますます高い期待が寄せられている。

このような期待に応えるため、府立高校はすべての高校生に、将来、責任ある社会人として自立していくために必要な基礎的・基本的な知識・技能、規範意識等を確実に身に付けさせ、進路実現の力をはぐくむ必要がある。また、真に必要なもの (Need) と単なる欲求 (Want) を峻別しつつ、生徒一人ひとりの個性を伸ばす多様な教育を展開していくことが求められている。

今後はさらに、「卓越性 (Excellence)」つまり生徒のもつ能力を最大限に伸ばすことと、「公平性 (Equity)」すなわち全体としての教育達成度の引き上げを高い水準で両立させることができるよう、すべての学校が個性化を図り、それぞれの学校が、「入りたい学校」から、さらに、入学した生徒にとって「入ってよかった学校」となるよう、府立高校全体の教育の質の向上を図っていくことが必要である。

ア 特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実

再編整備対象校については、改革の進捗状況を点検・評価し、改革の理念の実現をめざした取組みを進めていくことが求められる。

また、再編整備の対象となっていない学校については、地域性を活かした特色ある学校づくりを支援するなど、活性化方策を講じるとともに、平成 19 年度の通学区域の改正を踏まえ、一層幅広い学校選択を可能とする施策について検討することが求められる。

学校の適正規模については、スケールメリットを活かした部活動や学校行事の活性化、機動的な生徒指導体制の確立など、各学校の教育活動の充実・活性化の観点から、一定の弾力化が求められる。特に 1 学年 8 学級を基準としている普通科については、6～10 学級程度と弾力的に運用することを検討する必要がある。

一層幅広い学校選択を可能とする観点からは、各通学区域に特色ある専門学科や専門コース等をバランスよく整備することなどについて検討すること

が必要である。

入学者選抜制度については、全日制の課程の募集人員に対する前期選抜の比率が約37%となっており、中学3年生の教育活動や進路指導への影響といった観点からも、選抜制度のあり方について早急に検討を進めていくことが求められる。

イ 幅広いニーズに応える学校づくり

府立高校については、高校生としての基礎的な学力を保障することを前提として、多様な学習と幅広い進路選択を可能とする特色づくりを進めることが求められており、特にエル・ハイスクール^{注20}事業等の成果を踏まえ、次代をリードする人材の育成を図ることが重要である。

再編整備の対象となっていない普通科や、中途退学、不登校等の課題が集中している学校に対しては、中途退学等の課題の解決を通して、責任ある社会人を育成するという本来の目的を達成できるよう、教育条件の整備や支援を積極的に進める必要がある。

今後、普通科を含め、すべての学校が自校の状況を踏まえた特色づくりの定着と充実を図るため、必要な取組みを企画・提案し、府教育委員会が評価・支援していくことが必要となってくる。

また、生徒の一部には、結果として自分の個性や学びのスタイルと学校の選択がミスマッチを起こしていたり、学ぶことに主体的に取り組めていない状況があることから、特色づくりの内容について、生徒や保護者へ分かりやすく情報提供することに留意しなければならない。

幅広いニーズに応える特色づくりにおいては、そのニーズの妥当性を見極めた上で、生徒の進路保障や豊かな職業観の育成という観点で特色づくりのメニューを設定する必要がある。あわせて、特色づくりの成功事例を広く発信するなど、府立高校全体の教育の質の向上につなげていくことが重要となる。

中高一貫教育^{注21}については、能勢地域における連携型の取組みが成果を上げていることから、今後、教育内容をさらに充実させ、他の地域においても展開を図っていくことが望ましい。

大学等高等教育機関との連携については、生徒の目的意識の高揚とともに、

後期中等教育の深化と活性化を図り、高等教育との円滑な接続を進める観点から推進していくべきである。

ウ 生徒の「自立・自己実現」の支援

自己の生き方やあり方、社会人として自立していくために必要な基礎的・基本的な知識・技能、規範意識等を身に付けさせるため、すべての学校でキャリア教育を推進していくことが必要である。

高校は、知識・技能の習得を目的とする学びの場であるとともに、社会性や自尊感情、自己肯定感をはぐくむ場でもある。各学校においては、それぞれの生徒の状況に応じて、小・中学校や支援学校、福祉関係諸機関等との連携のもと、学校外の教育力の活用を図りながら、生徒を支援するための取組みを充実させていく必要がある。また、勤労観・職業観を育成することに重点を置いた専門コースの設置等についても工夫を図っていくことが大切である。

なお、通信制の課程^{注22}については、多様な学習機会を提供するという重要な役割があることから、今後ともその役割を果たすための工夫が求められる。

(3) 障がいのある子どもの自立を支援する教育の推進

近年、障がいのある幼児・児童・生徒数の増加や障がいの重度・重複化、多様化など、障がいのある子どもを取り巻く状況は大きく変化している。

その中で、障がいのある子どもが、地域の学校や支援学校など、多様な選択肢の中でのびのびと学習できる環境の充実が求められており、これまで進めてきた「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する必要がある。

あわせて、障がいのある子どもが、将来、地域社会の中で自立し、生き活きと暮らしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や、生涯にわたって一貫した支援を行うことが求められており、個に応じ、将来を見すえた教育を推進していく必要がある。

さらに、支援教育の推進にあたっては、福祉や医療、労働等の関係機関と連携し、幼児期から卒業後までを見通した「個別の教育支援計画」^{注23}、「個別の指導計画」^{注24}を策定し、効果的に活用するなど、就労をはじめ、障がいのある子どもの社会的自立を支援する教育の充実が重要である。

ア 知的障がい支援学校等の教育環境の充実

平成4年度の本審議会の答申で、児童・生徒数150～200人程度の規模で学校を整備していくことが妥当とした。ソフト面での充実などが行われており、この規模を超えれば直ちに対応が必要であるとは考えないが、150～200人程度の規模を大きく上回っている学校については、教室不足による学習指導上の課題や、教員数の増による管理上の課題等を踏まえた教育環境の充実が求められていることから、速やかに対応をするべきである。その際には、現在の学校の施設規模をはじめ、学習指導や学校運営などの諸条件を勘案し、新たな学校の設置も視野に入れ、適切に対応する必要がある。

また、通学バスの運行に関しては、バス通学をしている児童・生徒の約1割が乗車時間の目標である60分を上回っているため、バスの増車や運行経路の見直し等、乗車時間の短縮のための対策が必要である。

あわせて、高等部を卒業した知的障がいのある生徒の就職状況は、全国と比して約10ポイント低いという状況にある。そのため、高等部生徒の卒業後における社会的自立に向け、生徒一人ひとりの生涯を見すえ、本人や保護者の就労に関するニーズを把握するとともに、社会のニーズや大阪の産業特

性を踏まえ、地域や企業と連携したカリキュラム編成、職業コース・学科の設置等を進める必要がある。さらに、就職後においても、卒業生や企業が相談しやすい体制を整備することが求められる。

府立たまがわ高等支援学校のような就労を通じた社会的自立をめざす学校については、生徒や保護者のニーズが高く、進路選択肢の多様化という観点からも、今後、高校の通学区域を踏まえるなど地域バランスを考慮しながら、計画的に配置していくことが必要である。

イ 知的障がいのある生徒の高校における学習機会の充実

自立支援推進校^{注25}や共生推進モデル校^{注26}の取組みについては、社会性の向上や自立心の高まりなどの成果を上げているほか、志願倍率も高いことから、今後とも成果や課題を検証し、地域バランスを考慮するとともに、高校と支援学校との連携を図りながら、高校における学習機会の充実を図っていくべきである。

ウ 義務教育における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

すべての小・中学校で「ともに学び、ともに育つ」教育が推進されるよう、看護師や非常勤講師の配置などの充実が求められている。また、市町村教育委員会においては、小・中学校での支援教育の現状やニーズを集約・分析し、必要に応じて、支援学校が行う教育相談等に的確につないでいくことが重要となる。

さらに、すべての教員に対し、支援教育に関する研修の充実を図るとともに、学校全体として「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に取り組む必要があることから、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことができるよう、支援学級^{注27}の教室配置にも十分配慮し、子どもたちの交流を促進することが必要である。

エ 府立支援学校のセンター的機能の発揮

支援学校については、小・中学校、高校等からの要請に的確に応えられるよう、教員の専門性の向上や校内体制の整備・充実、地域支援にあたる教員が活動しやすい環境の充実が求められる。

オ 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

支援学校のみならず、小・中学校、高校等においても、必要とされるすべての子どもについて、幼児期から卒業後までを見通した「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」が策定され、効果的に活用されるべきである。

とりわけ「個別の教育支援計画」については、進学や転学に際しても一貫性のある教育が適切に行われる必要があることから、福祉や医療、労働等の関係機関と連携し、一人ひとりの子どものニーズに応じた必要な支援をその都度検討し、活用を図ることが重要である。

小・中学校については、「個別の教育支援計画」の策定・活用状況が 30% 台であることから、必要とされるすべての子どもについて、計画が早期に策定・活用されるよう支援が求められている。

(4) 教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり

「学校力」を高めるためには、教員の力を向上させるとともに、その力が最大限に発揮されるような仕組みづくりが重要となってくる。

現在、大阪府では、かつて大量採用された教員の定年退職時期を迎えており、府内の公立学校の教員は50歳以上が半数を占める状況にある。今後10年間を見通すと、教員の半分は新たな人材となり、校長や教頭といった管理職もそのほとんどが入れ替わり、年齢構成が大きく若返ることが見込まれている。

来る10年間は大阪の公立学校が新たな人材を得て、新しい学校づくりが始まる変革の時代である。大量採用が続く中でどのようにして熱意ある優秀な人材を確保していくのか、その前提として教員をめざす者を増やすにはどうすればいいのか。また、ベテラン教員がこれまでの教育活動の中で培ってきた豊富な経験を、経験の少ない教員にどのように伝え指導・育成していくのか。さらに、学校運営の中核となるミドルリーダーをどのように育てていくのか、新しい時代の学校を支える管理職にどのような使命を与え、ビジョンを描かせるのか、そのためのキャリア形成をどうするのかなど、克服すべき課題は多い。

今後、大阪の教育がこの変革の時代を乗り切っていくためには、これまで大学が担っていた教員の養成段階に踏み込み、教員採用につなげ、その後の指導・育成、キャリア形成に至る一貫したシステムの構築が必要であり、府教育委員会としての果敢な取組みが求められている。

ア 経験の少ない教員への指導・育成

教員の大量退職・大量採用により、とりわけ経験の少ない教員に対する支援など、府教育センターの機能を強化することが必要である。また、必要に応じて民間の研修機関等と連携を図ることも効果的である。

学校においては、日常の教育活動におけるOJT^{注28}や校内研修の体制づくりの充実を図るため、校長がリーダーシップを発揮し、首席^{注29}や指導教諭^{注30}の有効な活用などに組織的に取り組んでいくことが必要である。

人事異動については、異動による教員のキャリア形成や能力向上が計画的に図られるような人事システムの構築が必要であることから、教員の適性に配慮した適材適所の配置や、積極的な人事交流により多様な職場を経験することで教員の資質向上に結びつけるなどの取組みが進められるべきである。

イ 将来を担う管理職の養成

教員の年齢構成の変化により管理職候補者が大幅に減少するため、若い年齢層から管理職へ思い切った登用を図ることが必要となることから、早い時期から将来の管理職候補者として、管理職に必要な資質とスキルを育成していくことが重要である。

また、行政経験者を含む民間人の管理職登用についての仕組みは整備されているが、さらなる活用を図っていくことが望まれる。

今後、管理職に求められる資質とスキルを明確化し、「評価・育成システム^{注31}」の有効活用や管理職研修などにより、その向上を図っていかねばならない。

ウ 熱意ある教員の確保

熱意ある教員を採用するためには、教員採用選考について工夫を積み重ねていくことが不可欠である。

大阪の教育の魅力をPRしたり、教員をめざす学生が実践的指導力を身に付けるとともに教員としてのやりがいを感じてもらえるような方策を講じる必要がある。教員をめざす学生を対象とした教員養成講座の開設など、大学教育への影響に配慮しつつも、意欲的な学生を採用試験の受験に結びつける取組みが進められるべきである。また、一旦教職を離れた人が再び教職に戻りやすいような工夫も必要である。

教員採用選考についても、従来から実施している社会人経験者や現職教諭を対象とした選考などのさらなる活用に努めるとともに、選考方法の工夫を行なうことにより、大阪府における教員の年齢構成の著しい不均衡の是正を図っていくことが求められている。

エ 授業力の向上

授業力は、子どもたちに「確かな学力」を身に付けさせるためにも、教員に求められる最も基幹的な資質・能力であり、この力を向上させるため、学校は子どもたちの実態を踏まえつつ、子どもにはぐくみたい力・身に付けさせたい力を学校の教育目標に明確に位置づけ、目標達成に向け組織的に取り組まなければならない。その際、日々の教育活動の中で教員が「同僚性^{注32}」を

高め、授業力の向上につなげていくことが大切である。

あわせて、指導教諭を活用して模範授業を行ったり、学校教育目標に沿った授業評価軸を学校単位で確立し、学校運営改善の一環として「授業評価システム」を構築していくことも必要となる。

また、府教育センターにおける「カリキュラム NAVi プラザ」^{注33}等を活用して、教員の自主的な研修を支援していくことが求められる。

オ 指導が不適切な教員への対応

指導が不適切な教員に対しては、まず、学校内での指導・研修が実施されることとなるが、その効果が見られないと判断される場合には、速やかに校外の指導改善研修に移行すべきである。その際には、校長が逡巡せず毅然と決断できるよう、校長に対する教育委員会としての支援方策を構築することが不可欠である。

また、当該教員が研修終了後においてもなお指導が不適切と認定される場合については、分限免職などの対応も可能となっていることから、教育委員会として厳格に対応していくべきである。

カ 「がんばっている」教員への応援

「評価・育成システム」の本来の目的は、教職員の資質・能力の向上と学校の活性化であるが、教育活動に意欲的に取り組み、他の教員の模範となるような、いわゆる「がんばっている」教員への応援にも資するものである。

教員が学校の組織目標を踏まえて自己目標を設定することは非常に重要であり、このシステムにおいてもそういったプロセスが明確に位置づけられていることから、「評価・育成システム」等をさらに積極的かつ有効に活用しながら、「がんばっている」教員への応援方策を講じていくことが望まれる。

(5) 学校の組織力向上と学校への支援強化

学校が子どもたちにとって魅力あふれる場となり、保護者や地域、府民の信頼に応えるためには、教職員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、学校の自主性、自律性を高めていくことが必要である。

そのためには、各学校において校長が自らの使命とビジョンを明確に掲げるとともに、校長の経営力とリーダーシップを向上させることが重要である。また、校長と志を共有した教職員が一丸となって教育活動に取り組み、互いに研鑽し、その力を最大限に発揮できるよう、学校の組織力を向上させなければならない。

その際には、学校運営の改善のために行う「学校評価」^{注34}がより実効性のあるものとなるよう工夫・改善することが求められる。さらに、困難な課題の解決に向け、外部人材との連携や、課題に即応したチームによる支援方策が確立されるべきである。

あわせて、それを支える教育委員会の体制づくりを行うことが求められる。

ア 学校の組織的な運営と自立的取組みの支援

学校が組織的に機能していくためには、学校組織として教育目標を掲げ、その実現に努めることが必要であり、校長の適切なリーダーシップのもと、首席や指導教諭の活用、ミドルリーダーの育成、教員の学校組織運営への参画意欲を高めていくことが求められる。その具体的な方策としては、これまで全国に先駆けて、「学校教育自己診断」^{注35}と「学校協議会」^{注36}を関連させながら進めてきた「学校評価」を充実させるとともに、教育委員会が行う様々な支援と連動させながら、学校運営の改善と発展を図っていくことなどが考えられる。

その際、教職員としての「同僚性」を高め、「まとまりがあり、気持ちのそろった教職員集団」を形成することが重要である。

一方、校長が学校経営ビジョンを掲げ、リーダーシップを発揮しながら、教員とともに教育目標の実現に取り組めるよう、教育委員会は予算や人材を確保するなど自立的取組みを支援する方策を講じるべきである。

イ チームによる支援

学校が子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を保障するためには、学校の組織力の向上とともに、学校外の専門家等との連携を強め、学校全体として子どもを支援する「学校力」を高めていくことが重要である。

学校経営に関する事項や、保護者対応等において学校のみでは解決が困難な事象及びいじめ・不登校・暴力行為等の諸課題に対しては、専門性を有する外部人材、関係諸機関等と教育委員会が連携したチームによる学校への支援が効果的であり、その充実が喫緊の課題となっている。

ウ 専門家等を活用した心のケアシステム

生徒指導上の課題に対応するため、教員が主体的に取り組むとともに、専門家等の外部人材を有効に活用した子ども及び保護者に対する支援が必要である。

そのため、未然防止の観点も踏まえ、臨床心理士^{注37}・社会福祉士^{注38}・弁護士・医師（精神科、心療内科、小児科）等の専門家及び関係諸機関と学校との円滑かつ有効な連携（ネットワーク）と協働（コラボレーション）による、心のケアのためのシステムと教育相談体制を充実させるべきである。

エ 校務の効率化

教職員が子どもと向き合う時間を確保するためには、早急に必要なIT機器を整備し、それらを活用して情報の共有化を進めるとともに、現在モデル的に実施している学校事務の共同実施の成果も踏まえ、校務のあり方の見直しと効率化を図っていく必要がある。

あわせて、教職員がIT機器を活用できるよう、大学等とも連携して、ITに関する知識・スキルの習得の機会を設けることが求められる。

オ 地域に開かれ、地域に根ざした学校づくり

学校は、保護者や地域に信頼され、地域の子どもの「学び」と「はぐくみ」を保障する場であることを期待されている。また、保護者や地域の人々が学校の教育活動について十分に理解を深めるとともに、その意見が学校運営に反映されることが大切である。

そのため、学校はビジョンや教育目標を明確に示して自己評価、外部評価を進め、学校運営の改善につなげるとともに、学校の情報を効果的に発信していくことが重要である。

また、学校は、保護者はもちろんのこと、教育委員会や行政機関、企業や地域の人々と教育活動を通じて連携することにより、学校を核として地域が結びつき活性化するような取組みを進める必要がある。その際、学校がこれらの機関や様々な立場の人々をコーディネートすることが求められる。

(6) 子どもたちの志や夢をはぐくむ教育の推進

都市化、少子化が進展する中で、家庭の教育力が低下し、地域のつながりも希薄化していることが指摘されている。また、公共のルールやマナーを守らない大人の増加や、モラルの低下を指摘する声があり、社会を構成する一人ひとりに、自ら果たすべき責任の自覚や正義感、志などが欠けるようになってきているのではないかと懸念する意見もある。

同様に、子どもたちの規範意識や他者とのコミュニケーション能力の低下、社会への関心の低さも指摘されている。

今後、社会の構成員一人ひとりが規範意識や公共の精神、高い倫理観を持ち、主体的に行動する社会を築いていくためには、次代を担う子どもたちがよりよい社会を創っていくという志を持ち、人として充実した人生を送るために必要な夢をはぐくむ教育を推進していくことが重要である。

ア 様々な機会を通じた取組み

子どもたちの学ぶ意欲や自己肯定感の育成に向けて、授業や道徳、特別活動など様々な教育機会を通じ、自他の命を大切にする心や豊かな情操、規範意識、公共の精神などとともに、志や夢を持ち、理想の実現に向かって生きる力をはぐくむことが求められている。

子どもが将来自立した大人として生きていく力を身に付けるためには、キャリア教育と関連させながら、人間関係形成能力や情報活用能力、将来設計能力、意志決定能力などの力や、社会人・職業人としての基礎的な態度・資質の育成が必要となる。

体験活動についても、他者に対する思いやりや自然に対する畏敬の念、環境を大切にする態度をはぐくむという点で極めて重要であり、子どもたちが夢や憧れを持つ大人と出会い、今の自分の生き方を考え、人としての生き方を学ぶ取組みを進めていくべきである。

イ 子どもの成長過程に応じた取組み

小学校中学年までの幼児・児童については、体験活動等を通して、人として生きるための善悪の判断やルールを守ることの大切さを指導することが重要である。

小学校高学年や中学校においては、児童・生徒自らが学校や学級のルールを作り、そのルールを守るといった自主的・主体的な姿勢をはぐくむとともに、学校があいさつ、時間厳守など重点的な目標を定め、その指導の徹底を図ることが必要である。

高校においては、生徒が近い将来に社会人として自立していく段階であることを十分認識し、生徒が規範意識やマナーを身に付け、「確かな学力」を基盤として、社会の構成員としての義務を果たすとともに、自らより良い社会を創ろうとする態度を身に付けるなど、志や夢をはぐくむ教育を系統的に推進すべきである。

また、基本的な生活習慣を定着させ、豊かな情操をはぐくむためには、家庭の教育力の向上が不可欠である。近年、親に対する「親学」といった取り組みが進められているが、将来の親となる児童・生徒に対する「親まなび」^{注39}の機会を提供することは非常に有効である。

ウ 学校と地域の協働による社会全体での取り組み

子どもたちは、学校だけでなく家庭や地域、さらには社会の風潮等からも大きな影響を受ける。

子どもたちに生命の大切さや他者を思いやる気持ち、感謝や努力など豊かな心をはぐくむとともに、社会の構成員として必要な規範意識を身に付けさせるためには、身近な大人が、自分自身を見つめなおし、子どもたちに関わっていくことが重要である。

近年、地域の大人や異年齢の子どもたちと交流する機会が減少しつつあることから、学校においては異なる校種間も含めた異年齢交流を推進するとともに、地域の人々とともに取り組める教育活動を進めるべきである。

一方、地域の側にも、学校と協働した取り組みに積極的に参画し、「地域の子どもは地域が育てる」という意識改革につなげ、主体的に子どもに関わっていこうという気運を醸成していくことが望まれる。

エ 読書活動

子どもたちが読書を好きになるためには、小さい頃から、発達段階に応じて、心に響くような読書を推進していくことが重要であり、学校での一斉読

書の実践など、読書の楽しさと出会う機会を設定していくべきである。

また、学校と地域や図書館等との連携を深めていくことが大切である。

おわりに

本審議会としてここまで、「学校力」を向上させ、公立学校教育への信頼を確かなものとするために取り組むべき重点事項について言及してきた。

教育は「国家百年の計」と言われる。同じく、将来の大阪を担う子どもたちの教育は「大阪創造百年の計」である。たとえ財政難の中にあっても、今の子どもたちへ必要な教育条件を整えることは、言わば未来への投資であり、必ず実を結び大阪の貴重な財産となる。逆に、今、それを怠ることは、大阪の未来に「負債」を残すことに他ならない。

世界を見ても、グローバル化の進展の中で、地球温暖化、エネルギー問題、食糧問題など、様々な課題が生起している。こうした中、日本が世界において果たすべき役割を担っていくためには、何よりも人材の育成が必要であり、そのためには教育の充実が不可欠である。世界で活躍しうる人材をここ大阪から輩出するという気概を持ち、思い切った取組みを進めるべきである。

本審議会として「これからの大阪の教育がめざす方向について」答申するにあたり、教育の重要性を改めてここに強く表明する。

今回、答申として取りまとめた内容を十分に踏まえ、今後、府教育委員会において、大阪における「学校力」を向上させ、公立学校教育への信頼を確かなものとするため、「大阪の教育ビジョン」（仮称）を策定し、全国のモデルとなるような新たな教育への取組みを進められることを切に望む。

また、この答申は、府教育委員会に対して行うものであるが、府民の方々にも是非読んでいただきたい。そして、大阪の公立学校教育がどうあるべきか、府民一人ひとりが大阪の教育に対してどのように関わるべきかについて、ともに考える契機としていただきたい。

用語解説

(1) 全国学力・学習状況調査【1 ページ】

小学校 6 年生・中学校 3 年生を対象にした、学力と生活・意識等に関する全国調査。
(平成 19 年度から文部科学省が実施。)

(2) いじめ【1 ページ】

児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。平成 19 年 1 月に定義を見直す。)

(3) ゆとり教育【1 ページ】

「ゆとり教育」は、ゆとりの中で児童・生徒が学習にじっくり取り組める時間を確保し「生きる力」を育成することをめざす。もともと、「ゆとり教育」の考えは、昭和 52 年の教育課程の基準の改善に際して「ゆとり」が強調されたことに遡る。

(4) 教育改革プログラム【1 ページ】

学校教育の再構築と総合的な教育力の再構築を柱に平成 11 年 4 月から 10 年間の計画期間として策定された府教育委員会の施策実施計画。

(5) 学校力【1 ページ】

学校の持つ総合的な教育力のこと。学校が備えるべき力として、「気持ちのそろった教職員集団」、「戦略的で柔軟な学校運営」、「豊かなつながりを生み出す生徒指導」、「すべての子どもを支える学習指導」、「ともに育つ地域・校種間連携」、「双方向的な家庭とのかかわり」、「安心して学べる学校環境」、「前向きで活動的な学校文化」の 8 つの要素が『学校改善のためのガイドライン』の中の「学校力向上のためのガイドライン」で示された。(平成 20 年 2 月、府教育委員会発行)

(6) 支援学校【2 ページ】

学校教育法の改正により、盲学校、聾学校、養護学校が特別支援学校に改められた。大阪府では、平成 20 年 4 月から、「盲学校」を「視覚支援学校」に、「聾学校」を「聴覚支援学校」に、「養護学校」を「支援学校」に改め、これらを総称して「支援学校」という用語を使用している。

(7) 中央教育審議会【3 ページ】

文部科学大臣の諮問組織で、国の教育の重要事項に関して審議する。初等中等教育分科会など 5 分科会を設置。委員 30 人以内、任期 2 年（再任可）。

(8) 長期欠席・不就学【5 ページ】

長期欠席は、学齢期間中の児童・生徒が年間 50 日以上、連続的または断続的に欠席した場合をいい、不就学は、就学する年齢に達した児童・生徒が学校に就学していない状態をいう。昭和 20 年代、家庭が経済的に厳しい子どもたちは「長期欠席・不就学」の状況にあった。

(9) 不登校【5 ページ】

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。）

(10) 自尊感情【5 ページ】

「自分はまわりの人から認められている」「自分はやればできる」などといった自己の存在を肯定的に捉える感情。

(11) 義務教育活性化推進方策【7 ページ】

「教育改革プログラム」のさらなる推進を図るため、義務教育段階における課題について、その対応や市町村が一層効果的な施策選択を行うための支援方策を整理し、概ね「教育改革プログラム」の計画期間内に取り組む具体的方策をとりまとめたもの。

(12) スクールカウンセラー【7 ページ】

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教員へのアドバイス等を行う、中学校に配置されている臨床心理士。

(13) スクールソーシャルワーカー【7 ページ】

不登校等、生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもたちの生活環境の改善について、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る。

(14) 普通科【7 ページ】

普通教科を幅広く学び、広い知識と教養、柔軟な思考力を養うことをめざす学校。専門コース（美術・体育・理数・保育・海洋など）を設けている学校もある。

(15) 生きる力【8 ページ】

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」（知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等）、「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等）、「健康と体力」（たくましく生きるための健康や体力等）などの要素からなる力。

(16) 授業評価【9 ページ】

確かな学力の向上をめざして、「わかる授業」「魅力ある授業」を実現するために、児童・生徒、教職員、保護者等が授業についての評価を実施し、組織的な授業改善に活かすための取り組み。

(17) 自己肯定感【9 ページ】

かけがえのない存在である自分を好きになり、自分自身の良さや個性を自覚し、それをさらに伸ばそうとする気持ち。自分に自信を持つとともに人間への信頼感につながるもの。

(18) キャリア教育【9 ページ】

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度をはぐくむ教育。

(19) 暴力行為【9 ページ】

「自校の児童・生徒が起こした暴力行為」をいい、「対教師暴力」、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士の暴力行為に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4形態を調査対象とする。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による。）

(20) エル・ハイスクール【13 ページ】

21 世紀をリードする創造力溢れた人材や先端的な科学技術を支える人材などの育成を目的に、特色ある取り組みを行い、その実践結果を他の高校の教育活動に提供する高校を重点校（エル・ハイスクール）として 17 校指定し、平成 15 年度から研究開発を進めている。

(21) 中高一貫教育【13 ページ】

中高一貫教育の実施形態には「中等教育学校」「併設型中学校・高校」「連携型中学校・高校」の3種類がある。中等教育学校は6年間の一貫教育を実施する学校。併設型は同一の設置者による中学校と高校とを高校入学者選抜を行わずに接続するもの。連携型は、設置者の異なる中学校と高校とを教育課程編成の工夫や教員・生徒間交流等により連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。

(22) 通信制の課程【14 ページ】

「通信による教育を行う課程」のことで、提出するレポートの添削指導と、週に2～3回のスクーリング（面接指導）により学習を進める。

(23) 個別の教育支援計画【15 ページ】

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

(24) 個別の指導計画【15 ページ】

個別の教育支援計画をふまえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動などにおける指導計画。

(25) 自立支援推進校【16 ページ】

平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申「高等学校における知的障がい生徒の受入れ方策について」を踏まえ、平成13年度から5年間の調査研究を継承し、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもの。「知的障がい生徒自立支援コース」を設置している高校（平成20年7月現在、府立高校9校）をさす。

(26) 共生推進モデル校【16 ページ】

平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申を踏まえ、自立支援推進校と併せて、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもの。現在、府立たまがわ高等支援学校と府立枚岡樟風高校の両校を指定している。府立たまがわ高等支援学校の生徒が、府立枚岡樟風高校に設置した共生推進教室において、毎日、府立枚岡樟風高校の生徒とともに学んでいる。

(27) 支援学級【16 ページ】

学校教育法の改正により、特殊学級（養護学級）の名称が特別支援学級に改められた。大阪府においては、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、情緒障がい学級を小・中学校に設置している。大阪府では、これらを総称して「支援学級」という用語を使用している。

(28) O J T【18 ページ】

On-the-Job Training の略。職業指導手法の一つで、職場での具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを、意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成する指導手法のこと。

(29) 首席【18 ページ】

校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。府立学校は平成 18 年度から、小・中学校は平成 19 年度から配置。

(30) 指導教諭【18 ページ】

学校に配置され、教育長及び校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研修支援、地域連携の職責を担う。府立学校は平成 18 年から、小中学校は平成 19 年度から配置。

(31) 評価・育成システム【19 ページ】

教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を得ながら目標の達成に取り組み、自己点検と校長等による評価、取り組みの改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上、教育活動の充実及び学校の活性化に資することを目的として、全ての教職員を対象に平成 16 年度から実施。平成 19 年度から評価結果を給与に反映。

(32) 同僚性【19 ページ】

仕事仲間と互いに高めあい、成長しあう関係のこと（collegiality）。同僚性が低い職場は、教職員は孤立感を抱きやすく、また職業人としての成長も期待しにくく、同僚性が高い職場は、支え合う形が出来ており、豊富な切磋琢磨の機会がある。

(33) カリキュラム NAVi プラザ【20 ページ】

教員の自主的・主体的研修の奨励・支援などを目的とし、授業力アップ等のための相談、授業実践等の教材化・普及などの支援体制を整備するとともに、教職をめざす学生に対する相談・支援等を行う。平成 19 年 4 月に府教育センターに開設。

(34) 学校評価【21 ページ】

学校運営の改善をめざすことを目的として、各学校が教育活動その他の学校運営について点検・評価する取組み。学校教育法施行規則において、「学校運営自己評価と結果公表義務」等が規定されている。

(35) 学校教育自己診断【21 ページ】

学校教育活動が児童・生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、教職員、児童・生徒、保護者らが記入する診断票に基づいて、学校自らが学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。

(36) 学校協議会【21 ページ】

保護者や地域住民等の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、学校運営改善を図る目的で設置される学校支援組織で、文部科学省が示す「学校評議員」が一堂に会して協議する会議と同趣旨のもの。

(37) 臨床心理士【22 ページ】

心理学の専門家のうち、臨床心理学を学問的基盤に持つ者で、原則として指定された大学院を修了し（第 1 種指定大学院の場合）、あるいは修了後 1 年以上の臨床経験（第 2 種指定大学院の場合）を経て、臨床心理士資格試験に合格し認定資格を有する者。

(38) 社会福祉士【22 ページ】

「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた国家資格を有し、専門的知識及び技術をもって社会福祉業務に携わる者。

(39) 親まなび【25 ページ】

対話や交流を通して、子育ての大切さ等を学習する取組み。将来、親となる児童・生徒が、親として子どもとしっかり向き合い、自信をもって子育てできる力をはぐくむことや、自分を大切にするとともに相手を尊重する気持ち、人と人とのつながりの大切さなどを互いに学びあい、高めあうのに有効。

答申の概念図

これからの大阪の教育がめざす方向について ～「学校力」の向上をめざして～

大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」

基礎・基本と学ぶ意欲

社会を創っていく態度

心身の健康、体力

進路選択、決定力

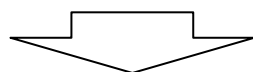
生命と人権の尊重

自然尊重の精神、環境を大切にす態度

伝統と文化の尊重、国際社会への寄与

「教育の拠点は学校」という基本に立ち返る

「学校力」の向上



《6つの重点事項》

(1) 子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくり

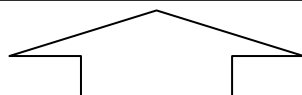
(2) 「入れる学校」から「入りたい学校」「入ってよかった学校」となるための府立高校の充実

(3) 障がいのある子どもの自立を支援する教育の推進

(4) 教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり

(5) 学校の組織力向上と学校への支援強化

(6) 子どもたちの志や夢をはぐくむ教育の推進



「大阪の教育力」を高めるための3つの観点

(1) 地域に根ざす教育

(2) 違いを認め合うとともに、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育

(3) 前向きに生きる姿勢をはぐくむ教育

答 申 の 概 要

これからの大阪の教育がめざす方向について

～「学校力」の向上をめざして～ (答申) **概要**

1 今後 10 年間に予想される社会変化 (→本文 2～3 ページ)

- (1) 人口、15 歳未満の人口は減少。公立中学校卒業者は今後 10 年間はほぼ横ばい。
- (2) 教員の年齢構成は、40 歳以上と 39 歳以下の比率が 6:4⇒3:7 に大きく変化。
- (3) 国際化、経済のグローバル化の進展。循環型社会への要請。通信手段の有効活用。社会参画の機運。
- (4) 雇用形態の多様化。成果主義、能力給賃金の導入など、雇用環境が大きく変化。
- (5) 新学習指要領の実施。

2 大阪の子どもたちにはぐくみたい「力」(→本文 4 ページ)

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、学ぶ姿勢や学習習慣を身に付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動する力をはぐくむ。

社会の形成者としての自覚と責任感を養い、公共のルールやマナーを守るなど、規範意識を身に付けさせるとともに、互いに助け合い、よりよい社会を創っていく態度をはぐくむ。

生涯にわたって心身の健康を保ち、たくましく生きるため、基本的な生活習慣を身に付けさせ、体力を養う。

豊かな勤労観や職業観を身に付けさせるとともに、将来の夢や目標を持ち、進路を自ら選択・決定する力や、チャレンジ精神をはぐくむ。

生命と人権を尊重し、自分の大切さと共に他の人の大切さを認めあう、豊かな人間性をはぐくむ。

自然や美への感性を磨き、自然を尊重する精神や、環境を大切にす態度をはぐくむ。

我が国と郷土への誇りを持ち、大阪がはぐくんできた伝統と文化を尊重するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度をはぐくむ。

3 「大阪の教育力」をさらに高めるための 3 つの観点 (→本文 5～6 ページ)

- | | | |
|--------------|----------------------------------|----------------------|
| (1) 地域に根ざす教育 | (2) 違いを認め合うとともに、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育 | (3) 前向きに生きる姿勢をはぐくむ教育 |
|--------------|----------------------------------|----------------------|

4 これからの大阪の教育がめざす方向 (→本文 7 ページ)

これまでの取組みを踏まえつつ、子どもをとりまく状況変化や残された課題、新たに生じた課題に的確に対応 → 学校の持つ総合的な力を高めていかなければならない。

「教育の拠点は学校」という基本に立ち返る

「学校力」の向上

6つの重点事項（→本文8ページから）

(1) 子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくり（→本文8～11ページ）

小・中学校の教育を通じ、基礎・基本の確実な定着とともに、意欲・関心・態度などを育てることが重要。

ア 子どもたちに身に付けさせたい学力

- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得。思考力、判断力、表現力、自ら学ぶ態度・意欲の習得に向けた総合的な取組み。豊かな人間性、コミュニケーション能力等「生きる力」、ITの活用能力、創造力・探究心の育成。

イ 学力向上のための総合的な取組み

- (ア) 組織的な取組み
 - ・ 課題と目標の明確化。組織的な取組み。
- (イ) 授業改善
 - ・ 個に応じた指導。授業評価の活用。

(ウ) 学ぶ意欲の育成

- ・ 互いに学びあい、高めあう学級・集団づくり。系統的・継続的なキャリア教育・進路指導。

(エ) 学ぶ態度を支える生徒指導

- ・ 安心して学べる落ち着いた学習環境の醸成。自律する力を伸ばす生徒指導。中1問題への対応。新たな課題への取組み。

(オ) 読書習慣の育成

(カ) 保・幼・小・中・高の連携

ウ 家庭、地域と連携した取組み

エ 学校の適正規模

など

(2) 「入れる学校」から「入りたい学校」「入ってよかった学校」となるための府立高校の充実（→本文12～14ページ）

進路実現の力をはぐくみ、生徒一人ひとりの個性を一層伸ばす多様な教育の展開。

ア 特色づくり・再編整備の成果と課題を踏まえた府立高校の充実

- ・ 再編整備対象校の更なる取組み。再編整備対象校外の活性化。学校の適正規模の一定の弾力化。特色ある専門学科や専門コース等のバランスよい整備。入学者選抜制度のあり方検討。

イ 幅広い教育ニーズに応える学校づくり

- ・ 基礎的な学力の保障。多様な学習と幅広い進路選択。次代をリードする人材の育成。

- ・ 普通科や課題が集中している学校への教育条件の整備や支援。学校の自主的な企画・提案に対する府教育委員会の評価・支援。特色づくりの情報提供。成功事例の発信による府立高校全体の向上。中高一貫教育の他地域への展開。高等教育機関との連携。

ウ 生徒の「自立・自己実現」の支援

- ・ キャリア教育の推進。学校外の教育力の活用。専門コースの設置。通信制の課程の工夫。

など

(3) 障がいのある子どもの自立を支援する教育の推進

（→本文15～17ページ）

障がいのある子どもが、多様な選択肢の中でのびのびと学習できる環境の充実。「ともに学び、ともに育つ」教育の推進。地域社会の中で生き活きと暮らしていくための「個に応じ、将来を見すえた教育」。

ア 知的障がい支援学校等の教育環境の充実

- ・ 150～200人程度の規模を大きく上回っている学校への対応。通学バスの乗車時間の緩和。知的障害のある生徒の就職支援の充実。府立たまがわ高等支援学校のような学校の計画的配置。

イ 知的障がいのある生徒の高校における学習機会の充実

- ・ 自立支援推進校や共生推進モデル校の取組みの成果や課題の検証、推進。

ウ 義務教育における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・ 看護師や非常勤講師の充実。支援教育の現状やニーズの集約・分析。教育相談等へのつなぎ。教員への研修の充実。障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流。教室配置の配慮。

エ 府立支援学校のセンター的機能の発揮

- ・ 教員の専門性の向上、校内体制の整備・充実。

オ 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

- ・ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の策定・効果的活用。

など

教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり (→本文18～20ページ)	
教員の養成段階から、教員採用、その後の指導・育成、キャリア形成に至る一貫したシステムの構築が必要。	
ア 経験の少ない教員への指導・育成 <ul style="list-style-type: none"> 府教育センターの機能強化。民間との連携。OJT や校内研修の充実。組織的な取組み。人事異動の有効活用。 イ 将来を担う管理職の養成 <ul style="list-style-type: none"> 若い年齢層や民間人からの登用。早い時期からの育成。必要な資質やスキルの向上。 ウ 熱意ある教員の確保 <ul style="list-style-type: none"> 教員採用選考の工夫。意欲的な学生、一旦教職を離れた人の確保。年齢構成の是正。 	エ 授業力の向上 <ul style="list-style-type: none"> 組織的な取組み。教員の「同僚性」の向上。「授業評価システム」の構築。 オ 指導が不適切な教員への対応 <ul style="list-style-type: none"> 校長の毅然とした決断。教育委員会の校長への支援と厳格な対応。 カ 「がんばっている」教員への応援 <ul style="list-style-type: none"> 評価・育成システム等の積極的かつ有効活用。 など
(5) 学校の組織力向上と学校への支援強化 (→本文21～23ページ)	
子どもと向き合う時間の確保と学校の自主性・自立性の向上。そのために、校長のリーダーシップのもとで、教職員が一丸となって、互いに研鑽し、学校の組織力を向上。	
ア 学校の組織的な運営と自立的取組みの支援 <ul style="list-style-type: none"> 校長の適切なリーダーシップ、首席や指導教諭の活用、ミドルリーダーの育成、教員の学校組織運営への参画意欲を高める。「学校評価」の充実。教職員の切磋琢磨。教育委員会による予算・人材面での支援。 イ チームによる支援 <ul style="list-style-type: none"> 専門性を有する外部人材、関係諸機関等と教育委員会が連携したチームによる学校への支援の充実。 	ウ 専門家等を活用した心のケアシステム <ul style="list-style-type: none"> 教員の主体的な取組みと、専門家等を有効に活用した支援。専門家及び関係諸機関と学校との円滑かつ有効な連携と協働。 エ 校務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> 必要な IT 機器の整備。校務のあり方見直し。IT 知識習得の機会の提供。 オ 地域に開かれ、地域に根ざした学校づくり <ul style="list-style-type: none"> ビジョンや教育目標の明確化。自己評価、外部評価の推進。学校の情報の効果的な発信。学校を核として地域が結びつき、活性化するような取組みの推進、コーディネート。 など
(6) 子どもたちの志や夢をはぐくむ教育の推進 (→本文24～26ページ)	
よりよい社会を創っていくという志と、人として充実した人生を送るために必要な「夢」をはぐくむ教育の推進。	
ア 様々な機会を通じた取組み <ul style="list-style-type: none"> 人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力及び社会人・職業人としての基礎的な態度・資質の育成。体験活動の推進。 イ 子どもの成長過程に応じた取組み <ul style="list-style-type: none"> 小学校中学年までは人としての生きるための善悪の判断やルールを守ることの大切さの指導。小学校高学年や中学校での自主的・主体的な姿勢の育成と学校の指導の徹底。高校 	<ul style="list-style-type: none"> での系統的な志や夢をはぐくむ教育の推進。児童・生徒への「親学びの」機会の提供。 ウ 学校と地域の協働による社会全体での取組み <ul style="list-style-type: none"> 身近な大人の関わり。学校における異年齢交流の推進。地域における主体的な子どもへの関与の機運の醸成。 エ 読書活動 <ul style="list-style-type: none"> 読書の楽しさと出会う機会の設定。学校と地域や図書館等との連携。 など

大阪の教育をめぐる状況

大阪の教育をめぐる状況

「これからの大阪の教育がめざす方向について」(答申)をまとめるにあたり、大阪の教育に係る現状やこれまでの府教育委員会が行ってきた取組みについて、審議会での議論に沿って、以下に整理を行う。

1 子ども・家庭・地域等の基本データ

(1) 子ども・学校数の推移	50
① 人口	
② 児童・生徒数	
③ 学校数	
④ 学校規模	
⑤ 学級規模	
(2) 子どもの生活の様子	57
① 生活習慣	
② 家庭での食事の様子	
③ IT化の進展	
④ 学習や読書の習慣	
⑤ 進路選択	
(3) 家庭や地域	63
① 家庭	
② 地域	
(4) 教育に関する府民意識	67

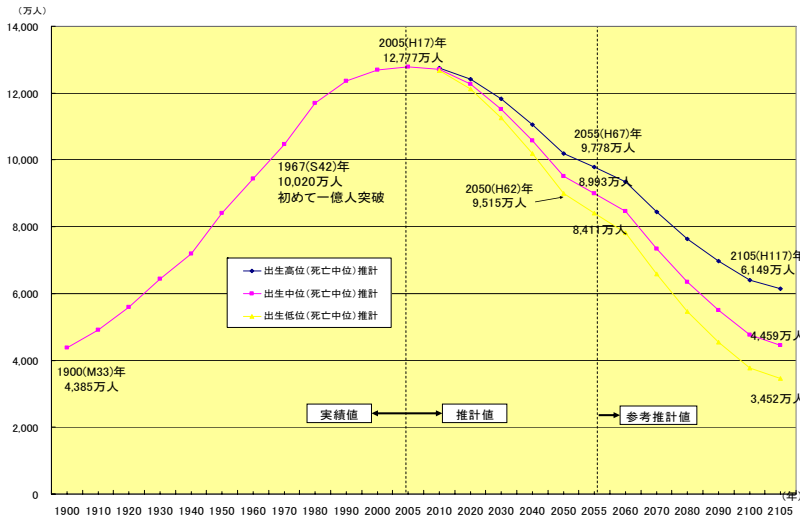
2 これまでの教育改革への取組み

(1) 義務教育	70
(2) 高校教育	72
(3) 支援教育	76
(4) 教員	79
(5) 学校組織	81
(6) 志や夢をはぐくむ教育	83

1 子ども・家庭・地域等の基本データ

(1) 子ども・学校数の推移 ①人口(全国)

日本の人口は、平成16年をピークに減少(平成17年度:約1億3千万人)。



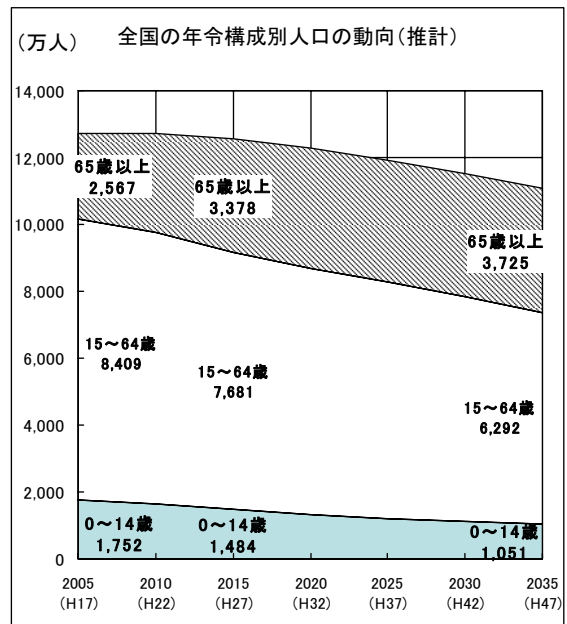
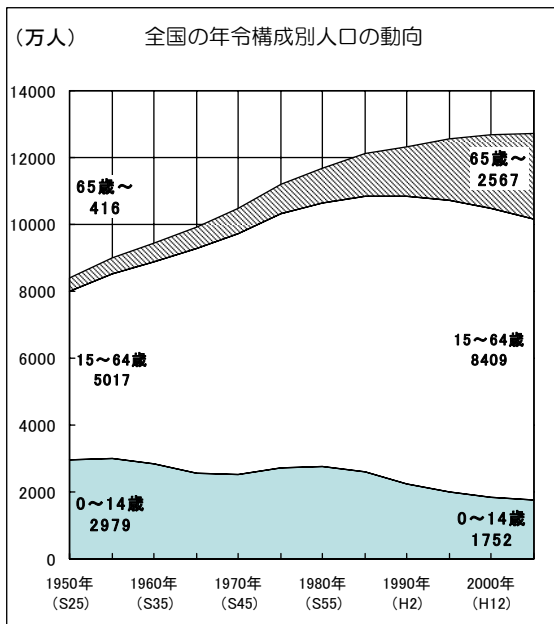
順位	国名	人口(億人)
1	中国	13.2
2	インド	11.0
3	アメリカ合衆国	3.0
4	インドネシア	2.2
5	ブラジル	1.9
6	パキスタン	1.6
7	ロシア	1.4
8	バングラデシュ	1.4
9	ナイジェリア	1.3
10	日本	1.3
14	ドイツ	0.8
20	フランス	0.6
21	イギリス	0.6
22	イタリア	0.6
25	韓国	0.5
52	オーストラリア	0.2

(参考資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」

＜国立社会保障・人口問題研究所が算出する将来推計人口＞

- ・出生高位推計: 高い出生率を仮定した場合の推計。(出生率は2005年の実績値1.26から2006(平成18)年に1.32となった後、2030(平成42)年に1.53を経て、2055年には1.55へと推移する。)
- ・出生中位推計: 標準的な出生率を仮定した場合の推計。(出生率は2005年の実績値1.26から2006年に1.29となった後、2013(平成25)年に1.21まで穏やかに低下し、その後やや上昇に転じて2030年の1.24を経て、2055年には1.26へと推移する。)
- ・出生低位推計: 低い出生率を仮定した場合の推計。(出生率は2005年の実績値1.26から2006年に1.27となった後、2026(平成38)年に1.03台まで低下し、その後わずかに上昇を示して2055年には1.06へと推移する。)
- ・死亡中位: 標準的な将来生命表に基づき推計。2005年に男性78.53年、女性85.49年であった平均寿命は、2010(平成22)年は男性79.51年、女性86.41年、2030年には男性81.88年、女性88.66年、2055年には、男性83.67年、女性90.34年として設定。

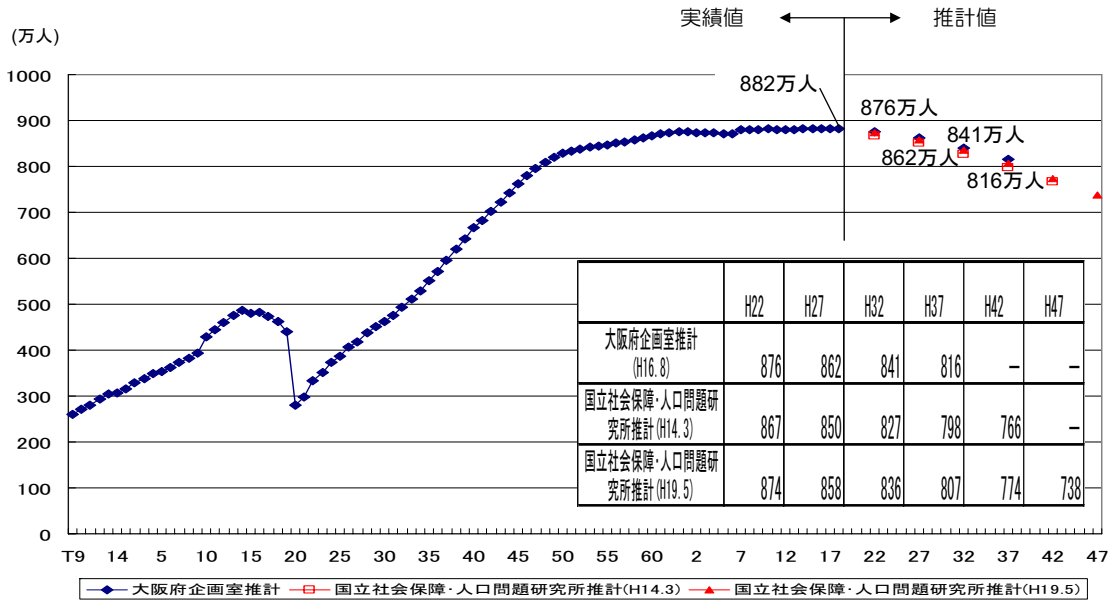
15歳未満の人口は、昭和50年代から減少を続けている(平成17年度:約1,752万人)。



(参考資料) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成19年度)

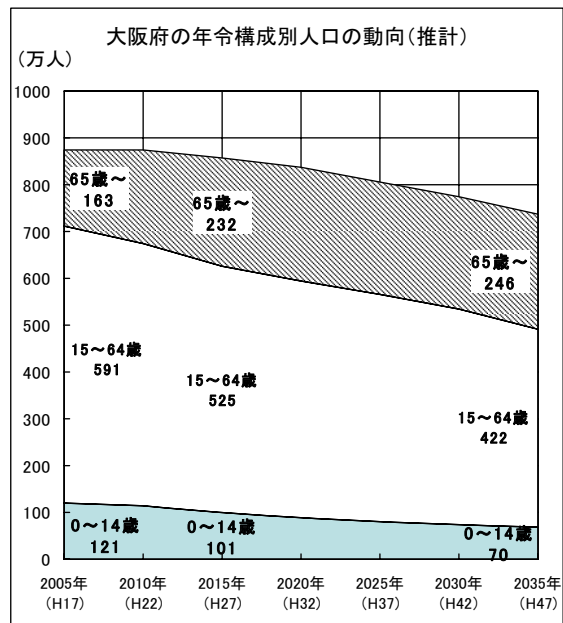
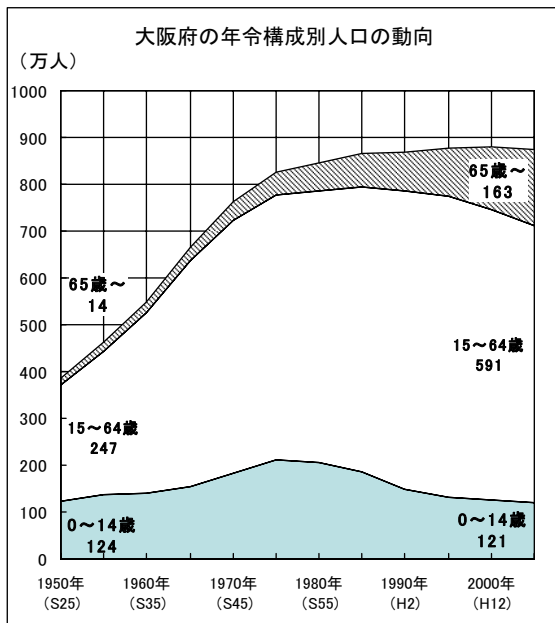
(1) 子ども・学校数の推移 ①人口（大阪府）

大阪府の人口は、高度経済成長期（昭和30～40年代）に急増。その後も漸増し平成17年度から22年度にピークを迎えると予測される（平成17年度：約882万人）。



(参考資料) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(中位推計)(平成19年) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(中位推計)(平成14年) 総務省「国勢調査」、大阪府企画室「大阪府の将来推計人口(平成9年6月試算)の点検について」(平成16年)

15歳未満の人口は、昭和50年代から減少を続けている（平成17年度：約121万人）。

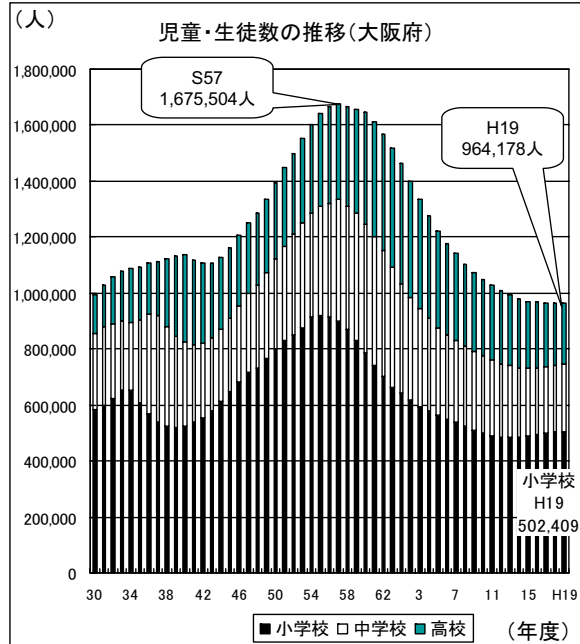
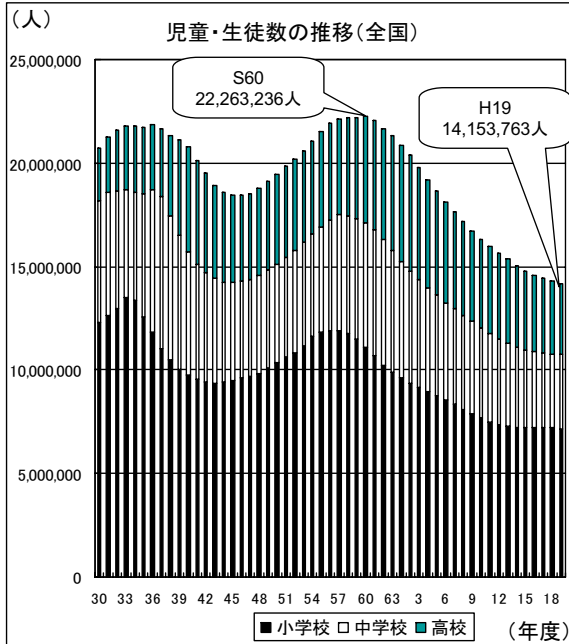


(参考資料) 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成19年度)

(1) 子ども・学校数の推移 ②児童・生徒数

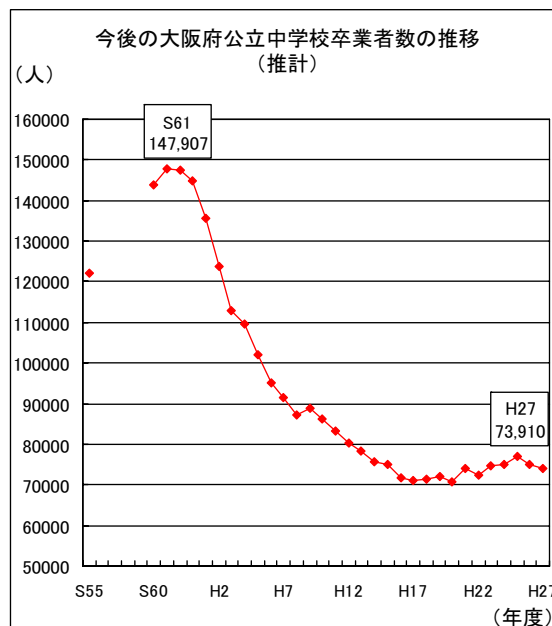
- ・全国のすべての小・中学校、高校の児童・生徒数は、ピークの昭和60年度以降、減少の一途（平成19年度：約1,400万人）。
- ・大阪府のすべての小・中学校、高校の児童・生徒数は、ピークの昭和57年度以降減少が続いていたが、平成15年度頃から横ばい（平成19年度：約96万人）。小学生だけを見ると、平成13年度以降、微増の傾向となっている（平成19年度：約50万人）。

※ 支援学校はP65参照



(参考資料)大阪府「大阪の学校統計」、文部科学省「学校基本調査」 ※ 国立・公立・私立の合計、支援学校除く

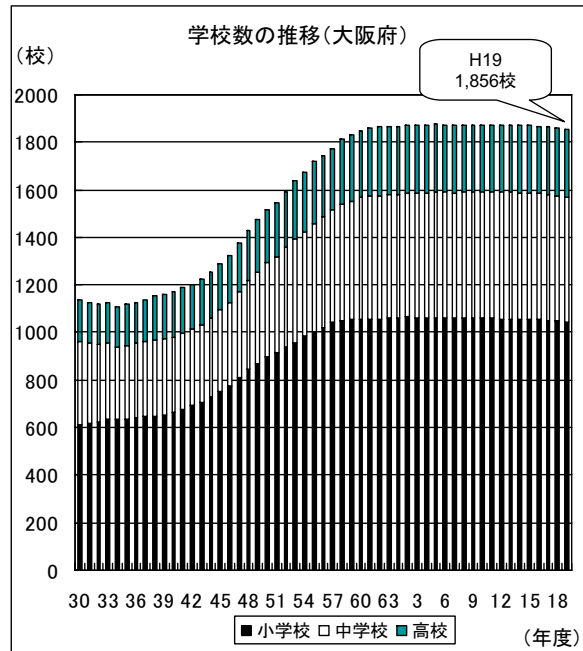
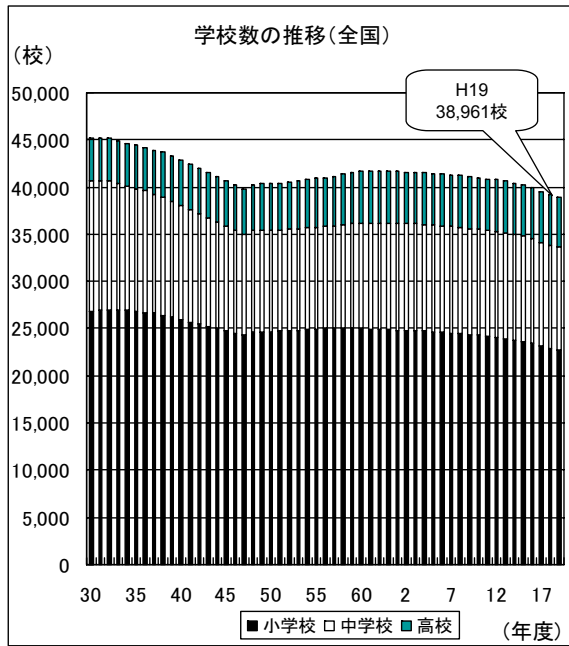
大阪府の公立中学校卒業生数は、昭和61年をピークに急減し、平成11年度以降も減少が続いていたが、平成17年頃から横ばいとなっている（平成18年度：約7万人）。



※ 大阪府教育委員会推計(H18までは実績)

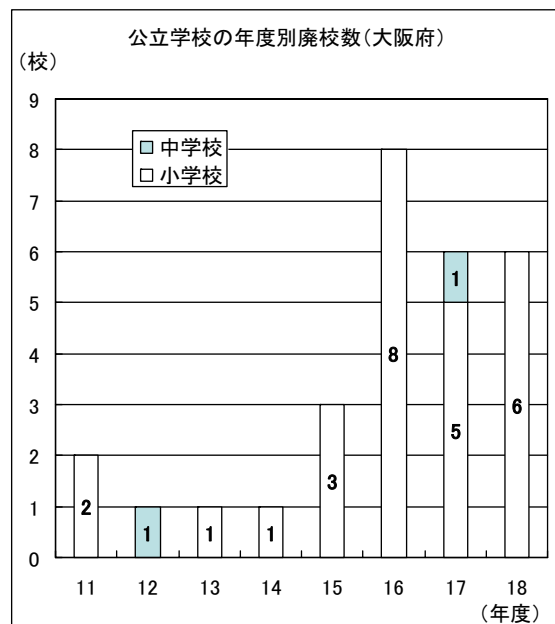
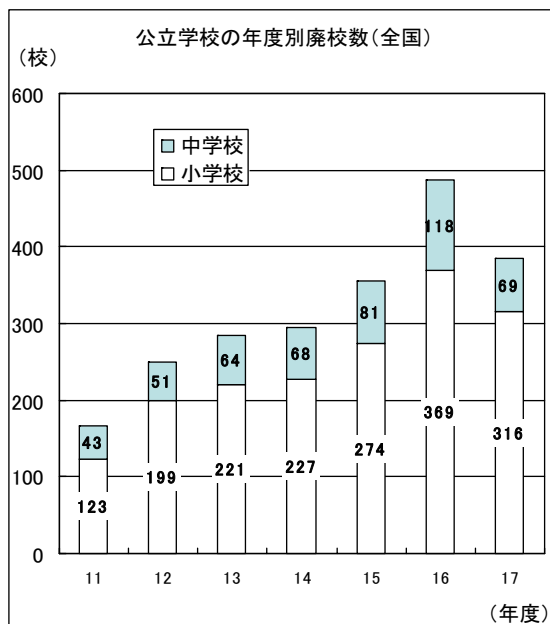
(1) 子ども・学校数の推移 ③学校数

- ・全国のすべての小・中学校、高校の学校数は、昭和30年以降減少傾向にあり、増加に転じた時期もあるが、昭和60年頃からは漸減の傾向が続く（平成19年度：約3万9千校）。
- ・大阪府のすべての小・中学校、高校の学校数は、児童・生徒の急増期である昭和40～50年代後半にかけて急増。その後、横ばい傾向が続いており、平成11年度以降もその傾向が続く（平成19年度：約1,900校）。



(参考資料)大阪府「大阪の学校統計」、文部科学省「学校基本調査」 ※ 国立・公立・私立の合計、支援学校除く ※ 学校数には分校含む

- ・全国の公立小・中学校の平成11年度から平成17年度までの廃校数は2,223校となっている。
- ・大阪府は28校（平成11年度から平成18年度まで）となっている。

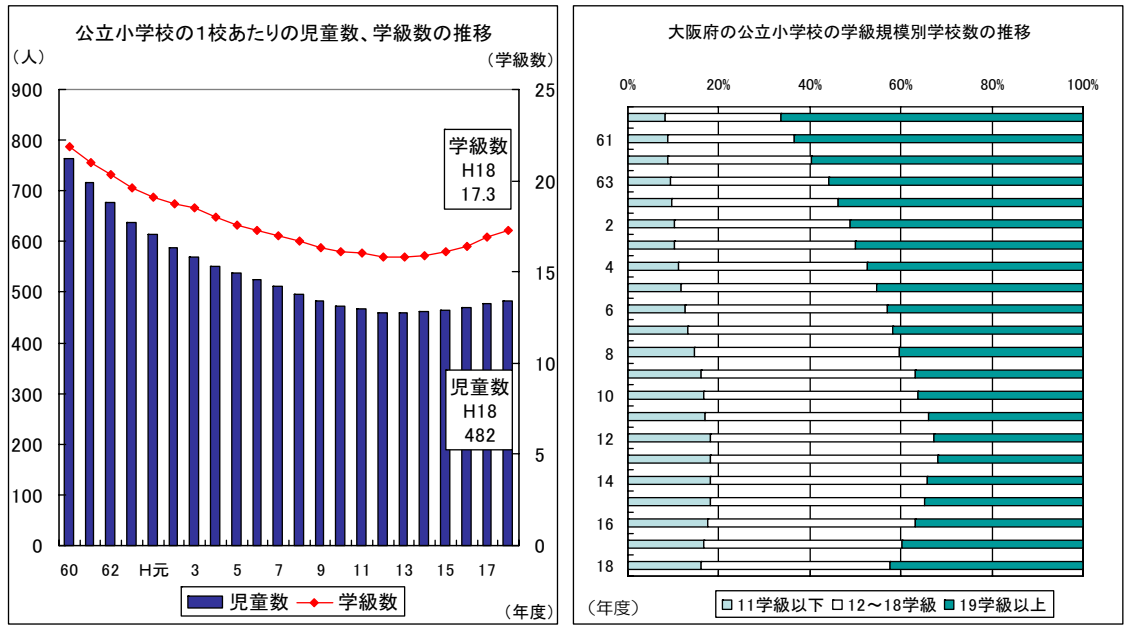


※ 文部科学省調べ

※ 大阪府調べ

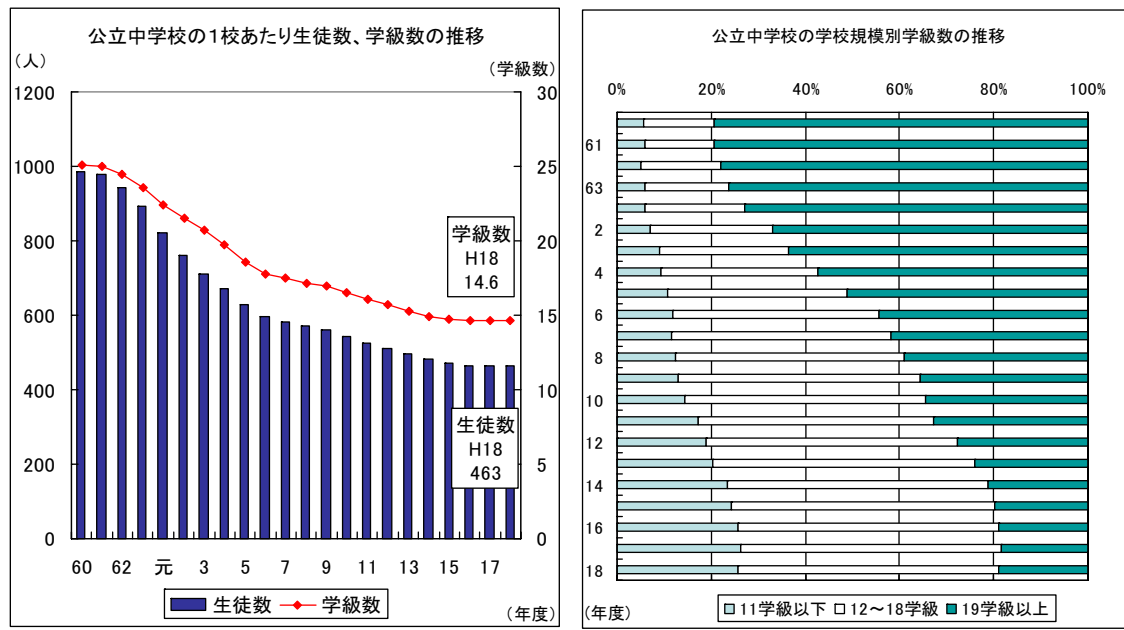
(1) 子ども・学校数の推移 ④学校規模

- ・大阪府の公立小学校1校あたりの児童数、学級数は減少傾向にあったが、平成13年度より若干増加の傾向。
- ・11学級以下（1学年あたり2学級未満）の学校数は、平成11年度以降も増加の傾向にあったが、平成14年度以降、減少傾向。平成18年度では16%となっている（平成11年度：17%）。



(参考資料)大阪府「大阪の学校統計」

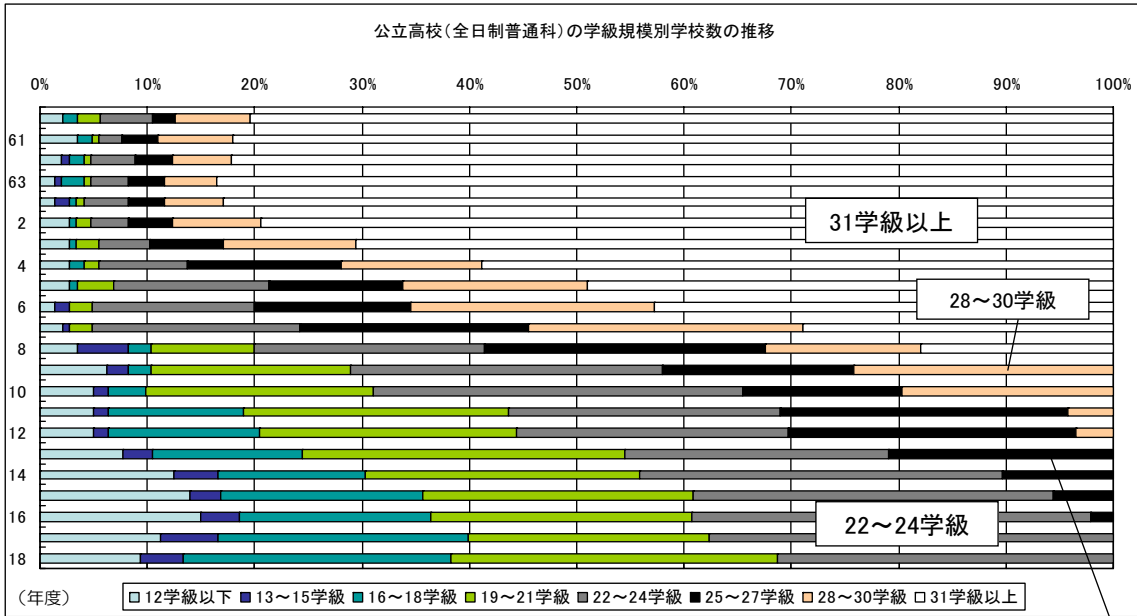
- ・大阪府の公立中学校1校あたりの生徒数、学級数は減少傾向にあったが、平成16年度頃からは横ばい。
- ・11学級以下（1学年あたり4学級未満）の学校数は、平成11年度以降も増加の傾向にあったが、近年は横ばい。平成18年度では26%となっている（平成11年度：17%）。



(参考資料)大阪府「大阪の学校統計」

(1) 子ども・学校数の推移 ④学校規模

大阪府の公立高校については、平成9年度以降、31学級以上（1学年10学級超）の大規模校がなくなり、平成17年度以降はすべての学校が24学級以下（1学年8学級以下）。そのうち、約7割は21学級以下（1学年7学級以下）。

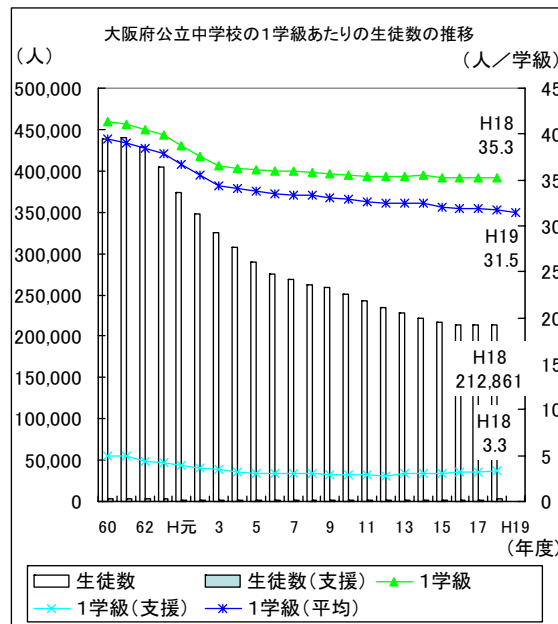
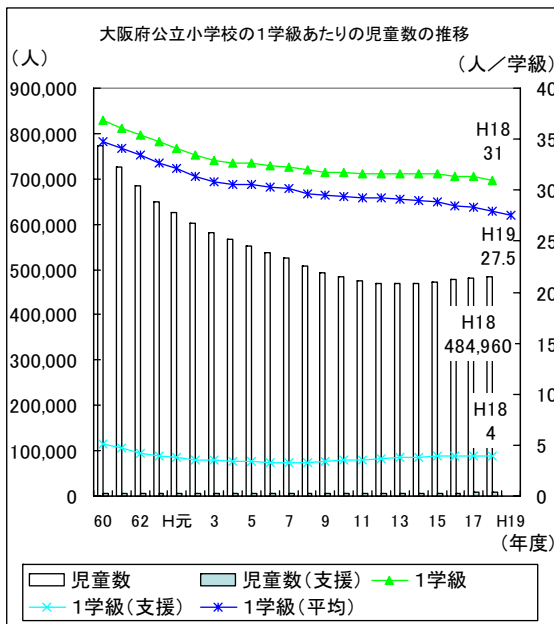


(参考資料) 大阪府「大阪の学校統計」

25～27学級

(1) 子ども・学校数の推移 ⑤学級規模（大阪府）

大阪府の公立小・中学校1学級あたりの児童・生徒数も同様の傾向が続いている。府では、平成16年度以降、段階的に小学校1・2年生に35人学級編制を導入しているが、1学級あたりの児童・生徒数は全国の中では多い（平成19年度：小学校27.5人、中学校31.5人）。ただし、児童・生徒数が多い大都市府県の中では少ない状況である。

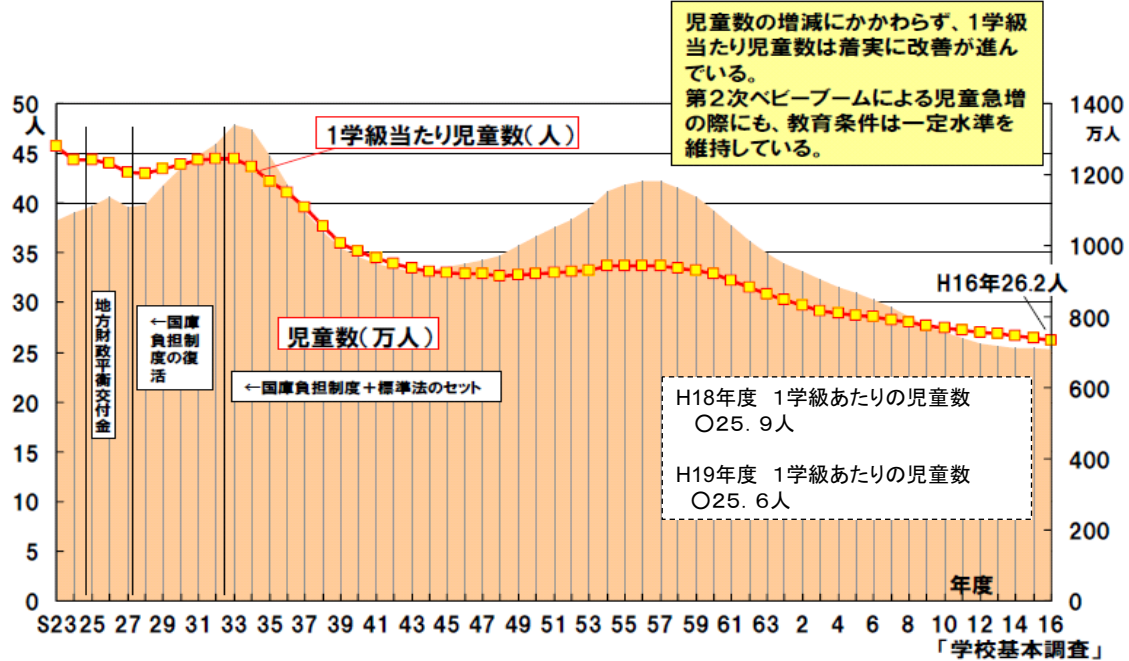


(参考資料) 大阪府「大阪の学校統計」

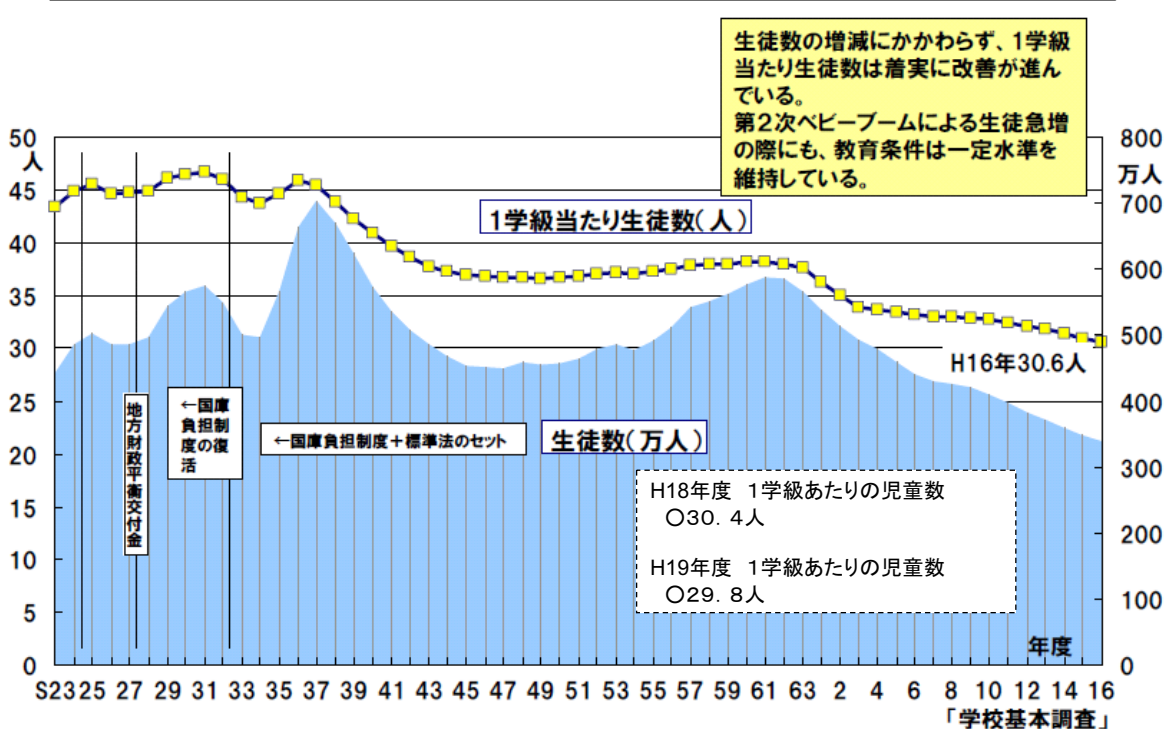
(1) 子ども・学校数の推移 ⑤学級規模（全国）

全国の公立小・中学校1学級あたりの児童・生徒数は、平成11年度以降では、学級編制基準（1学級40名）に変更はないが、減少傾向が続いている（平成19年度：小学校25.6人、中学校29.8人）。

小学校の1学級当たり児童数 [推移]



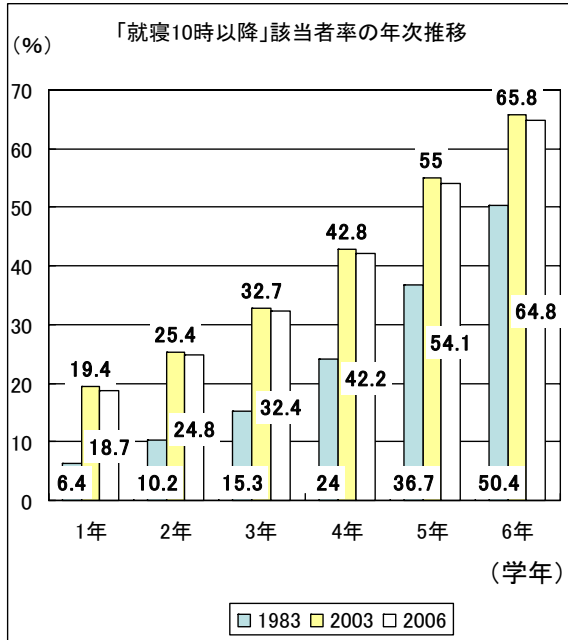
中学校の1学級当たり生徒数 [推移]



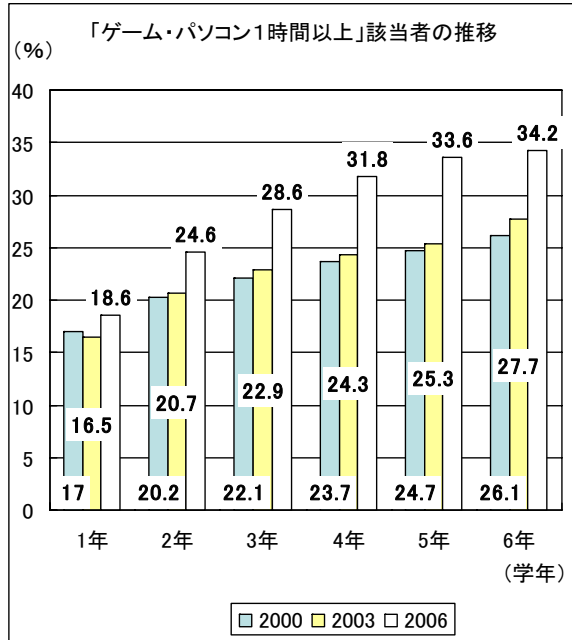
(参考資料)学級編制及び教職員定数に関する資料(文部科学省) H18年、H19年は文部科学省「学校基本調査」

(2) 子どもの生活の様子 ①生活習慣

- ・大阪府の調査では、就寝が10時以降の小学校低学年の割合は、20年前と比べて倍増しているが、小学校の各学年とも、近年はほぼ横ばい。
- ・ゲーム・パソコンを1日1時間以上する小学生の割合が、平成15年度以降、各学年とも急増。

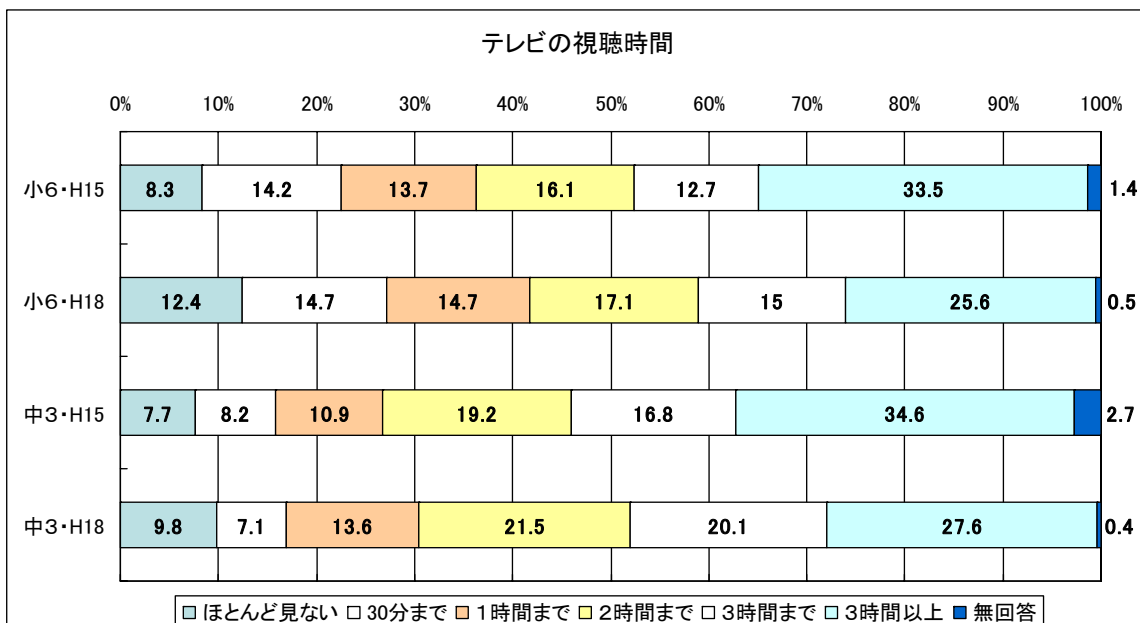


※大阪府調べ



※大阪府調べ

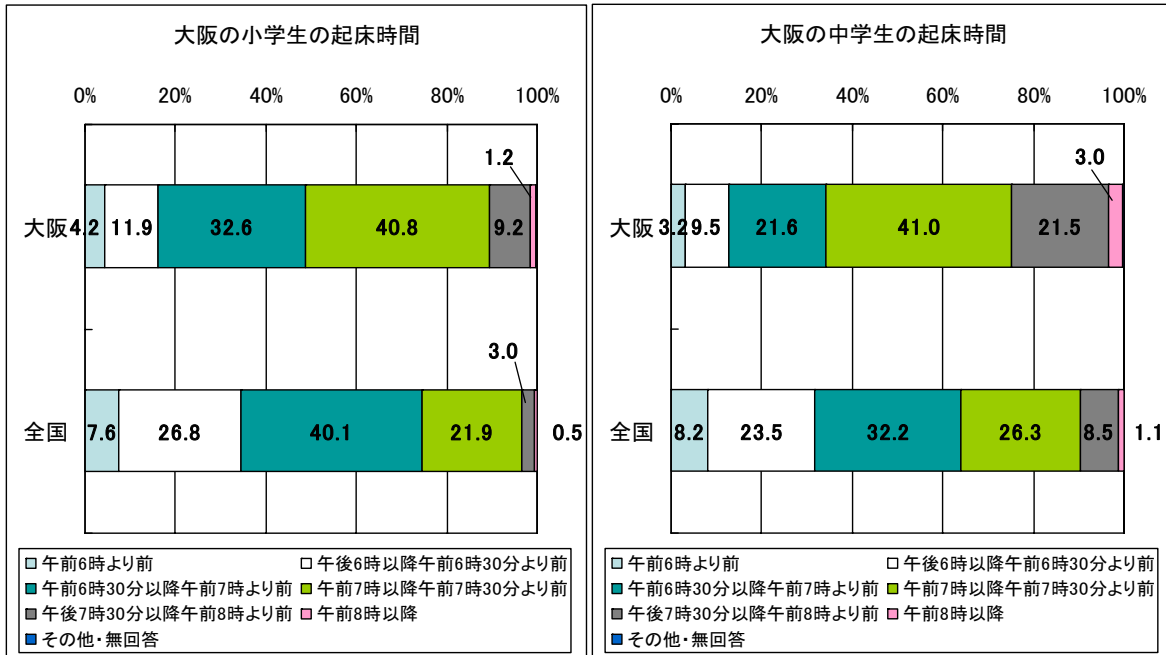
テレビの視聴時間は、平成15年度と18年度を比べると、小学生（6年生）・中学生（3年生）ともに減少傾向。



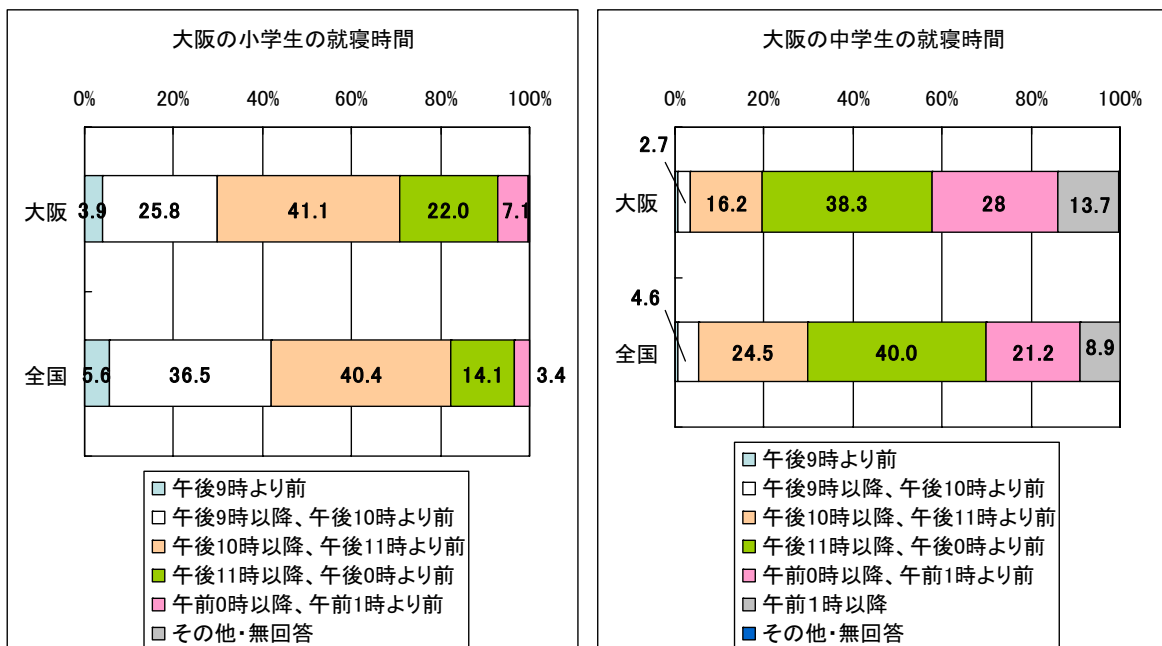
(参考資料)大阪府「大阪府学力等実態調査」(平成15、18年度)

(2) 子どもの生活の様子 ①生活習慣

全国との比較では、平成19年度の「全国学力・学習状況調査」によると、大阪の子どもたち（小学校6年生、中学校3年生）は、全国と比べて起床時刻が遅く、就寝時刻も遅い。また、毎朝、朝食を食べていない子どもの割合が高くなっている。



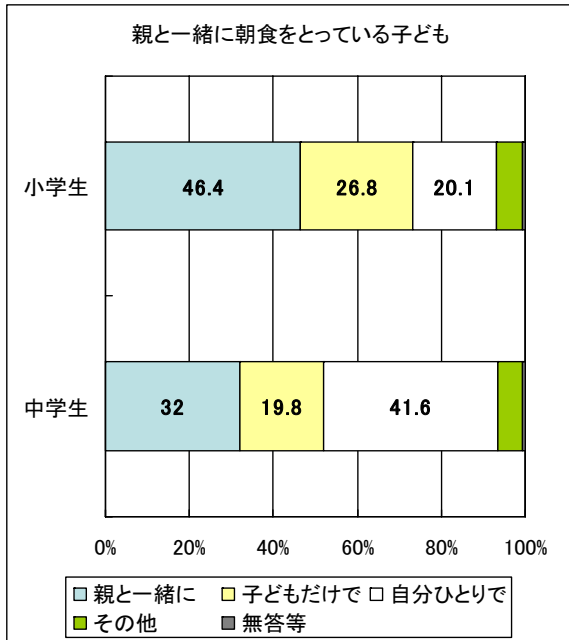
(参考資料)「全国学力・学習状況調査」(平成19年度)



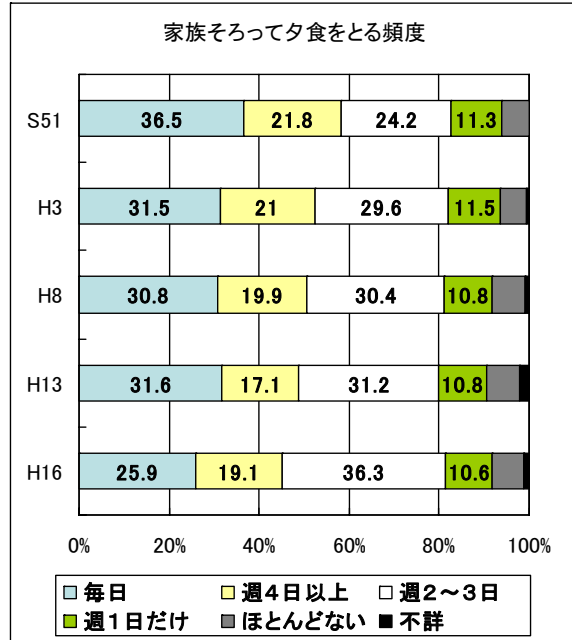
(参考資料)「全国学力・学習状況調査」(平成19年度)

(2) 子どもの生活の様子 ②家庭での食事の様子

・平成17年度の文部科学省の「義務教育に関する意識調査」によると、親と一緒に朝食をとる子どもは半数以下。
 ・厚生労働省「児童環境調査」及び「全国家庭児童調査」によると、家族そろって夕食をとる頻度は年々減少。



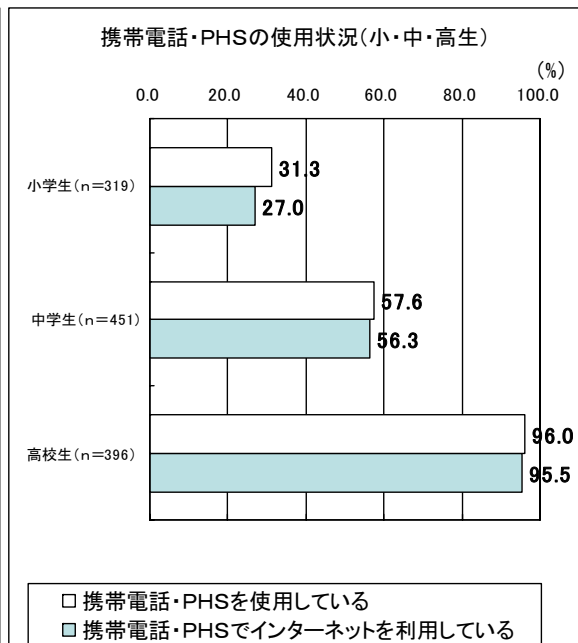
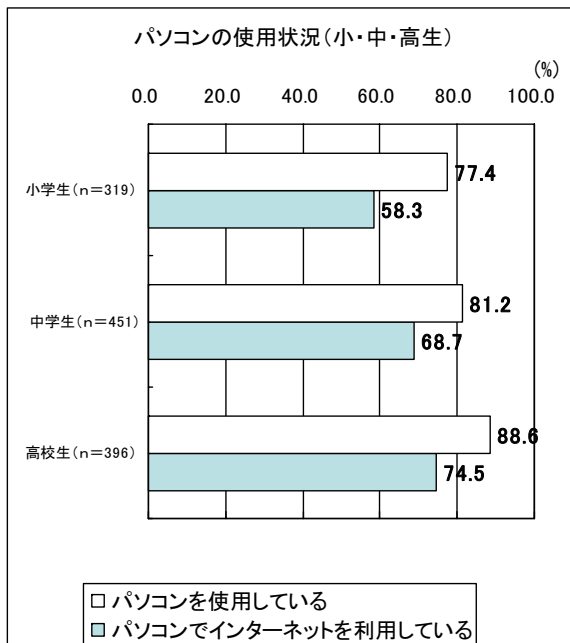
(参考資料)文部科学省の「義務教育に関する意識調査」(2005年度)



(参考資料)厚生労働省「児童環境調査」及び「全国家庭児童調査」

(2) 子どもの生活の様子 ③IT化の進展

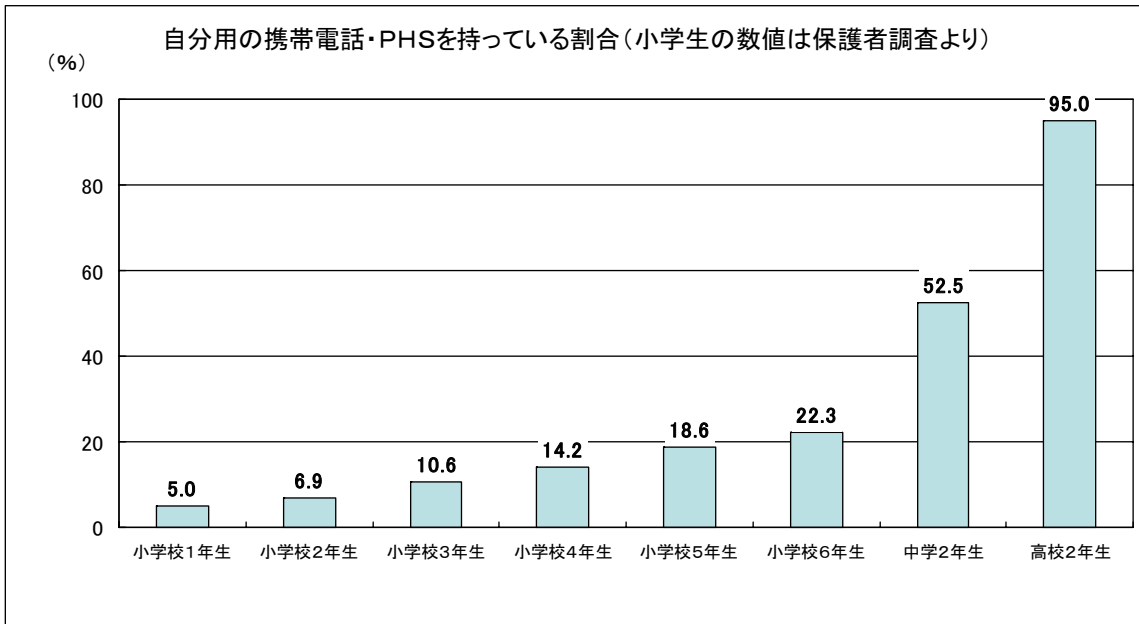
平成19年度の内閣府の「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」によると、パソコンは小学生の頃から高い割合で使用(約80%)。携帯電話等の使用は小学生で約27%、中学生で約56%、高校生で約96%。



(参考資料)内閣府「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査(速報)」(平成19年7月)

(2) 子どもの生活の様子 ③IT化の進展

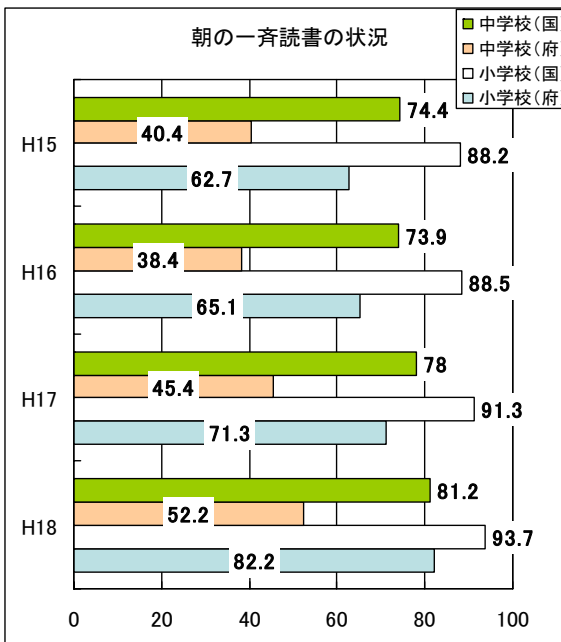
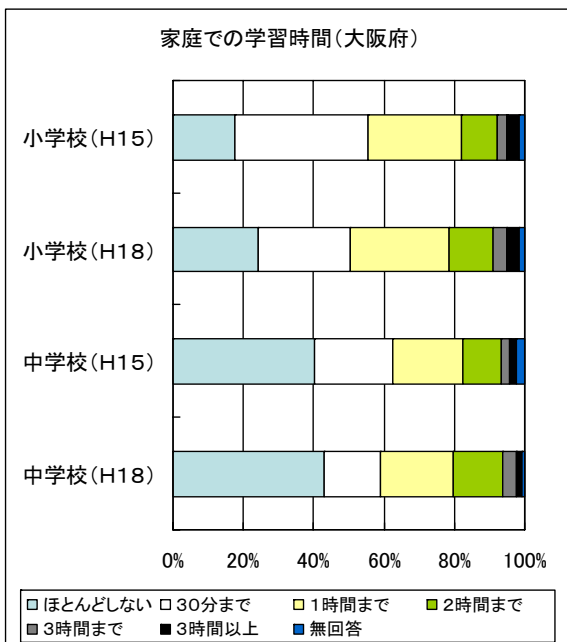
自分用の携帯電話等を持っている割合は、小学生から中学生、中学生から高校生でそれぞれ倍増している（小6：22%、中2：53%。高2：95%）。



(参考資料) (独)国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査(平成18年度調査)」

(2) 子どもの生活の様子 ④学習や読書の習慣

・大阪府の「学力等実態調査」によると、平成15年度と18年度を比べると、小学生（6年生）・中学生（3年生）ともに、家庭でほとんど学習しない児童・生徒が増加。
 ・文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」等によると、府内の公立の小・中学校の一斉読書（朝読書）の取組みの割合は年々増加傾向にあるが、全国と比べると低い。

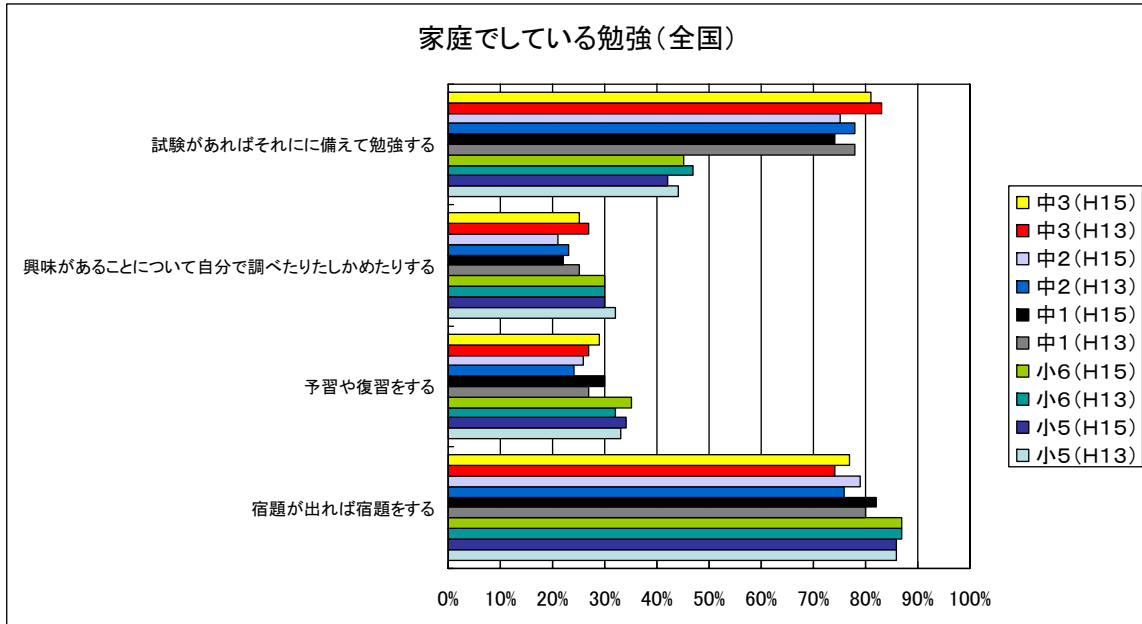


(参考資料) 大阪府「大阪府学力等実態調査」(平成15、18年度)

※大阪府調べ

(2) 子どもの生活の様子 ④学習や読書の習慣

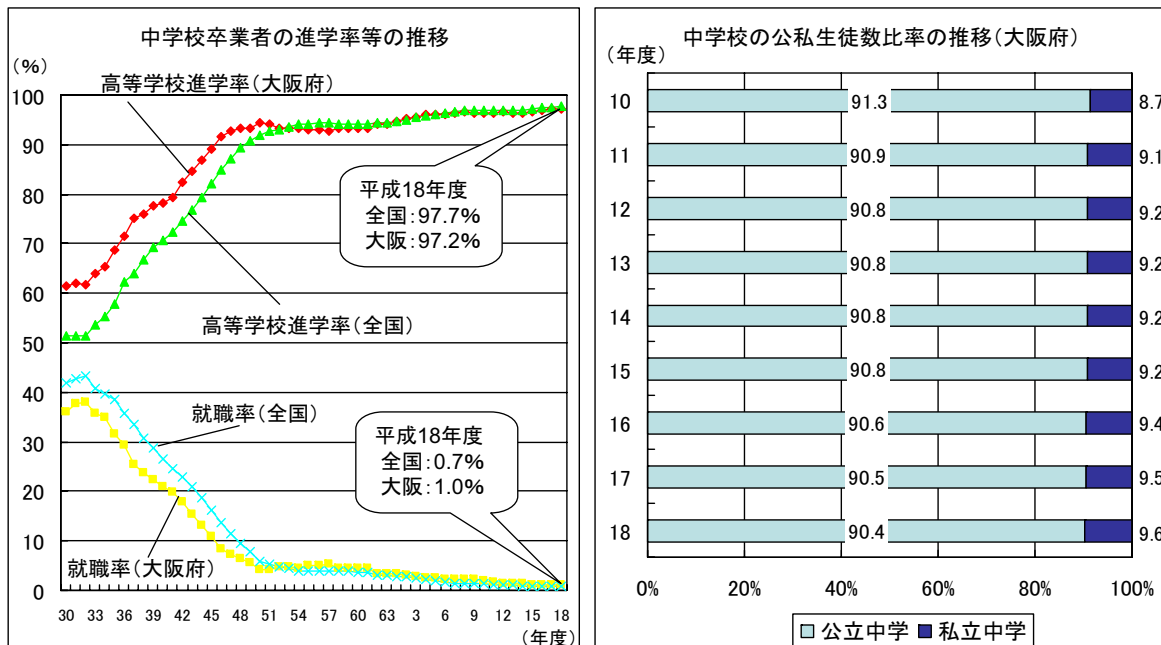
平成13年、15年度の文部科学省の「小・中学校教育課程実施状況調査」によると、家庭での勉強の内容は宿題や試験勉強の割合が高く、予習・復習や興味があることについて自分で調べたり確かめたりする割合は低い。



(参考資料)文部科学省「小・中学校教育課程実施状況調査」(平成13、15年度)

(2) 子どもの生活の様子 ⑤進路選択

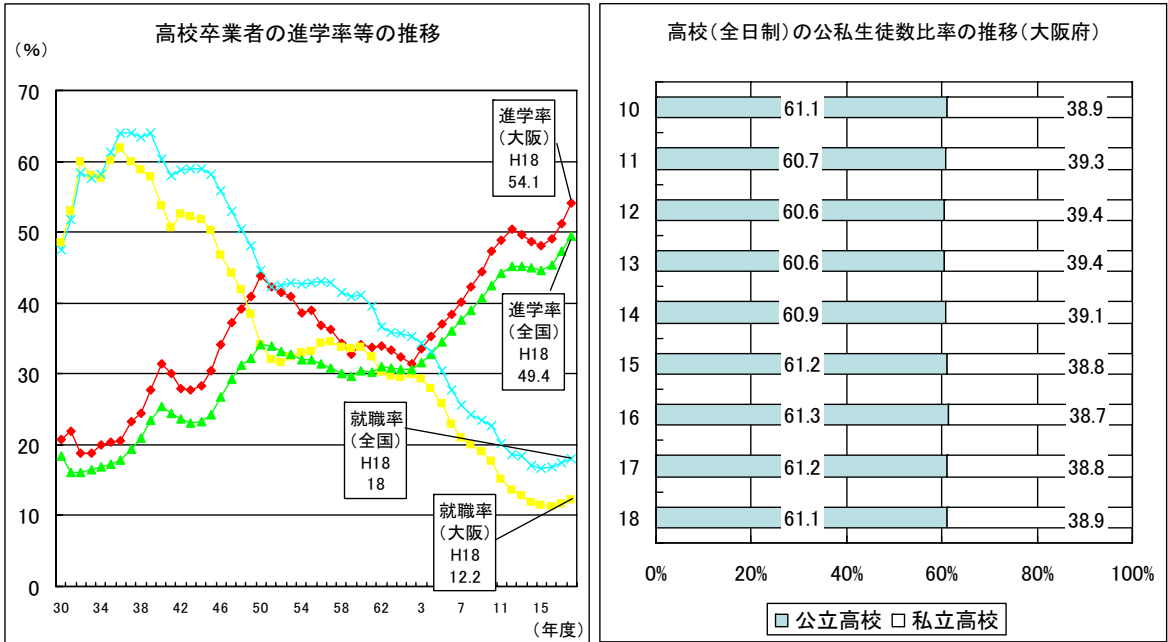
- ・大阪府の中学校卒業者の高校等への進学率は昭和30年代から40年代に急上昇したが、平成11年度以降はほぼ横ばいで、90数%で推移。就職率はここ数年1%台で推移。
- ・大阪府の中学校の公立と私立の生徒の在籍比率は概ね9：1。



(参考資料)大阪府「大阪の学校統計」 ※中学卒業者数は、国立・公立・私立を含む。※進学には、専修学校等への進学も含む。

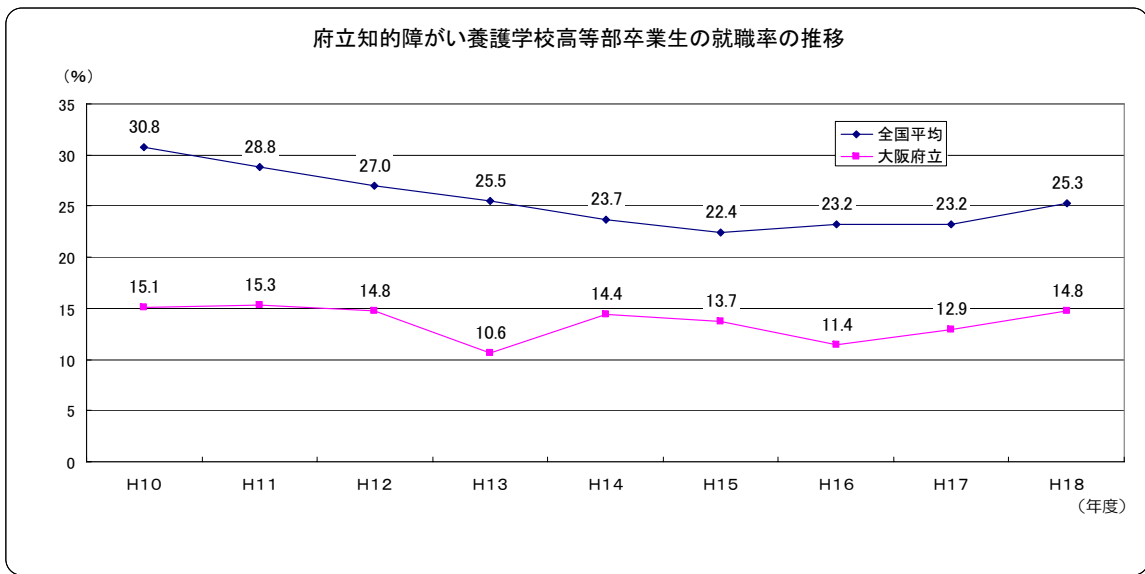
(2) 子どもの生活の様子 ⑤進路選択

- ・高校卒業者の就職率と進学率は、昭和60年頃に逆転して以降、就職率は年々減少。逆に、進学率は平成17年度以降、5割を上回る（平成18年度：進学率54%、就職率18%）。
- ・大阪府の高校の公立と私立の生徒の在籍比率は概ね6：4。



(参考資料)大阪府「大阪の学校統計」

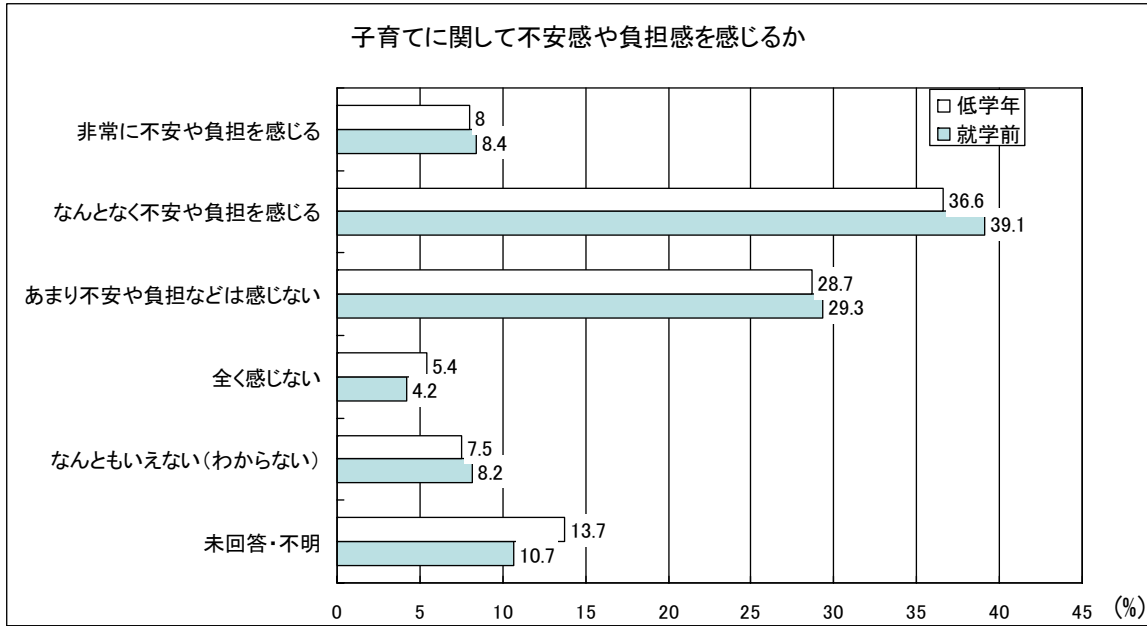
府立支援学校の高等部を卒業した知的障がいのある生徒の就職状況は、平成11年度以降低下傾向にあったが、ここ数年回復傾向。ただし、就職率は全国と比較して約10ポイント低い（平成18年度：14.8%）。



※ 大阪府調べ

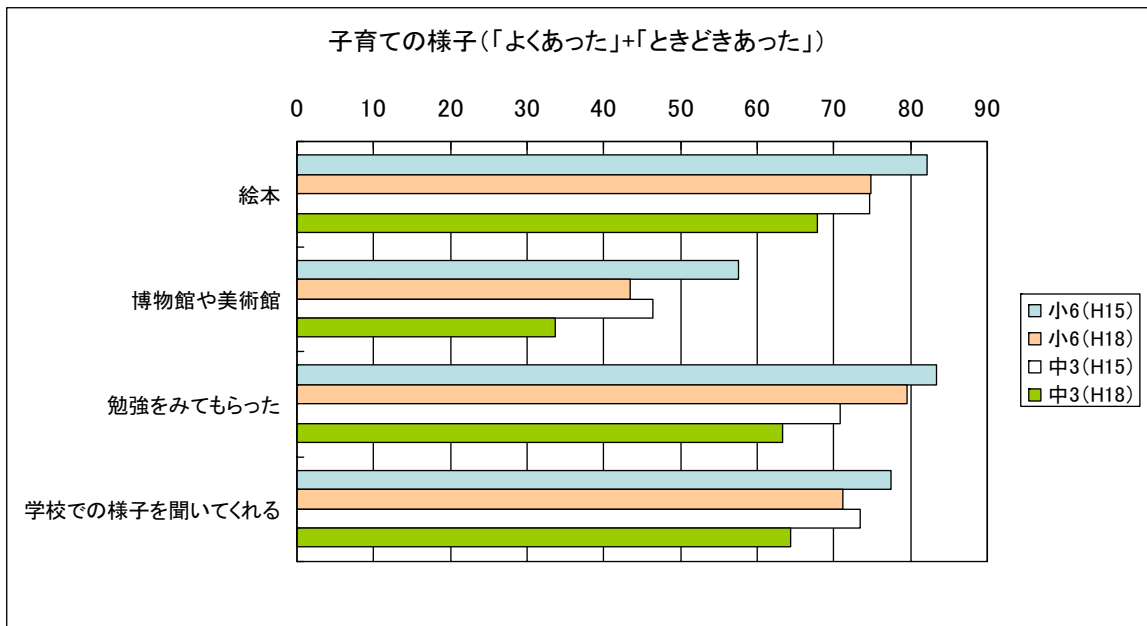
(3) 家庭や地域 ①家庭

平成16年度の「大阪府次世代育成支援に関する市町村ニーズ調査」によると、子育てに不安や負担を感じる人の割合が約半数。



(参考資料)大阪府「大阪府次世代育成支援に関する市町村ニーズ調査」(平成16年度)

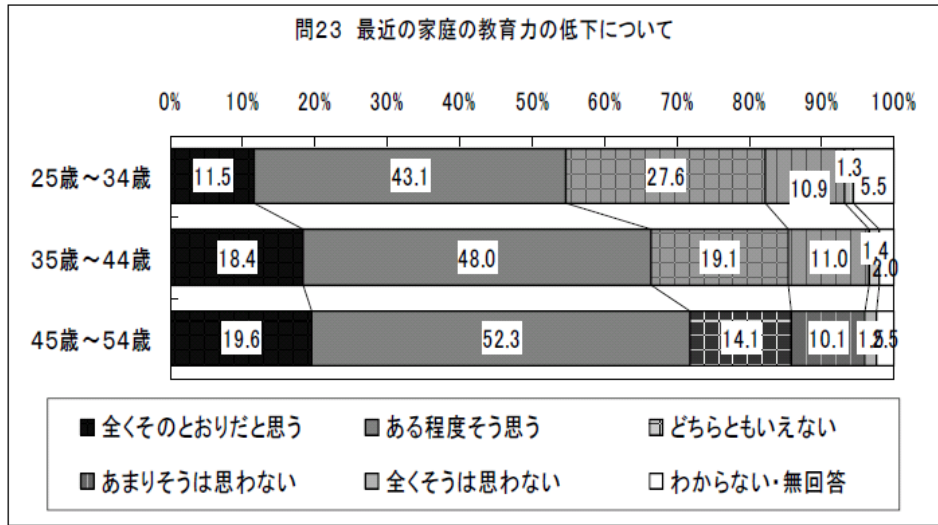
大阪府の「学力等実態調査」により平成15年度と平成18年度を比較すると、親の子育ての様子、すなわち子どもへの関わりは減少傾向にある。



(参考資料)大阪府「大阪府学力等実態調査」(平成15、18年度)

(3) 家庭や地域 ①家庭

平成13年度の文部科学省の「家庭の教育力再生に関する調査研究」によると、約7割の親が家庭の教育力が低下していることを実感。

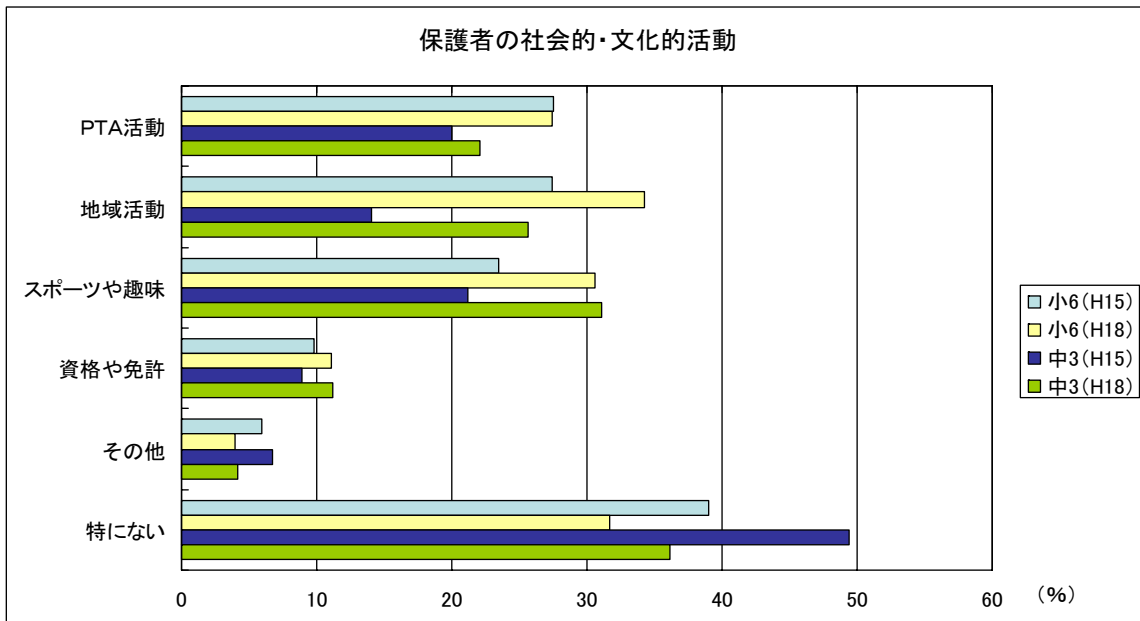


文部科学省委託研究「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年度)
調査対象:子どもと同居する親のうち、25～34歳の男女3,859人

(参考資料)中央教育審議会生涯学習分科会 第37回配布資料

(3) 家庭や地域 ②地域

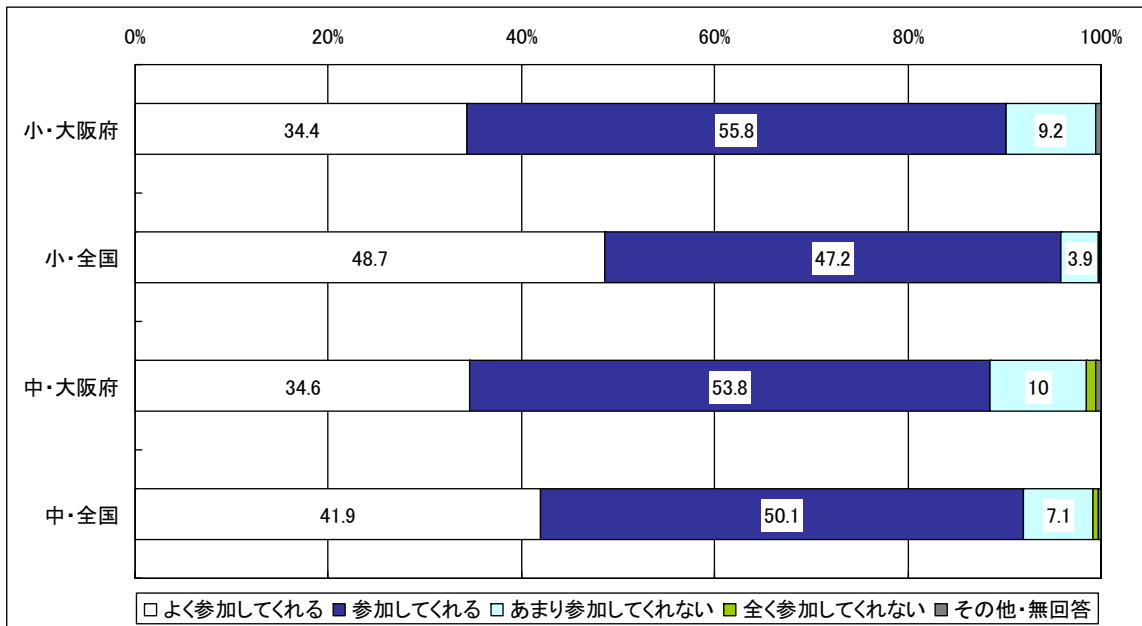
大阪府の「学力等実態調査」により平成15年度と平成18年度を比較すると、保護者の「地域活動」への参加状況が大きく増加(小学校6年生:6.9ポイント、中学校3年生:11.5ポイント)



(参考資料)大阪府「大阪府学力等実態調査」(平成15、18年度)

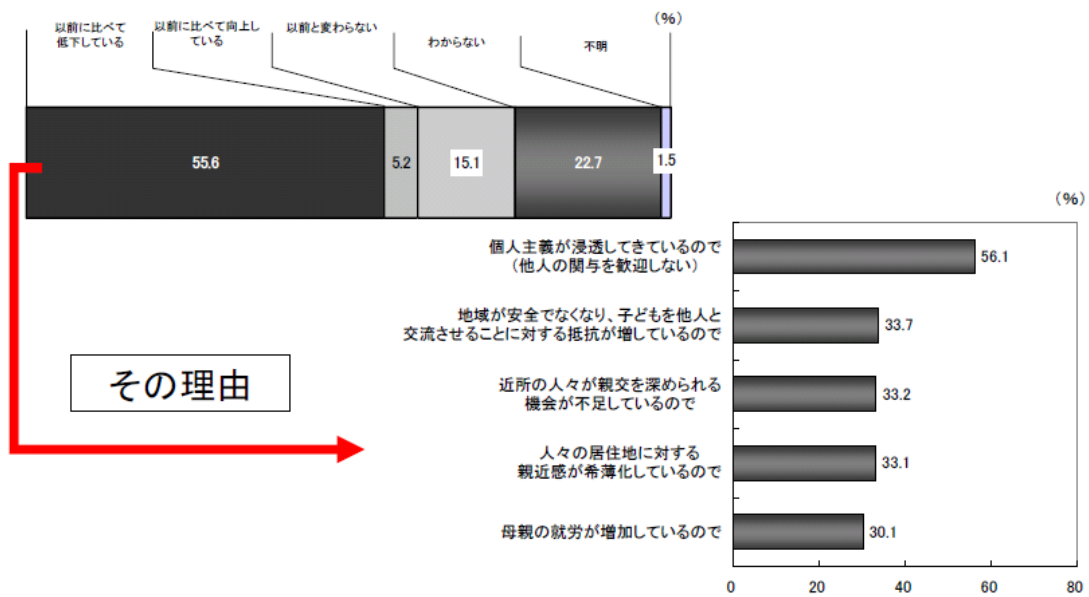
(3) 家庭や地域 ②地域

全国との比較では、平成19年度の「全国学力・学習状況調査」によると、PTAや地域の人々の学校の諸活動に対するボランティアとしての参画状況は、小・中学校ともに全国を下回る。



(参考資料)「全国学力・学習状況調査」(平成19年度)

平成18年の文部科学省の「地域の教育力に関する実態調査」によると、地域の教育力が自身の子ども時代と比較して、「以前に比べて低下している」と感じる保護者は過半数。



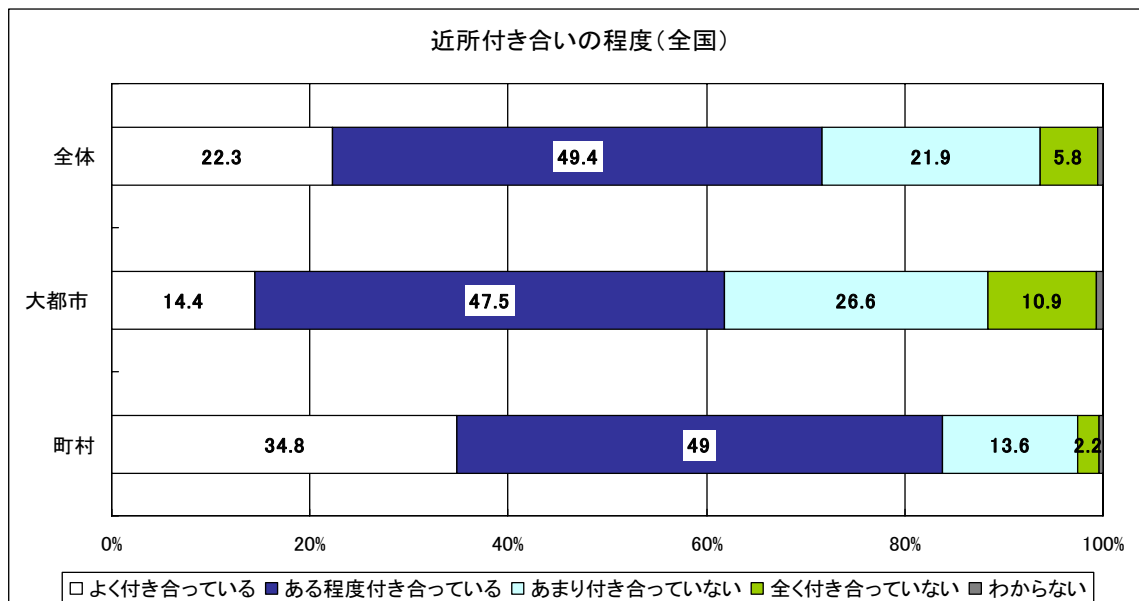
(出典)平成18年「地域の教育力に関する実態調査」

※14項目の中から3つまで選択。上記グラフは上位5項目の回答率。

(参考資料)中央教育審議会生涯学習分科会 第37回配布資料

(3) 家庭や地域 ②地域

内閣府の「社会意識に関する世論調査」によると近所付き合いの状況は、大都市と町村を比較すると、町村において「よく付き合う」とする割合が、大都市の2倍以上。

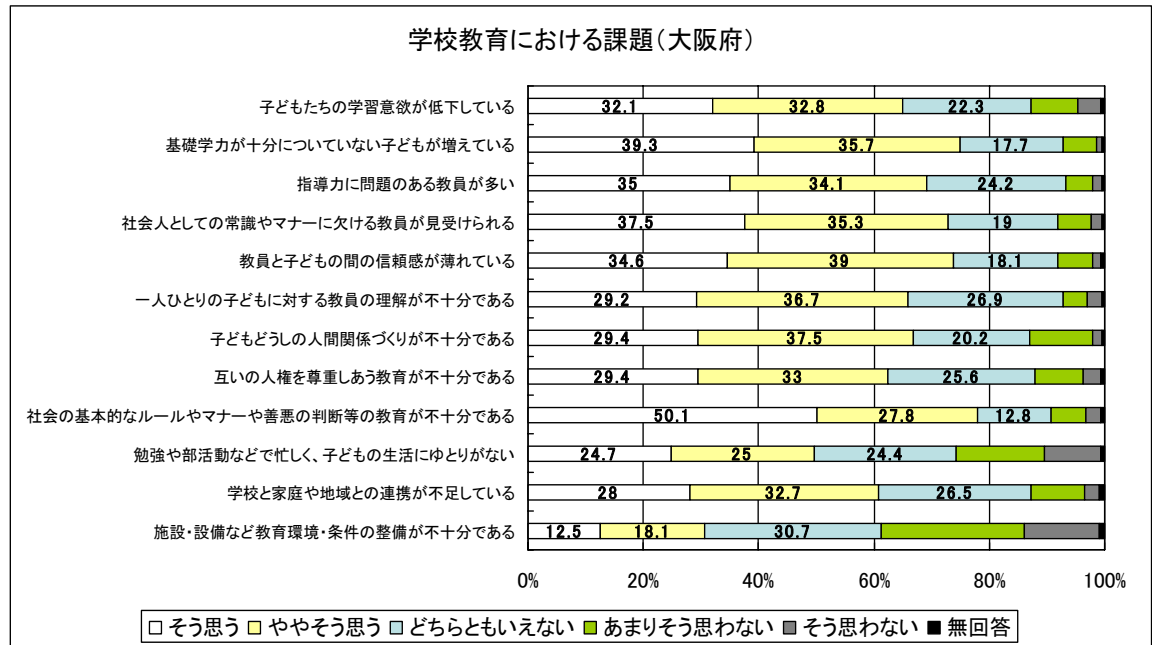


(参考資料)内閣府「社会意識に関する世論調査」

※ 平成9年以前は左から「親しくつきあっている」「付き合いはしているがあまり親しくない」「あまり付き合っていない」「全く付き合っていない」「分からない」となっている

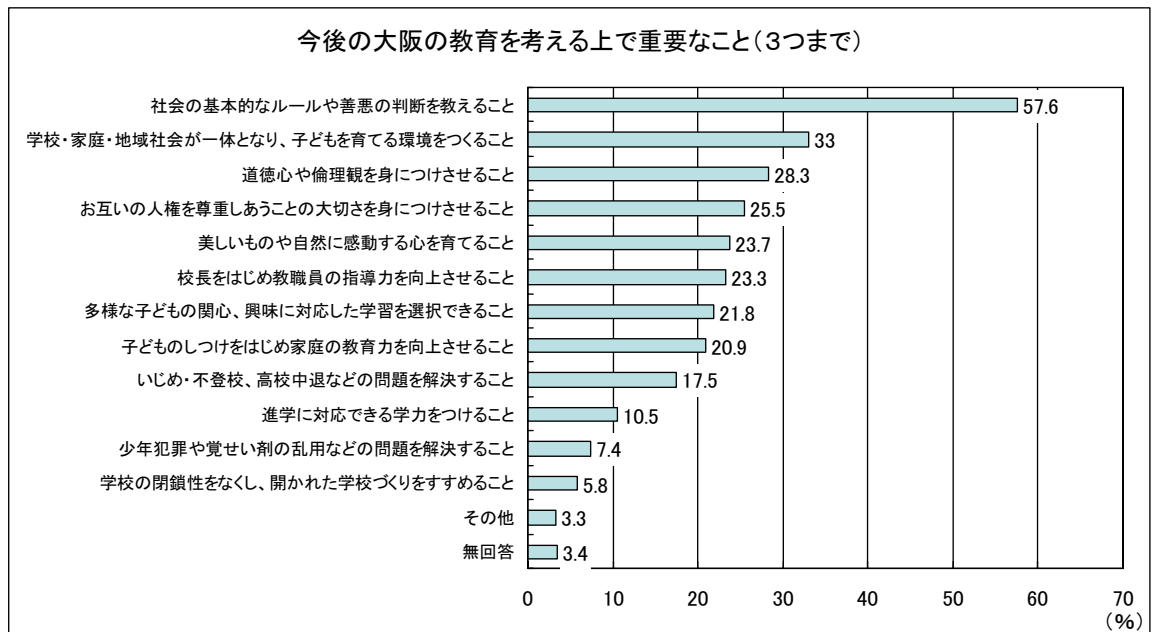
(4) 教育に関する府民意識

平成15年度に実施された「府政に関する世論調査」における、府民が考える学校教育の課題のトップは「社会の基本的なルールやマナーや善悪の判断等の教育が不十分である」こと。



(参考資料)大阪府「第85回府政に関する世論調査「府民が求める教師像」(平成15年度)

同調査で府民が今後の大阪の教育において重要と考えるもののうち、6割の人が「社会の基本的なルールや善悪の判断を教えること」を挙げている。



(参考資料)大阪府「第85回府政に関する世論調査「府民が求める教師像」(平成15年度)

2 これまでの教育改革への取組み

(1) 義務教育

※ 詳細は、第20回：平成19年7月31日（火）、第25回：平成20年2月21日（木）の審議会資料参照

ア 義務教育活性化の進捗

・「義務教育活性化推進方策」（計画期間は平成15年度から20年度まで）に基づき、確かな学力の向上・生徒指導の充実・学校運営の改善に総合的に取り組んできたところ。

・学力向上については、大阪府では平成15年度、平成18年度に「学力等実態調査」を実施し、その調査結果の分析に基づいて、学力向上方策を実施してきた。

・生徒指導については小・中学校の相談体制等の子ども支援機能を充実してきた。

・学校運営については「学校教育自己診断」を全校で実施し「学校協議会」を約9割の学校で設置するなどの学校運営の改善に努めてきた。

イ 学力

・平成15年度の府の「学力等実態調査」の結果を受け、「知識を活用する問題」や「発展的な問題」に課題があることに対し、授業における指導方法の工夫改善や児童・生徒の家庭学習の充実のために自学自習力の育成に取り組んできた。

・平成19年度に実施された「全国学力・学習状況調査」等では、全国に比して正答率が低いこと、無回答率が高いこと等の課題が明らかになった。

・授業の進め方、家庭学習や生活習慣等、様々な要因が重なり合い、このような結果が表れたと考えられる。

《平成19年度全国学力・学習状況調査の結果》

調査の目的

ア 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

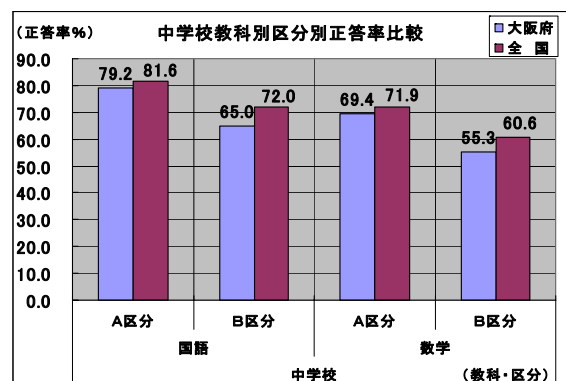
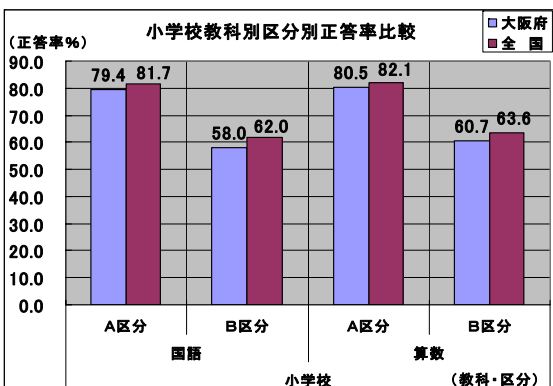
イ 各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図り、併せて児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげる。

調査の内容（教科に関する調査）

主として「知識」に関する問題 【国語A、算数・数学A】	主として「活用」に関する問題 【国語B、算数・数学B】
・身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容 ・実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など	・知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力などにかかわる内容 ・様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などにかかわる内容など

校種・教科・区分別正答率比較 (%)

		大阪府	全 国	大阪府-全国	判定±5%	
小学校	国語	A区分	79.4	81.7	-2.3	＝
		B区分	58.0	62.0	-4.0	＝
	算数	A区分	80.5	82.1	-1.6	＝
		B区分	60.7	63.6	-2.9	＝
中学校	国語	A区分	79.2	81.6	-2.4	＝
		B区分	65.0	72.0	-7.0	▼
	数学	A区分	69.4	71.9	-2.5	＝
		B区分	55.3	60.6	-5.3	▼



ウ 生徒指導の取組みと子ども支援

・いじめについては、1,000人あたりの認知件数は全国ひびして低い水準にあるものの、認知件数そのものは増加。

・暴力行為等の問題行動については、増加傾向にあるとともに、不登校については、ここ数年は減少傾向にあるものの、1,000人あたりの件数や児童・生徒数は依然として全国に比して高い水準で推移。

・これらの課題については、校内生徒指導体制の充実、小・中学校連携による校種間の段差解消、専門家による心のケアをはじめとする外部人材の活用やチーム支援等、総合的な取組みが推進されているところであるが、状況は未だ改善されていない。

・また、インターネット及び携帯電話による悪質な誹謗中傷に対する生徒指導など、新たな問題が生じている。

◇ いじめの認知件数(件)

- ※ 平成18年度より、いじめの定義が変更され、急増した。併せて、発生件数から認知件数に変わった。
- ※ 千人あたりの認知件数は全国で36位である。

	H16	H17	H18		府出現率	全国出現率
小学校	336	266	1,622	↗	0.33%	0.86%
中学校	822	744	1,937	↗	0.90%	1.49%

◇ 暴力行為の発生件数(件)

- ※ 千人あたりの発生件数は全国で7位である。

	H16	H17	H18		府出現率	全国出現率
小学校	320	293	442	↗	0.09%	0.05%
中学校	4,161	3,863	4,144	↗	1.92%	0.89%

◇ 不登校児童・生徒数

- ※ 千人あたりの不登校児童・生徒数は、全国で12位である。

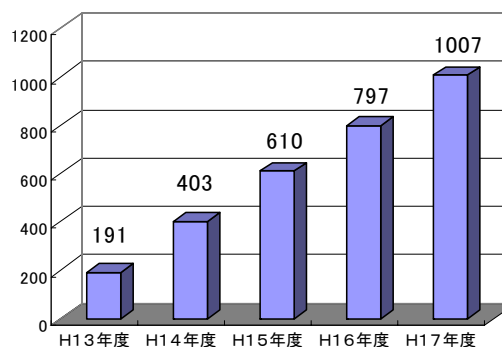
	H16	H17	H18		府出現率	全国出現率
小学校	1,927	1,824	1,610	↘	0.33%	0.33%
中学校	8,469	7,974	7,469	↘	3.47%	3.01%

エ 学校・家庭・地域との連携

・教育コミュニティづくり^{注1}の推進組織である「地域教育協議会(すこやかネット)」^{注2}が大阪市を除く全中学校区に設置され、その活動の推進役となる地域コーディネーターが養成されてきた。

・その結果、学校・家庭・地域の協働の基盤ができ、子どもの地域活動や体験的な活動への参加が増えるなどの効果が上がっている。

◇ 地域コーディネーターの養成状況



オ 進路指導の取組み

・児童・生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、小学校における社会体験活動や中学校の職場体験学習・進路指導などの取組みが進められてきた。

注1:【教育コミュニティづくり】教育や子育てに関する課題を学校、家庭、地域の団体・グループ等が共有し、課題解決に向けた協働の取組みを通じて、新たな人のつながりをつくり出すもの。府教育委員会では、学校を核として、地域社会が一体となって子どもを育てる「教育コミュニティづくり」を推進。

注2:【地域教育協議会(すこやかネット)】「教育コミュニティづくり」の推進組織。府内のすべての中学校区(政令市を除く)に設置。地域社会が一体となって、0歳から15歳の子どもの連続した成長を見据えた取組みを進める。

(2) 高校教育

※ 詳細は、第23回：平成19年12月18日（火）、第24回：平成20年1月29日（火）の審議会資料参照

ア 「特色づくり・再編整備計画」による特色づくり

・「教育改革プログラム」に基づき、「特色づくり・再編整備計画」^{注1}を実施。

・計画後は、^{注2}普通科高校84校、普通科総合選択制高校19校、普通科単位制高校4校、総合学科10校（中高一貫校含む）、専門高校15校、クリエイティブスクール6校、夜間定時制高校15校、通信制高校1校、及び中高一貫校が1校。

・「特色づくり・再編整備計画」の実施により、中学生の高校進学の見学選択肢が拡大されるとともに、目的意識をもって入学し、「この学校で学んでよかった」と感じる生徒が増えるなど、高校の活性化や教育力の向上をもたらした。

・専門学科や総合学科等において特色ある教育課程が編成され、その設置理念の実現に向けた教育活動が展開されているところ。

《府立高校の再編整備》～全体計画の進捗状況～

学校の種類	平成10年	平成19年 (決定済の計画 含む)
普通科	117	73
専門学科併設	19	11
普通科総合選択制	—	19
普通科単位制高校	—	4
総合学科	3	9
専門高校	16	15
多部制単位制	—	6
中高一貫校	—	1
屋間の学校 計	155	138
定時制	29	15
通信制	1	1
工業高等専門学校	1	1

イ 普通科高校における特色づくり

・普通科高校においても特色づくりが進展。

・専門コースや多様な選択科目を設けることにより、生徒の興味・関心や進路希望等に対応。

・普通科高校を中心に、特色づくりを一層進めるため、「次代をリードする人材育成研究開発重点校（エル・ハイスクール）^{注3}」「経営革新プロジェクト事業^{注4}」「総合活性化事業（アクティブ・ハイスクール）^{注5}」等の事業を展開、組織的で計画的な教育実践に取り組んでいる。

《特色づくりの事業例》

◇ 次代をリードする人材育成研究開発重点校（エル・ハイスクール）の先進的取組（例）

【教育課程の工夫】…二学期制・65分授業・7時限目等

【学力向上の取組】…補習講習・学習合宿

【進路指導の充実】…大学見学・大学の講義を受講

【生徒指導の充実】…生徒会活動の充実

【外部との連携】…高大連携・国際交流

【事業成果の普及】…実践報告会の開催・研究公開授業の実施
中間報告書の作成、配付

◇ 経営革新プロジェクト事業の先進的取組（例）

【教育課程の工夫】…専門コース設置(理数、体育、芸術等)

【学力向上の取組】…家庭学習の促進・資格取得支援
読書指導の充実

【進路指導の充実】…進路別の説明会実施

【生徒指導の充実】…挨拶運動・遅刻指導週間

【外部との連携】…地元の保育園・小中学校・NPO法人
市町村教育委員会・民間企業等

【事業成果の普及】…実践報告会の開催・研究公開授業の実施、中間報告書の作成、配付

◇ 総合活性化事業（アクティブ・ハイスクール）の先進的取組（例）

【教育課程の工夫】…学校設定科目の設置
（「教養」「ビジネス」「デュアル」等）

【学力向上の取組】…基礎的事項の定着(科目「教養」)
地元企業での実習(科目「デュアル」)

【進路指導の充実】…企業インターンシップ
キャリアアドバイザーによる進路指導

【生徒指導の充実】…組織的遅刻指導(毎日)・服装指導
挨拶運動

【外部との連携】…地域での清掃活動・ボランティア活動
地域の農家と連携した農業体験学習

【事業成果の普及】…中間報告書の作成、配付

ウ 中高一貫教育

・平成16年度に、能勢地域連携型中高一貫教育が開始。

・小・中・高12年間を通じた一貫教育の取組みが進められており、部活動加入率が上昇するとともに、進路未決定者の割合や中退率が低下するなどの成果が報告されている。

《取組み内容》

◇中高一貫教育の推進体制の整備

- 府教委、町教委、小中高の代表者で構成する推進委員会
- 教育課程等の課題別に研究部会

◇中高一貫選抜の実施

◇特色ある取組み

- 町が進める小中連携と接続した小中高一貫の取組み
 - ・ 授業、行事、生徒会活動等を通じての児童・生徒や教職員の交流
 - ・ 教科、キャリア教育等の小中高一貫した12年間のシラバス
- 中高の国数英で、中高の教員が兼務発令により相互に授業を担当（NS授業）

《成果》

◇生徒の目的意識の高まりと高校の活性化

	H13	H18
高校の部活加入率(%)	68	77
高校卒業時の進路未定率(%)	28	4
高校の中退者数(人)	14	6
高校の懲戒件数(件)	67	9

◇NS授業の効果

・円滑な接続と習熟度別授業による学力の向上

◇町内にある高校が行きたい高校になった

	H13	H18
連携中学卒業者に占める能勢高進学者の比率(%)	31	39
能勢高校入学者に占める連携中学卒業者の比率(%)	69	90

注1:【特色づくり・再編整備計画】「教育改革プログラム」に基づき、生徒一人ひとりの興味・関心、能力・適性、進路希望等に対応し、多様な学習と幅広い進路選択ができるよう、府立高等学校において特色づくりを推進し、子どもたちに多様な進路の選択肢を提供するとともに、生徒減少期を教育環境・教育条件など教育の質的向上を図る好機と捉え、府立高等学校の特色づくりとあわせて適正な配置の観点から再編整備を推進する計画。

注2:【普通科総合選択制高校】

基礎学力を重視しながら、エリアと自由選択科目の選択による興味・関心にあった学習を通して、進路実現の力をはぐくむ普通科の学校。

【(全日制)普通科単位制高校】

全日制の時間帯で、自分で学習計画を立て、自分にあった方法で、自らの学習ペースに応じて学力を伸ばすことをめざす学校。

【総合学科高校】

普通科目と専門科目の両方にわたって、多くの選択科目を設定し、生徒自ら科目選択をしていく中で、自分の適性や進路を見つけていく力をはぐくむことをめざす学校。

【専門高校】

専門学科を置き、自分の得意な専門分野の授業を通じて、個性を伸ばす学習、資格取得をめざす学習ができる学校。大学などへの進学をめざすための授業もある。

【クリエイティブスクール】

学ぶ時間帯がⅠ部(午前)、Ⅱ部(午後)、Ⅲ部(夜間)から選べる学校。普通科または総合学科を設置している。単位制の利点を生かして自分のペースで学ぶことができる。

【夜間定時制高校】

昼間に働きながら高校に入学希望する生徒や、様々な目的や事情により、夜間という条件の中で目的意識を持って学習する生徒に就学の場を提供することを目的として設置した学校。単位制の利点を生かして、自分のペースで学ぶことができ、通信制の授業も学習することで、3年で卒業できる。

注3:【次代をリードする人材育成研究開発重点校(エル・ハイスクール)】21世紀をリードする創造力溢れた人材や先端的な科学技術を支える人材などの育成を目的に、特色ある取組を行い、その実践結果を他の高校の教育活動に提供する高校を重点校(エル・ハイスクール)として17校指定し、平成15年度から研究開発を進めている。

注4:【経営革新プロジェクト事業】生徒の学力の向上と希望進路の実現をめざし、学校の持つ総合的な教育力の向上を図るため、明確な目標を設定し、授業改善、自学自習力の育成などの教育実践に取組む事業。推進校として21校を指定し、平成17年度から研究開発を進めている。

注5:【総合活性化事業(アクティブ・ハイスクール)】中途退学や不登校、卒業後の進路未決定などの、府立高校の課題を解決するために、学校の持つ総合的な教育力を活性化し、生徒の基礎的な学力の向上と、職業観や勤労観の育成による生徒の進路希望の実現をめざす。推進校として16校を指定し、平成19年度から実践的な研究を進めている。

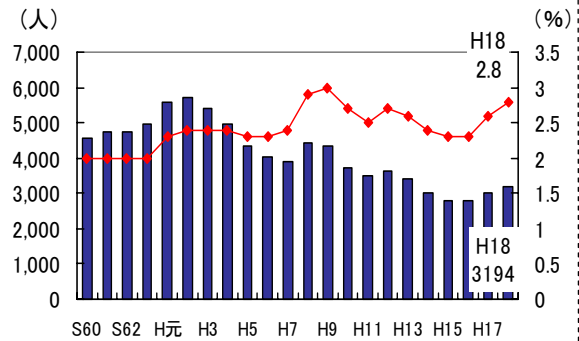
エ 生徒の状況

・中途退学については、平成9年度以降減少傾向にあったが、近年上昇傾向に転じ、平成18年度の全日制の府立高校全体の中退率は2.8%で、全国で最も高い。

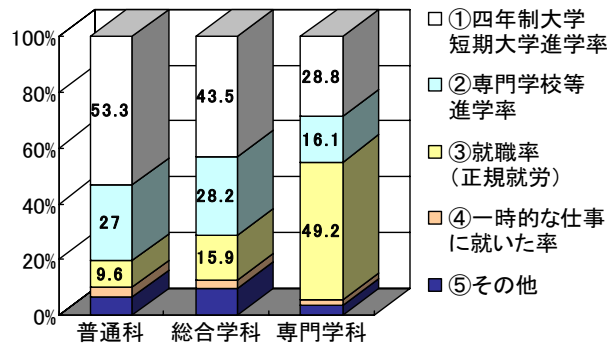
・普通科高校については、中途退学が一部の学校に集中しており、入学後1年間の間にかなりの人数の生徒が中途退学しているという厳しい現実がある。

・進路状況については、全体としては、普通科高校では進学者の割合が高く、工業、農業などの実業系の専門学科では就職者の割合が高い。

◇府立高校(全日制)における中途退学者数と中退率の推移

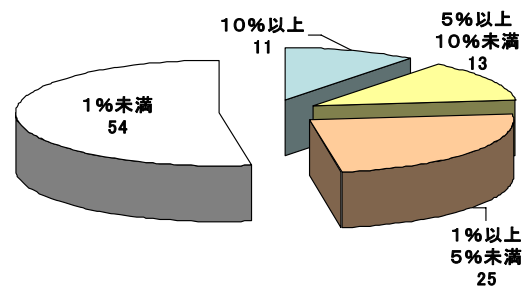


◇府立高校生の卒業後の進路状況(H18)



◇普通科における中途退学の状況

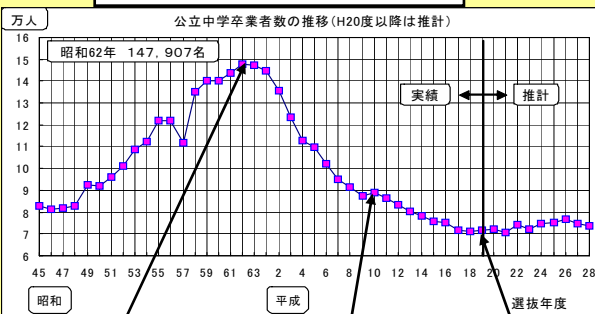
(中退率と学校数:普通科103校(H18))



オ 学校規模

・普通科は1学年8学級、特色のある学校については6~7学級、多部制単位制はⅠ・Ⅱ部をあわせて最大8学級、工科高校^{注1}は8学級、国際・科学高校は7学級を基準として再編整備が進められてきた。
・その結果、実施前に予測された小規模化が抑えられ、適正な学校規模が保たれてきた。

公立中学校卒業生数の推移と学校規模



公立中学校卒業生数のピーク

学校教育審議会答申(再編整備前)

現在

全日制府立高校の平均学校規模
(1校1学年当たりの平均の学級数及び生徒数)

昭和62年度
約11.3学級
520人程度

平成9年度
約8.0学級
310人程度

平成21年度
約5.7学級
230人程度

〔平成21年度は平成10年学校教育審議会答申時における推計値〕

平成10年学校教育審議会答申
「生徒減少期における全日制府立高等学校の在り方について」

- 学校規模の縮小化が教育に及ぼす影響
 - ・生徒相互の切磋琢磨が乏しくなる。
 - ・多様な教育展開が困難になる。
 - など

⇒教育活動に支障をきたす。

○ 特色化を踏まえた学校規模

⇒普通科・・・1学年6~8学級程度が望ましい。

再編整備等による10年間の1校1学年当たりの平均学級数の変化

平成10年度
約7.8学級

平成19年度
約7.2学級

カ 入学者選抜制度

- ・受験機会の複数化、選抜方法の多様化・評価尺度の多元化の観点から改善が進められてきた。
- ・平成15年度からは、前期入学者選抜（2月）と後期入学者選抜（3月）の枠組みで実施。平成19年度には、全日制の課程の募集人員のうち、前期で募集する人員の比率が約37%まで増加。
- ・また、平成19年度には、それまでの9学区から4学区へと通学区域が改正され、旧学区間での中学校卒業生数に対する普通科高校数の不均衡が是正された。

◇入学者選抜の枠組みの現状

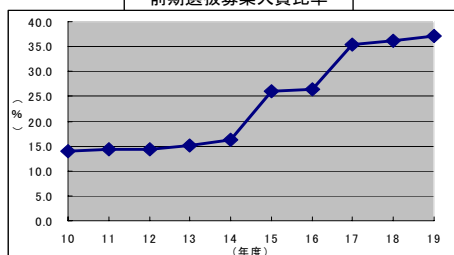
■前期選抜 - 特色ある学校・学科の選抜 -
 (全日制普通科総合選択制、全日制普通科単位制、
 全日制専門学科、全日制総合学科)

全日制の課程(前期、後期)の募集人員
 に対する前期選抜の比率
 約37%(平成19年度)

■後期選抜 - 学び方を選べる選抜 -
 (全日制普通科、多部制単位制、定時制、通信制)

通学区域の改正(平成19年度)により、通学区域
 ごとの全日制普通科の選抜実施校数は増加

前期選抜募集人員比率



※H10～14は、専門一次選抜の募集人員比率

公立高等学校全日制の課程後期入学者選抜実施校数

選抜 年度	1区		2区		3区			4区	
	旧1区	旧2区	旧3区	旧4区	旧5区	旧6区	旧7区	旧8区	旧9区
H15	17	19	11	19	15	7	14	16	11
H17	14	17	10	16	12	5	13	13	9
H19	25		24		30			21	

※ 通学区域が5学区制であった昭和47年度においては、1区当たりの全日制の課程普通科の入学者選抜実施校数は、10～20校であった。

注1:【工科高校】1年生で工業の知識や技術を広く学び、2年生から専門の系・専科で学ぶ、専門分野の「深化」と高等教育機関への「接続」をめざす専門高校。

(3) 支援教育

※ 詳細は、第22回：平成19年11月13日（火）、第23回：平成19年12月18日（火）の審議会資料参照

ア 支援教育の位置づけ

・近年、ノーマライゼーション^{注1}の理念の浸透や、障がいの重度・重複化など、障がいのある子どもの教育を取り巻く状況は大きく変化し、子どもや保護者の意識、教育的ニーズも多様化。

・平成18年6月に学校教育法が改正され、支援教育が法的に位置づけられた。

・支援教育は、すべての学校で推進され、「共生社会」の基礎となるべきもの。

・大阪府においては、これまでから「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に、障がいのない子どもや地域の人々との交流を進めるとともに、一人ひとりの障がいの状況等にに応じた教育が推進されてきた。

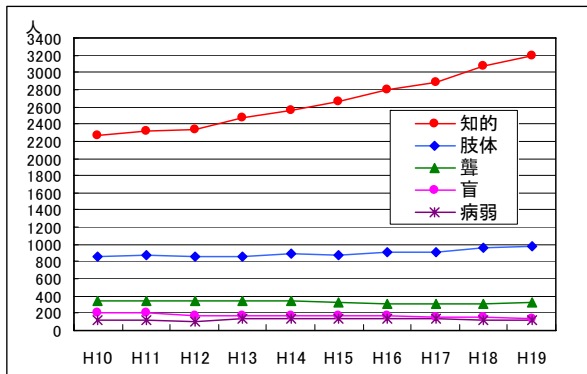
イ 支援学校等の教育環境の充実

・知的障がい支援学校の教育環境に関しては、効果的な学習指導や円滑な学校運営に配慮し、児童・生徒数150～200人程度の規模で学校を整備していくことが妥当であると示した平成4年の本審議会の答申を踏まえ、府教育委員会はこれまで、新たな支援学校を開校してきた。また、准校長、首席の配置や教頭の複数化などソフト面での充実に努めてきた。

・しかし、府立の支援学校における知的障がいのある児童・生徒数は、平成10年度から19年度の間概ね1.4倍（平成19年度：約3,200人）に増加し、150～200人程度の規模を大きく上回っている学校がある。

・通学バスの運行についても、現在、乗車時間の目標を60分以内としているにもかかわらず、バス通学をしている児童・生徒の約1割が60分を上回る乗車時間となっている。

◇府立支援学校 幼児・児童・生徒数の推移



◇通学バスの乗車時間・通学時間(H19.5.1)

※下記のほか、通学によらず訪問教育を受ける児童・生徒が98名在籍

	通学バスを利用する者 [18校対象]		通学バスを利用しない者の 通学時間 [全校対象]
	乗車時間	通学時間 (通学バス乗車時間 を含む自宅～学校ま での時間)	
60分以内	3,008人 (89.6%)	2,434人 (72.5%)	1,058人 (81.4%)
61～70分	240人 (7.1%)	483人 (14.4%)	83人 (6.4%)
71分以上	111人 (3.3%)	442人 (13.1%)	159人 (12.2%)
合計	3,359人	3,359人	1,300人
平均	38分	49分	37分

◇府立盲・聾・養護学校 在籍者数(H19.5.1現在)

校名	在籍者数	校名	在籍者数
盲 府立盲学校	144	堺養護学校 ※	188
聾 生野聾学校	158	同大手前分校	18
堺 堺養護学校	91	肢 茨木養護学校 ※	171
だいせん高等聾学校	75	体 東大阪養護学校 ※	178
高槻養護学校	291	不 岸和田養護学校	118
八尾養護学校	367	自 藤井寺養護学校	151
富田林養護学校	334	由 交野養護学校 ※	243
知 佐野養護学校	399	箕面養護学校 ※	138
豊中養護学校	199	中津養護学校	69
寝屋川養護学校	359	病 刀根山養護学校	60
和泉養護学校	246	弱 羽曳野養護学校	58
守口養護学校	189	合計	4,757
吹田養護学校	273		
泉北養護学校	140		
たまがわ高等支援学校	100		

※は知肢併置校

※ 通学バス

- 配置校数 府立盲・聾・養護学校25校1分校中18校
 ≪配置していない学校≫
 ・聾学校3校(自主通学)、
 ・養護学校4校1分校(たまがわ:自主通学、堺大手前分校・中津:施設併設、刀根山・羽曳野:病院併設)
- 利用者 3,359人
 (18校在籍者数のうち訪問教育を除く4,049人の83.0%)
- 台数 計141台

注1:【ノーマライゼーション】障がいのある人も障がいのない人も社会の一員として、ともに社会活動に参加し、自立して生活することができる社会を旨とする理念。

ウ 知的障がいのある生徒の高校における学習機会のさらなる充実

・知的障がいのある生徒が高校で学ぶ施策として、全国に先駆けて、平成18年度から自立支援推進校、共生推進モデル校を制度化し、知的障がいのある生徒の高校における学習機会の充実が図られてきた。

・知的障がい生徒自立支援コースについては、生徒や保護者のニーズが高く、この制度は後期中等教育における進路選択肢の充実の観点からも意義がある

平成19年度 自立支援推進校(知的障害生徒自立支援コース設置校)

校名	所在地	通学区域	1学年生徒数
府立園芸高等学校	池田市	府内全域	3
府立阿武野高等学校	高槻市	1区	3
府立柴島高等学校	大阪市東淀川区	府内全域	3
府立枚方なぎさ高等学校	枚方市	2区	2
府立八尾翠翔高等学校	八尾市	3区	2
府立西成高等学校	大阪市西成区	3区	3
府立松原高等学校	松原市	府内全域	3
府立堺東高等学校	堺市	府内全域	2
府立貝塚高等学校	貝塚市	府内全域	2

○入学者選抜を実施する知的障害生徒自立支援コースを府立の高等学校9校に設置し、自立支援推進校とする。

* 大阪市立の高等学校2校においても、知的障害生徒自立支援コースが設置されている。

○府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室を府立枚岡樟風高等学校内に設置し、両校の連携協力のもと、たまがわ高等支援学校の生徒が枚岡樟風高等学校において教育を受けている。

◇入学者選抜状況

・自立支援コース H18 3.43倍 H19 3.36倍
 ・府立たまがわ高等支援学校
 本校 H18 1.4倍 H19 1.92倍
 共生推進教室 H18 0.5倍 H19 1.5倍

平成19年度 共生推進モデル校

校名	所在地	通学区域	1学年生徒数
府立枚岡樟風高等学校 (共生推進教室設置)	東大阪市	府内全域 (大阪市除く)	2
府立たまがわ高等支援学校	東大阪市	同上	48

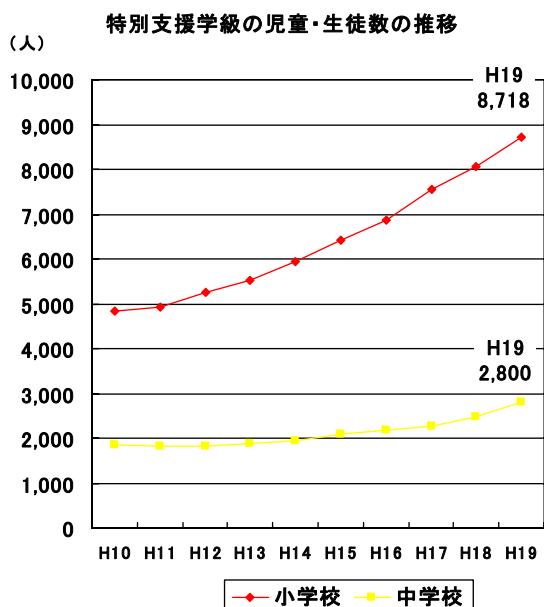
エ 義務教育における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

・府内公立小・中学校においては、全国平均と比べ支援学級設置率が高く(98.2%)、これは大阪の支援教育の特徴であり、全国に誇るべきものである。

・支援学級に在籍する児童・生徒数は、平成10年度から19年度の間概ね1.7倍(平成19年度:約12,000人)に増加しているとともに、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいる。

・こうした中、医療的ケア^{注2}を要する児童・生徒に対する看護師の配置や、重度・重複障がいのある児童・生徒が在籍する支援学級への非常勤講師の配置など様々な取り組みがなされている。

◇支援学級の児童・生徒数の推移



注2:【医療的ケア】日常生活の中で、医師の指導のもと、主として保護者が自宅等で行っている痰の吸引・経管栄養などや、医師の指示により看護師が学校等で行う医療行為を、病院で実施する医療行為と区別するため、一般的に「医療的ケア」と呼んでいる。なお、これらは、医師法上は医療行為とされている。

オ 将来の自立を見すえた教育の充実

・子どもの障がいが重度・重複化、多様化してきており、一人ひとりの状況に応じた教育の推進が求められており、障がいのある子どもの生涯を見すえた個別の教育支援計画を策定し、活用する必要がある。支援学校では100%策定、小・中学校では30%台であり、その内容も、必ずしも一人ひとりの障がいの状況に応じ、就学前から卒業後までを見通した内容となっていないものもある。

・近年、小・中学校や高校等から支援学校に対して、障がいのある子どもに対する理解や指導内容・指導方法等についての教育相談件数が増加。

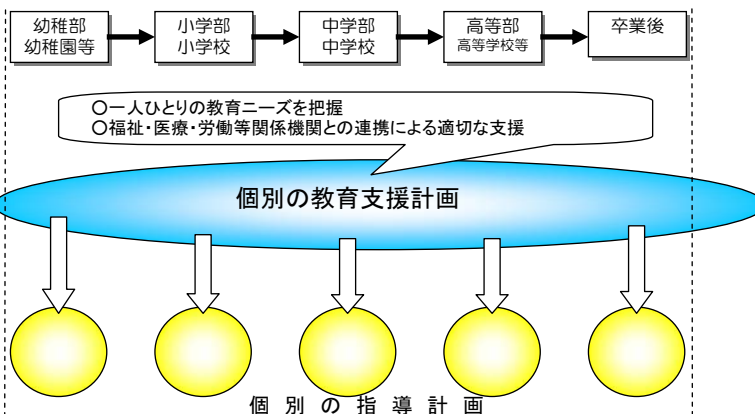
◇個別の教育支援計画と個別の指導計画

○個別の教育支援計画

障害のある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

○個別の指導計画

個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動などにおける指導計画。



(4) 教員

※ 詳細は、第26回：平成20年3月26日（水）、第27回：平成20年4月15日（火）の審議会資料参照

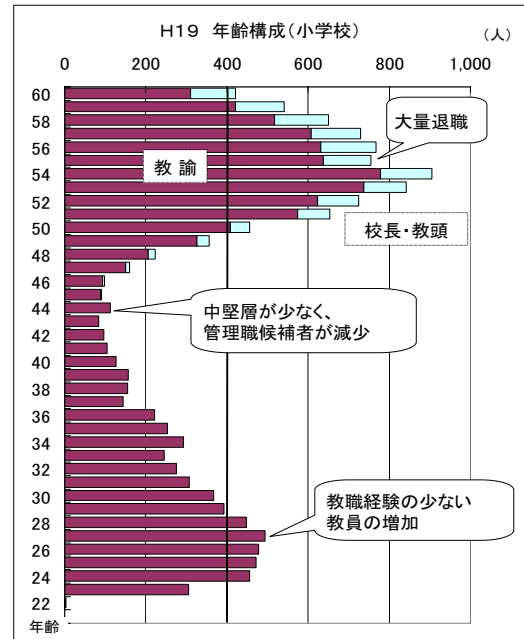
ア 教員の年齢構成の不均衡

・府内公立小学校の教員は、今後10年間で教員のおよそ半数が退職。10年後の教員の年齢構成を推計すると、現在40歳以上と39歳以下の比率が6：4であるものが、10年後には3：7と大きく変化。中学校、高校、支援学校についても同様の傾向。

・校長、教頭といった管理職については、今後、その候補者の数が大きく減少。

50歳以上の割合				
	小学校	中学校	高等学校	支援学校
校長	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
教頭	89.9%	80.5%	89.3%	89.6%
教諭	47.7%	42.4%	53.2%	41.8%

◇教員の年齢構成（小学校）



イ 教員の大量採用

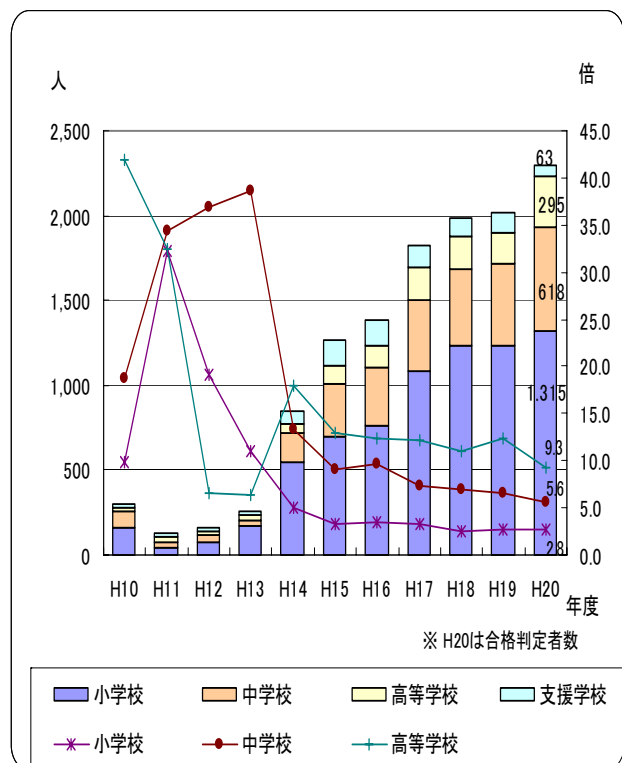
・教員の採用数は、平成14年度以降、小学校を中心に大幅に増加しており、特に小学校においては、募集人数に対する受験者数は平成18年度採用以降、3倍を下回っている。

・府においては、平成15年度採用以降、社会人や現職教諭を対象とした選考が導入され、平成20年度採用においても、常勤講師経験者等の特別選考が新設されたところ。

・平成20年度には、小中学校の教員を志す学生を対象としたセミナーを実施。

・一方で、採用後1年以内に退職する教員が、近年、増加傾向。

◇採用者数と最終倍率の推移



ウ 教員の資質向上

・授業力は、教員に求められる資質・能力の中でも最も基幹的な力。

・府教育センターにおいて、これまでの教職員研修に加え、平成19年4月に「カリキュラムNAViプラザ」^{注1}が開設されるなど、授業力向上に向けた一層の支援が行われているところ。

・市内小・中学校では9割以上の学校で授業評価を実施しているが、高校では7割程度にとどまっている。

・様々な職場を経験することは、教員のキャリアアップを図る上で有益であるので、これまでも、人事異動を通じた積極的な取組みが推進されてきた。

◇カリキュラムNAViプラザ(H19年度～)

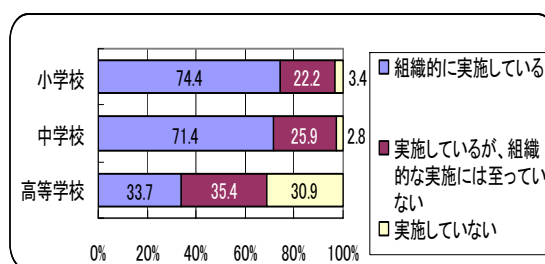
(大阪府教育センター内)

大阪府教育センターにおけるカリキュラムセンター機能の一層の充実を図るため、学校づくり、授業づくり等を支援する「カリキュラムNAViプラザ」(愛称:カリナビ)が設置された。

<事業内容>

- ①カリキュラムに関する研究・相談・情報提供
- ②校内研修支援のための講師紹介・派遣
(平成20年2月末現在 派遣件数1,016件)
- ③自主研修会の企画・実施への支援
- ④授業実践等の教材化・普及
(平成20年2月末現在 来所者数 6,343人)
- ⑤教員採用合格者及び教職をめざす学生への対応

◇授業評価の実施状況(平成18年度)



エ 指導が不適切な教員への対応

・府教育委員会においては、平成13年7月に「教員の資質に関する諮問委員会」^{注2}を設置するなど、取組みが進められてきたところ。

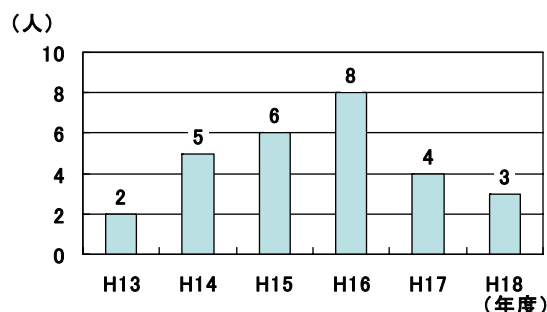
・教育公務員特例法の改正(平成20年4月施行)により、国において制度として人事管理が厳格化された。

オ 「がんばっている」教員の応援

・平成14年度から評価・育成システムが試験的に実施され、その後、制度の改善が図られながら、平成16年度から本格実施されている。

・さらに平成19年度からは、本システムによる前年度の評価結果を昇給、勤勉手当に反映。

◇指導が不適切な教員数の推移



【研修後の状況】

現場復帰・・・19名 退職・・・6名
分限免職・・・1名 休職中・・・2名

※ 参考【指導に課題がある教員】

年度	H15	H16	H17	H18	H19
府立学校	351	309	291	242	201
うち退職等	36	19	17	16	4
小中学校	88	73	53	36	36

※小中学校は大阪市、堺市(H18～)を除く

注1:【カリキュラムNAViプラザ】教職員の自主的・主体的研修の奨励・支援などをねらいとし、授業力アップ等のための相談、授業実践等の教材化・普及などの支援体制を整備するとともに、教職をめざす学生に対する相談・支援等を行う。平成19年4月に府教育センターに開設。

注2:【教員の資質に関する諮問委員会】指導が不適切な教員等に対する具体的な対応方針について、府教育委員会の求めに応じ、専門的・多角的見地から検討を行い、意見を述べる委員会。委員は教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門知識を有する者及び保護者である者から構成される。平成13年7月に設置。

(5) 学校組織

※ 詳細は、第27回：平成20年4月15日（火）、第28回：平成20年5月7日（水）の審議会資料参照

ア より信頼される学校づくり

・府教育委員会では、学校運営の改善に活用するため、「学校教育自己診断」と「学校協議会」を関連させて学校評価が進められてきた。

・「学校教育自己診断」については、府立学校は平成14年度末までに、府内公立小・中学校は平成16年度末までに全校が実施。「学校協議会」については、府立学校は平成15年度末までに全校が、府内公立小・中学校は平成19年3月時点で87.4%が設置している状況。

・国においては、平成20年1月に「学校評価ガイドライン」^{注1}を改訂。

◇ 学校教育自己診断

学校教育活動が児童・生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズと対応しているかどうかについて、教職員、児童・生徒、保護者らが記入する診断票に基づいて学校自らが学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。

- ・平成10年度 試行実施
- ・平成11年度 本格実施
- ・平成14年度までに 府立学校全校で実施
- ・平成16年度までに 公立小中学校全校で実施

◇ 学校協議会

保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることにより、学校改善を図るために協議する学校支援組織で、学校教育法施行規則に示す学校評議員と同趣旨である。

- ・平成12年度 モデル校に施行設置
- ・平成14年度 本格設置
- ・平成15年度 府立学校全校設置
- ・平成19年3月現在 公立小中学校87.4%で設置

イ 組織的な学校運営・校務の効率化

・平成18年に校長のリーダーシップ確立のための方策である「府立学校経営の支援について」や、学校組織の一体性を確立し、学校組織の機動力を高めることを目的とした「学校組織運営に関する指針」^{注2}が取りまとめられたところ。

・府立学校においては、「スクールカラーサポートプラン（集中支援事業）」^{注3}や、学校管理費における校長裁量枠^{注4}を設けるなどの取組みが実施されてきた。

・人事面では、同じく府立学校において、准校長、首席、指導教諭の設置、公募制人事である「TRyシステム」^{注5}や「特得システム」^{注6}等の取組みが進められてきた。（首席、指導教諭については、小・中学校にも設置。）

◇ 新たな職の設置

- ・副校長（平成19年度～） ※平成20年度からは「准校長」
- ・首席、指導教諭（府立学校平成18年度～、市町村立学校（平成19年度～）

（平成19年度）	学校数	副校長		首席		指導教諭	
		配置人数	配置校数	配置人数	配置校数	配置人数	配置校数
公立小学校	1,018	—	—	97	97	94	94
公立中学校	462	—	—	127	127	60	60
府立高高等学校（全・定・通）	161	16	15	245	136	18	15
支援学校	25	5	5	60	23	7	7

※小・中学校は大阪市、堺市含む

注1：【学校評価ガイドライン】文部科学省が、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る観点から、学校評価の目的、方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等、目安となる事項を示したもので、平成18年3月30日に発行されたが、平成20年1月31日、法令改正等を踏まえ改訂された。

注2：【学校組織運営に関する指針】府立学校において、校長のリーダーシップのもとでの組織運営の原則を確認し、学校組織の一体性を確立すること、また学校教育をめぐる様々な課題と急速な社会の変化に対応できるように、学校組織において、迅速な意思決定や効率的な業務運営を通じて、学校組織の機動力を高めることを目的として府教育委員会で作成したもの（平成18年12月）。

注3：【スクールカラーサポートプラン（集中支援事業）】校長のリーダーシップのもとで、保護者や地域の期待、生徒の状況等に即した明確な目標を設定して、特色ある学校づくりを推進し、学校改革に積極的・計画的に取り組む府立高等学校に対して、府教育委員会として集中的に支援を行う事業。平成19年度より実施。

注4：【校長裁量枠（府立学校教育支援事業）】校長のリーダーシップとマネージメント能力を発揮できるよう、学校管理費における校長裁量枠を設け、予算面で校長の学校経営を支援。

注5：【TRyシステム】校長が自校の課題に応じて求人情報を公開し、それに応募した教員の中から校長が構想する学校運営を担い得る人材を確保するためのもの。これによって、学校の活性化を図るとともに、教員の自己啓発の動機付けを促し、その意欲の向上を図る。府立学校において平成15年度から実施。

注6：【特得システム】教員が持っている特技や得意分野の内容を、自主的に特技・得意分野情報検索システムに登録し、校長はそのシステムを活用して学校に必要とする人材の確保に努めるもの。教員の意欲向上を図るとともに、学校の活性化と特色づくりを推進することを目的とする。府立学校において平成19年度から実施。

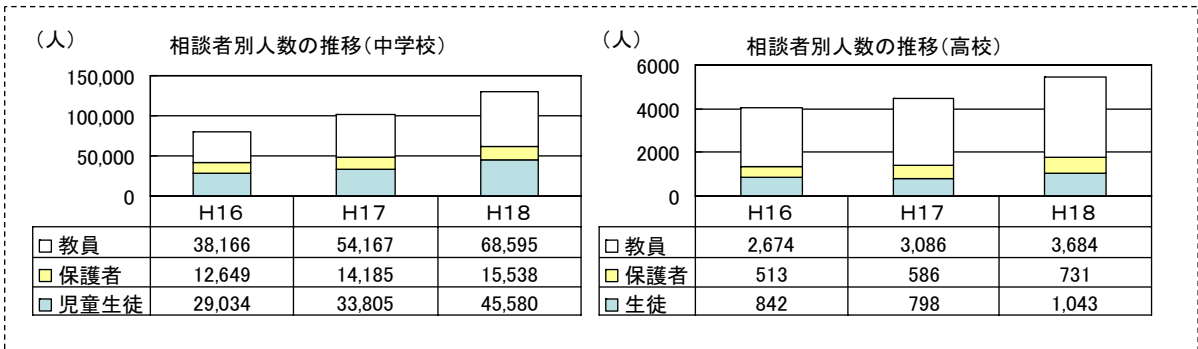
ウ 学校をめぐる複雑化・深刻化した課題への対応

・専門家等を活用した心のケアシステムとして、中学校では、平成13年度から臨床心理士がスクールカウンセラーとして配置されてきており、平成17年度には政令市を除く全中学校に配置。高校においては、スクールカウンセリングスーパーバイザーを拠点校に配置。

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
SC配置中学校数 (配置率)	111校 33%	156校 47%	201校 60%	317校 95%	334校 100%	290校 100%	290校 100%
SCSV配置高校数	16校	20校	20校	23校	23校	30校	30校

・カウンセラーに対する児童・生徒、保護者、教員からの相談件数については、中学校、高校ともに3年連続で増加。

・近年、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに、学校に対する保護者からの要望には、明らかに学校の責任の範疇外と思われるものも増えているという状況も聞かれる。



・課題に応じたチームによる総合的支援として、「学校経営支援チーム」「子ども支援チーム」「学校サポートチーム」が設置されており、状況に応じて、臨床心理士などの専門家や、校長OBなどの外部人材を活用して、学校を支援している。

◇府立学校経営支援チーム(H19～)【府立】

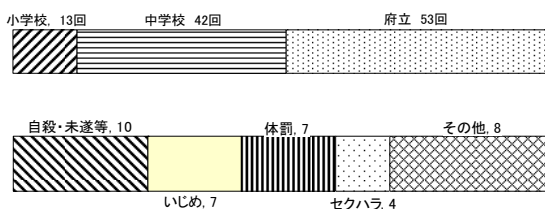
府教育委員会として、校長のリーダーシップを確立するため、学校経営全般にわたり支援(府教育委員会内に学校経営支援チームを設置)

- ・学校経営支援チームへの相談件数 404件
- ・学校経営支援チームの学校訪問件数 179件

◇こども支援チーム【小・中・府立】

子どもの生命に関わるような深刻ないじめ等、緊急かつ重篤な事案に対して、市町村教育委員会及び府立学校の要請により、必要に応じて指導主事や臨床心理士、精神科医等の専門家を含めた、こども支援チームを派遣し、緊急支援を行う。

- (H19年度～府教委内に組織として位置づけ)
- ・H19年度 40件108回の支援



◇学校サポートチーム【小・中】

少年非行や暴力行為等学校や市町村教委だけで対応が困難な事案に対し、市町村教委から要請を受け専門家や学生サポーター、サポーター(校長OB)からなる学校サポートチームを派遣し、相談相手や学習支援などを通じて学校を支援する。

- ・H18年度 11小中学校に対し、計293回の支援、
 - ・H19年度 9小中学校に対し、264回の支援
- 小5に非行防止教室の実施 96%(720校中)

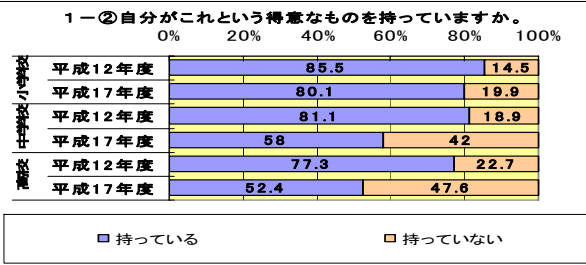
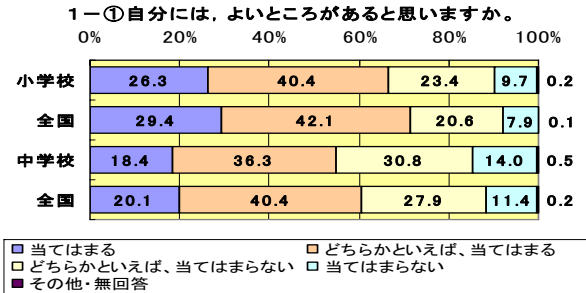


(6) 志や夢をはぐくむ教育

※ 詳細は、第27回：平成20年4月15日（火）の審議会資料参照

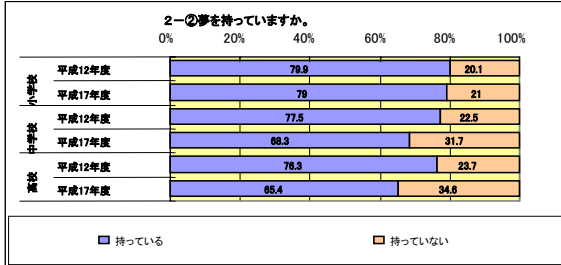
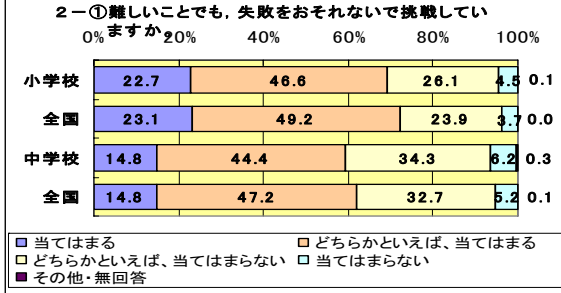
1. 自尊感情

- 全国の状況と比べると、大阪の子どもの自尊感情は、低い傾向にある。
- 平成12年度と比べると、平成17年度の自尊感情を問う質問では、中学校・高等学校での低下が著しい。



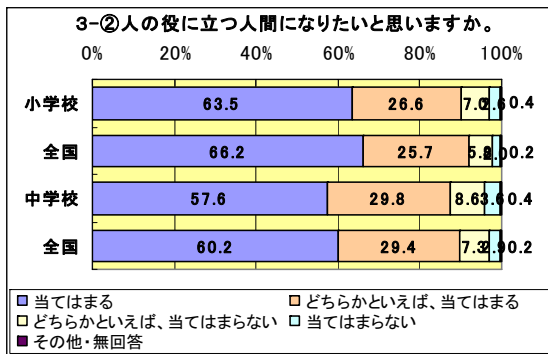
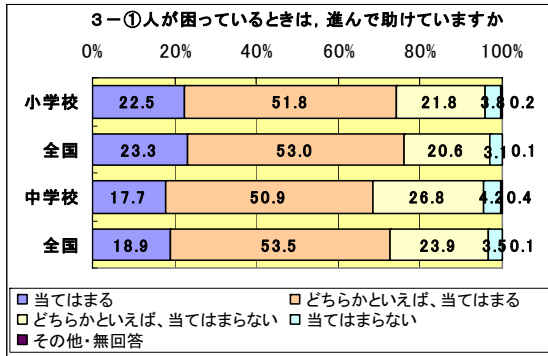
2. 進取の精神・夢

- 全国の状況と比べると、大阪の子どもの進取の精神は、低い傾向にある。
- 平成12年度と比べると平成17年度の夢を問う質問では、中学校・高等学校での低下が著しい。

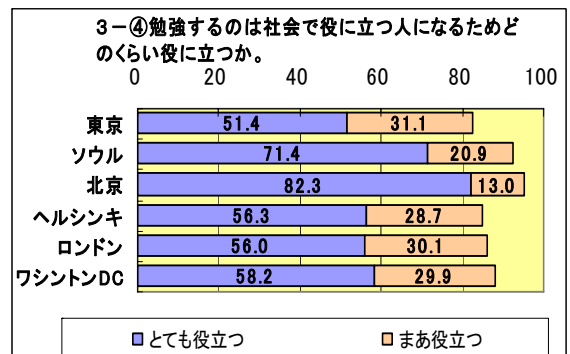
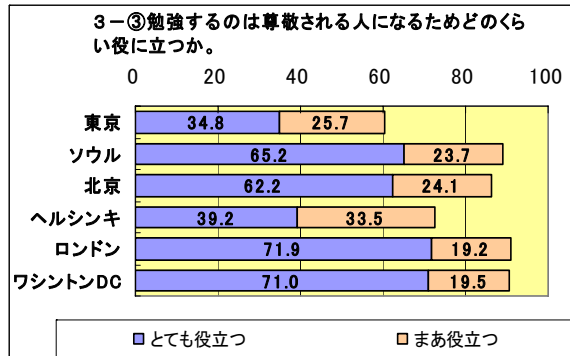


3. 他の人との関わり

- 全国の状況と比べると、大阪の子どもの他の人との関わり意識は、低い傾向にある。

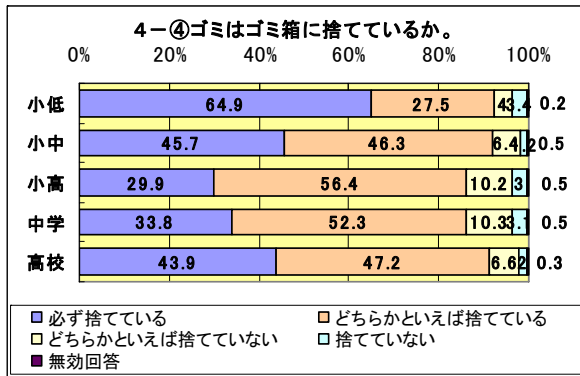
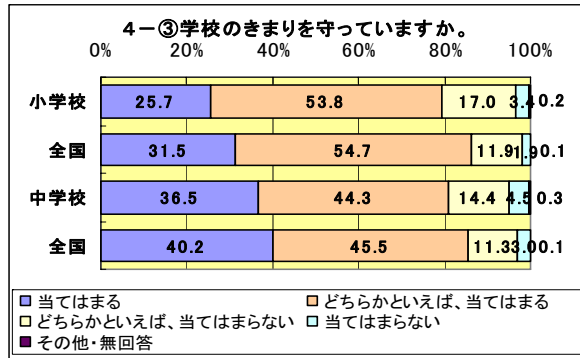
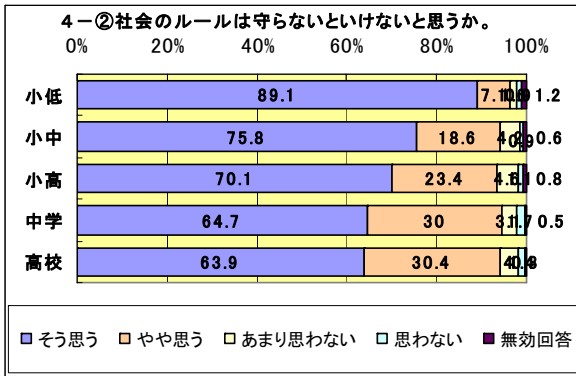
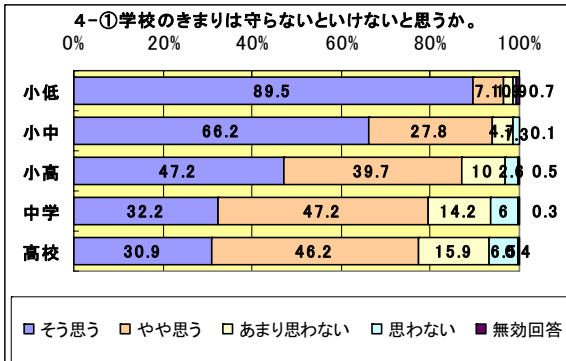


- 学校の勉強が、まわりの人との関係で「役立つ」と回答した日本の子どもの割合は、他の国に比べて低い。



4. 規範意識

- 規範意識は、小学校から高等学校にかけて、低下する傾向にある。
- 全国の状況と比べると、大阪の子どもたちの規範意識は、若干下回っている。



参 考 资 料

参考資料目次

1. 大阪府学校教育審議会への諮問 87
2. 大阪府学校教育審議会委員名簿 89
3. 大阪府学校教育審議会における審議の経過 90
4. 「教育改革プログラム」(平成11年4月策定)の取組み
について(案) 91
5. 「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」にもとづく
高校改革の進捗並びに検証状況について(概要版) 111

大阪府学校教育審議会会長 様

次の事項について、諮問します。

これからの大阪の教育がめざす方向について

平成 19 年 7 月 31 日

大阪府教育委員会

大阪府学校教育審議会への諮問事項について

1 諮問事項

「これからの大阪の教育がめざす方向について」

審議のテーマ

- ・ 子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくり
- ・ 「入れる学校」から「入りたい学校」に向けた府立高校のさらなる充実
- ・ 障害のある幼児児童生徒の自立を支援する教育のさらなる推進
- ・ 教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり～「教員の力」の向上～
- ・ 地域とつながり信頼される学校づくり～「チームの力」の向上～

2 諮問理由

大阪府教育委員会においては、「大阪府の教育の基本的な課題を踏まえたこれからの教育の在り方について（答申及び中間答申）」（平成10年5月21日）等を踏まえ、平成11年4月に「教育改革プログラム」を策定し、これに基づき、学校改革や教育内容の改善など学校教育の再構築と学校・家庭・地域社会の連携による総合的な教育力の再構築に取り組んできた。

しかしながらこの間、少子高齢化や情報化のさらなる進展、深刻化するいじめや依然として厳しい状況にある不登校等の課題、家庭・地域における教育力の低下など、教育を巡る状況は変化を続けている。また、国においては、平成18年12月に教育基本法が改正され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた基本計画の策定が努力義務とされるとともに、教育再生会議等の場において、今後の教育のありように大きな影響を及ぼす議論がなされているところである。

「教育改革プログラム」の最終年である平成20年度を控え、その成果を踏まえた上で、残された課題や新たに生じた課題に対応し、未来を担う子どもを健やかにはぐくむために、これからの大阪の教育がめざす方向について、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。

大阪府学校教育審議会委員

平成19年7月31日現在（50音順）

氏 名	職 名 等
あつみ ともひで 渥美 公秀	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター准教授
いずみ かおる 泉 薫	淀屋橋法律事務所弁護士
いずみ ちせ 泉 千勢	大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科教授
いっしき たかし 一色 尚	東大阪大学学長
おおくに みちこ 大國 美智子	大阪後見支援センター所長
おざき しずえ 尾崎 静江	公立学校教育相談指導員
かわさき ともつぐ 川崎 友嗣	関西大学社会学部社会学科教授
かわど まどか 川戸 圓	大阪府立大学人間社会学部人間科学科教授
さいとう みちひろ 斉藤 行巨	（社）関西経済同友会事務局長
しみず こうきち 志水 宏吉	大阪大学大学院人間科学研究科教授
たけうち よう 竹内 洋	関西大学文学部教授
ちもと あきこ 千本 暁子	阪南大学経済学部経済学科教授
なかい ひでお 中井 英雄	近畿大学経済学部総合経済政策学科教授
もりた えいじ 森田 英嗣	大阪教育大学教育学部准教授
よこい やすし 横井 康	あずさ監査法人パブリックセクター本部長
よしむら うさぎ 吉村 憂希	NPO法人 青少年育成審議会JSI理事長
よねかわ ひでき 米川 英樹	大阪教育大学大学院教育学研究科教授
わきもと ちよみ 脇本 ちよみ	連合大阪事務局長

大阪府学校教育審議会における審議の経過

第20回 平成19年7月31日(火)

会長の選任・会長職務代理者の指名
これからの大阪の教育がめざす方向について諮問

第21回 平成19年8月31日(金)

大阪の教育がめざすもの

※ 平成19年10月 学校視察

第22回 平成19年11月13日(火)

障害のある幼児児童生徒の自立を支援する教育のさらなる推進

第23回 平成19年12月18日(火)

障害のある幼児児童生徒の自立を支援する教育のさらなる推進
「入れる学校」から「入りたい学校」に向けた府立高校のさらなる充実

第24回 平成20年1月29日(火)

「入れる学校」から「入りたい学校」に向けた府立高校のさらなる充実

第25回 平成20年2月21日(木)

子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくり

第26回 平成20年3月26日(水)

教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり～『教員の力』の向上～

第27回 平成20年4月15日(火)

教員の力を最大限に引き出す仕組みづくり～「教員の力」の向上～
地域とつながり信頼される学校づくり～「チームの力」の向上～

第28回 平成20年5月7日(水)

地域とつながり信頼される学校づくり～「チームの力」の向上～
志や夢をはぐくむ教育

第29回 平成20年6月3日(火)

これからの大阪の教育がめざす方向について
審議の総括・答申のとりまとめ

第30回 平成20年6月24日(火)

答申のとりまとめ

「教育改革プログラム」(平成11年4月策定)の 取組みについて(案)

平成19年7月版
大阪府教育委員会

【目次】

○ 「教育改革プログラム」の概要	93
○ 教育改革プログラムに掲げた課題と対応策及び具体的な取組み	94
1 学校教育の再構築	
(1) 学校改革	
・義務教育（就学前含む）	94
・高等学校	96
・障害教育	99
(2) 教育内容と教育方法の改善	101
(3) 学校の自主性・自律性の確立	105
(4) 教職員の資質向上と意識改革	106
《参考》 子どもの安全・安心、施設の充実	108
こころの再生府民運動	108
2 総合的な教育力の再構築	109
○ 今後の主な課題について	110

【凡例】

小・中学校・・・公立小・中学校（政令指定都市除く）
※H17以前は堺市含む項目あり
市町村立学校・・・市町村立の小、中、高、盲・聾・養護学校
府立学校・・・府立高等学校、府立盲・聾・養護学校
高等学校等・・・府立高等学校、府立盲・聾・養護学校
H〇〇・・・平成〇〇年度

※本資料は「教育改革プログラム」「義務教育活性化推進方策（平成15年3月策定）」などに基づく、平成11年度からこれまでの取組みをとりまとめたものである。

※データの経年比較の掲載については、平成10年度以降の統計データのうち、最も年次の古いデータと最新のデータを掲載している。

「教育改革プログラム」の概要

以下の点を重視した人づくりをめざして教育改革を推進

- 社会の一員としての自覚と規範意識を身につける
- 基礎・基本の上に、自ら考え、判断し、行動する力を養う
- 進取の精神とたくましく生きるための健康・体力を養う
- 生命と人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性をはぐくむ
- 自然や美への感性を磨き、個性と創造力をはぐくむ
- 郷土への誇りをもち、世界に目を向けた生き方を養う

1 学校教育の再構築

- (1) 学校改革
- (2) 教育内容と教育方法の改善
- (3) 学校の自主性・自律性の確立
- (4) 教職員の資質向上と意識改革

2 総合的な教育力の再構築

- (1) 教育コミュニティの形成
- (2) 家庭における教育・子育て機能の強化

【教育改革プログラムの性格】

- 計画期間：平成 11 年度から 10 年間
- ビジョンとしての性格と具体的な行動計画としての性格
- 市町村へのガイドライン
- 国の動向等を踏まえ、随時必要に応じて改訂

《関連計画》

- 義務教育活性化推進方策（平成 15 年 3 月策定）
- 府立高等学校特色づくり・再編整備計画（全体計画）
(平成 15 年 11 月策定)

全国に先駆けた取組みのもと、大阪の教育改革を推進

教育改革プログラムに掲げた課題と対応策 〔1－（1）学校改革：義務教育〕

【成果是算】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園・保育所の園児数の減少と就学前教育の充実 ○ 児童生徒数の減少、学校規模の縮小への対応 ○ 学力問題、体力・運動能力の低下、生活習慣の乱れ、心の健康問題への対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校入学時、小学校から中学校への進学時の段差解消 ○ 保護者など多様な教育ニーズへの対応 ○ 学校の安全管理への対策 |
|---|---|

対応策

≪ 幼稚園等の充実、公立小・中学校の充実 ≫

○ 魅力ある教育活動の展開

○ 小規模化に対応した学校活性化の促進

大阪「教育7日制」に向け、様々な取組みで
学校・家庭・地域における子どもの「学び」と「はぐくみ」を支援

具体的な取組み 〔1－（1）学校改革：義務教育（1）〕

魅力ある教育活動の展開

～ 学力向上プロジェクトの推進 ～

◆習熟度別授業の実施

	H15（実施校の割合）	H17（実施校の割合）
小学校	77.2%	89.8%
中学校	62.6%	74.6%

◆「義務教育活性化推進方策」の具体化に向けた事業の展開（わが町の誇れる学校づくり：H16、17）

・38市町村（小学校143校、中学校54校）

◆学力向上に向けた指導方法の工夫・改善等の実践研究（確かな学力向上のための学校づくり：H17、18）

・小学校98校、中学校44校

◆小学校3・4年生を対象とした放課後学習相談室の設置（自学自習力育成サポート事業：H17～19）

・小学校48校、学習支援アドバイザー107人

◆教員をめざす大学生サポーターを小・中学校に配置（まなびング・サポート事業：H15～17）

・参加大学：88校、配置学生：1184人、
配置学校：小学校333校、中学校112校

◆高校教員等による中学生を対象とした公開講座の開講（なにわっ子 未来適塾の開設：H16、17）

	H16	H17
開設学校数 （府立学校）	56	79
開講講座数	143	263
参加者数	1,549人	3,475人

※ 別途私立学校でも実施

◆サマーセミナーの開催（H18～）

・H18：19講座開設（6大学・4団体）
・受講者数：410人（府内178中学校）

◆朝の読書活動の推進

	H13（実施校の割合）	H18（実施校の割合）
小学校	48%	82%
中学校	28%	52%

◆小学校1・2年生の少人数学級の実現

《1年生》H16.4～ 38人 H18.4～ 35人
《2年生》H17.4～ 38人 H19.4～ 35人

具体的な取組み [1—(1) 学校改革：義務教育(2)]

《学力等実態調査（H15、H18）の実施》（対象）小6、中3

（H18：学力調査結果）

- 基礎的・基本的な内容の知識・理解や技能は概ね良好
- 思考力、判断力や読解力、表現力に課題
- 学力向上に関する特色ある取り組みを数多く行っている学校ほど学校の平均得点が高い。

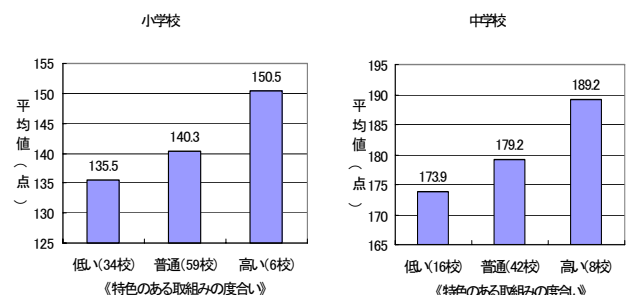
（H18：生活調査結果）

- 「学校生活は楽しい」と感じている児童生徒は80%
- 授業の楽しさや学力に対する自信は、小学校から中学校に進むにつれて低下
- 家庭での学習習慣、「親の子どもへの関わり」と学力に関連

（同一問題の範囲内における経年比較）

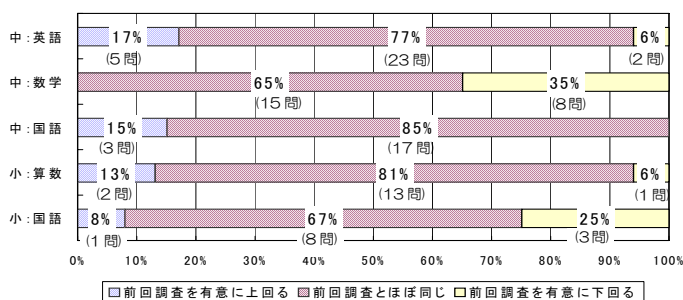
- 中学校国語・英語
H18 調査では前回調査時の水準を上回る
- 中学校数学
H18 調査では前回調査時の水準を下回る
- 小学校国語・算数
H18 調査では前回調査時の水準を概ね維持

《「特色ある取組み」と学力の関係》



※ 平均値：各学校の国語・算数の平均点の合計 ※ 平均値：各学校の国語・数学・英語の平均点の合計

《同一問題における経年比較》



具体的な取組み

[1—(1) 学校改革：義務教育(3)]

小規模化に対応した学校活性化の促進

◆小規模校の活性化と再編整備のための検討の場の設置

- ・市町村の設置状況（H17：23市町村）

◆小・中学校の統廃合

	H10～H18
小学校	26校
中学校	2校

通学区域の弾力化の検討

◆全市町村で子どもの学習権を保障するという観点から、必要に応じて弾力的運用(=就学指定校の変更)を実施

《幅を広げた弾力的運用の実施例》

- ・島本町：町内二中学校を選択可能（H18～）
- ・枚方市：市内全中学校を選択可能（H16～）
- ・寝屋川市：中学校区内の二小学校を選択可能（H18～）
- ・泉佐野市：距離的に近い小学校を選択可能（H17～）

◆小規模特認校（H19：5市5小・1中学校）

※一定の条件のもと、特別に市内全域からの入学・転学を認める

一貫性のある教育の推進

◆幼稚園・保育所・小学校の連携

- ・幼保小の交流活動、合同研修、保護者学習会等（わくわくスタート事業：H15、16）

（小学校 973校（政令市を含む））

◆小・中学校の児童生徒の交流活動（体験授業や体験入部等）

	H15（実施校の割合）	H18（実施校の割合）
小⇒中	93.7%	97.7%
中⇒小	91.6%	97.5%

◆幼稚園・小学校の教員の人事交流（H16～）

- ・H19：2市（箕面、吹田）

	H19（人数）
幼⇒小	2人
小⇒幼	2人

◆小・中学校の教員の人事交流（いきいきスクール）

（H14：49中学校区⇒H18：145中学校区）

	H18	
	兼務人数（延べ）	異動人数（延べ）
小⇒中	118人	26人
中⇒小	165人	66人

教育改革プログラムに掲げた課題と対応策 [1—(1) 学校改革：高等学校]

【結果是負】

- 生徒数減少、学校規模縮小
- ニーズの高まる専門学科・総合学科、職業学科のあり方
- 進学率96%のもとでの高校教育のあり方
- 定時制の役割変化
- 障害のある生徒の入学増加

対応策

≪ 府立高等学校の充実 ≫

- 特色づくりの推進
- 新たな教育システムの充実（二学期制の拡充、授業時間の弾力的運用 など）
- 府立高等学校の特色づくり・再編整備の実施

「入れる学校から入りたい学校へ」の推進に向け、
特色づくり・再編整備など、府立高校改革を計画的に推進

具体的な取組み [1—(1) 学校改革：高等学校（1）]

府立高校の特色づくりの推進

- ◆ 総合学科の拡充（H10：3校⇒H18：10校）
柴島、松原、今宮、枚岡樟風、芦間、堺東、八尾北、貝塚、千里青雲、能勢（中高一貫校）
- ◆ 全日制普通科単位制高校の設置
（H10：0校⇒H18：3校） 長吉、槻の木、（鳳）
※括弧はH20開校予定
- ◆ 多部制単位制高校（クリエイティブスクール（以下「CS」という。））の設置
（H10：0校⇒H18：6校）
咲洲、箕面東、桃谷、成城、東住吉総合、和泉総合
- ◆ 夜間定時制課程の教育内容の充実と再配置
（H10：29校⇒H17：15校再配置）
- ◆ 新たな専門高校の設置
 - ・ 工科高校（H17：9校開校）
茨木工科、西野田工科、淀川工科、今宮工科、城東工科、布施工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科
 - ・ 総合造形高校（H15：港南造形）
 - ・ 国際・科学高校（H17：千里、住吉、泉北）
 - ・ 農芸高校・園芸高校
（H18：機能統合による新教育課程開始）

◆ 普通科の特色づくりの推進

- ・ 普通科総合選択制（H10：0校⇒H18：16校）
豊島、福井、北摂つばさ、大正、門真なみはや、枚方なぎさ、緑風冠、八尾翠翔、かわち野、西成、金剛、成美、伯太、日根野、（四条畷・寝屋川地域新高校）、（東大阪・八尾地域新高校） ※括弧はH20開校予定

◆ 職業学科の特色づくり

- ・ 全ての工科高校に総合募集を導入

◆ 中高一貫教育

- ・ 能勢地域で連携型中高一貫教育

府立高校の再編整備

≪ 全体計画の推進状況 ≫

学校の種類	平成10年度の状況	平成18年度計画実施後の状況
普通科	117	79
専門学科併置	19	11
普通科総合選択制	—	16
総合学科	3	10
全日制単位制	—	3
専門高校	16	15
多部制単位制	—	6
昼間の学校 計	155	140
定時制	29	15
通信制	1	1

～府立高校の特色づくりの成果～

「入れる学校」から「入りたい学校」へ

◆生徒の満足度

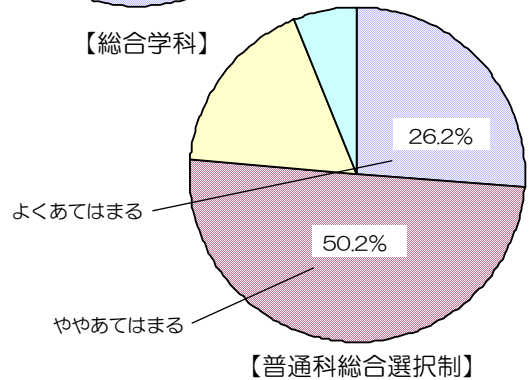
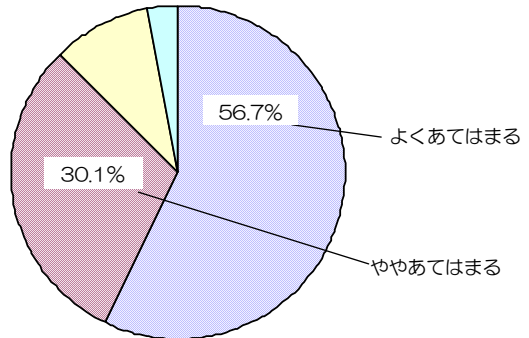
・「この学校で学んでよかった」と感じる生徒

(例) 総合学科：86.8%

普通科総合選択制：76.4%

(※いずれも平成18年度、生徒アンケートによる)

《この学校で学んでよかった》



学びの状況

◆学校の活性化

・進路状況

卒業生を出した改革校は、進路未定者が減少

・中退状況

総合学科、普通科総合選択制で中退率減少

・部活動加入率

総合学科、普通科総合選択制は約10%上昇

◆特色ある教育課程

・多様な選択科目を設定

(学校タイプ別の設定科目数 ※共通履修科目を含む)

総合学科：平均156科目

全日制普通科単位制：平均118科目

CS：平均124科目

《参考》普通科(普通科総合選択制を除く)：平均60科目

・総合募集を実施(工科)

・海外交流、プレゼンテーション能力の育成(国際・科学)

・学校外の学修の単位認定、土曜開講(CS、夜間定時制)

・単位制、二学期制の導入(夜間定時制)

《多様な府立高等学校のタイプ》

普通科		総合学科		専門学科	
普通科高校	普通科総合選択制高校	全日制普通科単位制高校	多部制単位制高校 (クリエイティブスクール)	総合学科高校	専門学科高校
70～80単位程度	60単位程度	40単位程度	40単位程度	40～50単位程度	40～55単位程度
共通履修科目	共通履修科目	共通履修科目	共通履修科目	共通履修科目	共通履修科目
選択科目	選択科目	選択科目	選択科目	総合選択科目 自由選択科目	専門科目 (自由選択科目を含む)
10～20単位程度	8指定科目 20～30単位程度	50単位程度	50単位程度	40～50単位程度	45～55単位程度

卒業に必要な単位総数

生徒の自己実現・進路選択支援

・ガイダンスの充実

・専門性の「深化」と高等教育機関への「接続」の取組み(工科)

・専用の教育相談室設置、ハートケアサポーターを配置(夜間定時制)

具体的な取組み [1—(1) 学校改革：高等学校(2)]

新たな教育システムの導入

- ◆ 二学期制拡充
(H10: 5校(全日制)
⇒H19: 54校(全日制及び多部制Ⅰ部、Ⅱ部)、
22校(夜間定時制及び多部制Ⅲ部・通信制))
- ◆ 授業時間弾力化
(H10: 2校⇒H18: 18校(全日制)、1校(夜間定時制))
※ 70分授業(1校)、65分授業(7校)、
45分授業(9校)など
- ◆ 教科・学年の枠を越えた学習の導入
・ 学校設定教科の開設 (H15: 60校⇒H18: 101校)
- ◆ 転科制度及び転編入制度の弾力化
・ H14年度二学期から弾力化実施
(自己実現のための転入学: H17: 40人、H18: 42人)
- ◆ 学校外における学習機会の充実
・ インターンシップの実施
(H12: 11校⇒H18: 85校 2,180人 626社)
- ◆ 職業教育の充実
・ キャリア教育の推進(キャリア育成推進事業(H17～))
キャリアコーディネーターを9校に配置

次代をリードする人材育成の推進

- ◆ エルハイスクールの指定 (H15～19: 17校)
※ 授業時数の確保、自学自習の推奨 等
北野、豊中、春日丘、茨木、大手前、寝屋川
四条畷、高津、八尾、天王寺、今宮、生野
富田林、三国丘、泉陽、鳳、岸和田

府立高校教育充実事業の推進

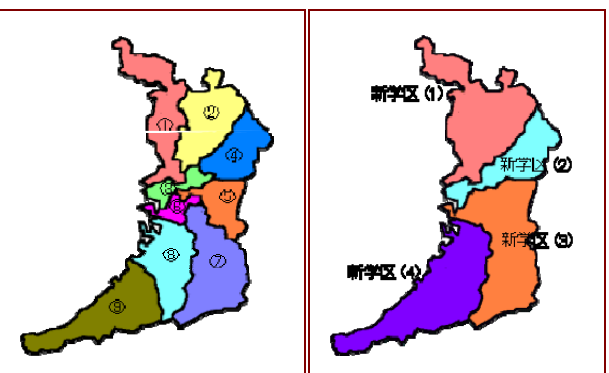
- ◆ 授業料の増収額の活用
・ 各学校の特色づくり、多様な人材活用、国際化や情報教育、学習環境の整備・充実 (H12～)
※ H19: 約43億円

具体的な取組み [1—(1) 学校改革：高等学校(3)]

生徒受け入れに関する条件整備

- ◆ 入学者選抜の改善
・ 受験機会の複数化 (H15～)
- | H14まで | | H15～ |
|-------|-----------------------|--|
| 2月 | 専門学科第一次等 | 前期入学者選抜等
(特色ある学校・学科)
・ 全日制単位制、全日制総合学科、全日制専門学科 |
| 3月 | (中旬) 一般選抜
(全日制の課程) | 後期入学者選抜
(多様な学びの時間帯を選択)
・ 全日制普通科(単位制を除く)、CS、定時制 等 |
| | (下旬) 一般選抜
(定時制の課程) | |
- ※ H17～: 普通科総合選択制を前期に移行
⇒その結果、募集人員は前期で約4割、後期で約6割
 - ・ 選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化
H13～: 「学力検査と調査書による選抜」と「学力検査と小論文による選抜」との選択の実施
《全日制単位制高校》※過年度卒業生のみ
H15～: 数学、英語の学力検査問題の一部を学校による選択に 《後期選抜(全日制)》
H17～: 調査書と学力検査の比重を学校による選択に
《前期選抜(普通科総合選択制、全日制単位制高校)、後期選抜(全日制)》
 - ◆ 計画進学率の見直し (H17～: 92.3%⇒93.9%)

- ◆ 障害のある生徒に対する支援
・ 非常勤措置等による学習指導や進路指導の充実
・ エレベーターの設置等、施設設備の充実
・ 障害の状況に応じた教育課程や評価の工夫 等
- ◆ 通学区と学校選択のあり方
・ H19～: 9学区⇒4学区
・ 学区間の府立普通科高校数の不均衡是正
・ 学校選択幅の拡大
・ それぞれの高校の特色ある取組みの推進
(通学区域に新たに加わった地域からの志願者は約12%)



教育改革プログラムに掲げた課題と対応策 [1—(1) 学校改革：障害教育]

【成果見直し】

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| ○ 養護学級や通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒への対応 | ○ 職業教育や進路指導・アフターケアの充実 |
| ○ 府立高等学校に在籍する障害のある生徒の入学増加 | ○ 医療・福祉等との連携 |
| ○ 府立養護学校高等部の生徒数の増加への対応 | |

対応策

≪ 府立盲・聾・養護学校、養護学級等の充実 ≫

○ 府立盲・聾・養護学校における教育の充実

○ 進路指導と職業教育の充実

○ 小・中・高等学校における障害教育の充実

○ 関係機関等と連携した障害教育の充実

障害のある幼児児童生徒の個々のニーズに対応した 「ともに学び、ともに育つ」教育の実践

具体的な取組み

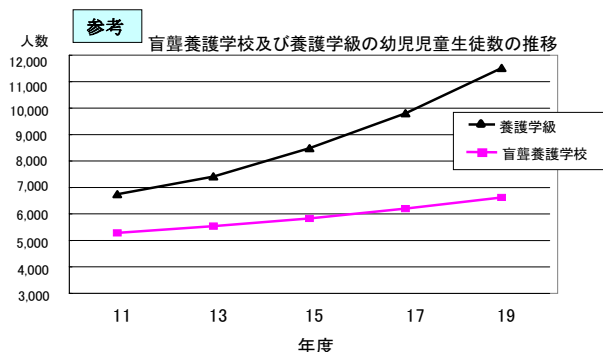
[1—(1) 学校改革：障害教育 (1)]

府立盲・聾・養護学校における教育の充実

◆ 「個別の指導計画」の推進

- ・ 事例集の発行 (H15)、作成研修の実施 (H15～)
- ・ 府立盲・聾・養護学校教員による市町村への作成支援 (H16～)
- ・ 府立盲・聾・養護学校の全幼児児童生徒の「個別の指導計画」作成 (H15～)

※養護学級在籍の全児童生徒の「個別の指導計画」作成 (H19～)



進路指導と職業教育の充実

◆ 進路指導・アフターケアの充実

- ・ 自立支援教育リーディングスタッフ (進路指導の中核となる教員) の養成 (H16～ 79名)
- ・ 障害のある生徒の就労に関するリーフレットの作成 (就業体験実習の拡大) (H18)
- ・ 知的障害のある生徒の就労支援に関する事例集の作成 (H18)

◆ 新たな学校・職業コースの設置

府立学校	学科・コース	開始年度
たまがわ 高等支援学校	ものづくり科 福祉・園芸科 流通サービス科	H18 開校
だいせん 高等聾学校	工業テクノロジー科 情報コミュニケーション科 ライフ・サポート科	H18 開校
守口養護学校	職業コース	H15～
茨木養護学校	情報コース	H15～
八尾養護学校	フロンティアコース	H17～

具体的な取組み
[1 — (1) 学校改革：障害教育 (2)]

小・中・高等学校における障害教育の充実

◆養護学級等における教育の充実

- ・障害種別ごとの養護学級設置の拡充

	H10	H19
学級設置率	92.7%	98.2%
学級数	1,986学級	2,965学級

- ・非常勤講師の配置による養護学級指導体制の充実
(H18:30学級 ⇒ H19:60学級)
- ・発達障害のある児童生徒への対応を踏まえた通級指導教室の拡充
(H10:68教室 ⇒ H19:91教室)

◆障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の充実等

- ・学習障害児に対する指導体制の充実
モデル地域 3市 (H13、H14)
- ・特別支援教育を推進するための体制づくり
特別支援教育推進体制モデル事業
モデル地域 11市 (H15、H16)

特別支援教育体制推進事業 (H17～)

推進地域 (H17:17市 ⇒ H19:24市町)

発達障害早期総合支援事業

モデル地域 9市町 (H19、H20)

◆発達障害についての理解啓発の推進

- ・理解と支援に関するリーフレットの作成 (H15)
- ・校内体制づくりに関するリーフレットの作成 (H16)
- ・高等学校に在籍する発達障害のある生徒の理解と支援のための冊子作成 (H17、H18)

◆高等学校における研究等

- ・高等学校における発達障害のある生徒への支援研究事業 (H19～)
- ・高等学校における発達障害支援モデル事業
モデル校 府立高校 2校 (H19、H20)

具体的な取組み
[1 — (1) 学校改革：障害教育 (3)]

関係機関等と連携した障害教育の充実

◆医療的ケア対策の充実等

- ・府立盲・聾・養護学校への看護師の配置 (H15～)
(H19:39名)
- ・看護師を配置する市町村への財政的支援 (H18～)
(H19:18市町村)
- ・医療的ケアに関する研修の実施 (H15～)
- ・府立盲・聾・養護学校での福祉医療関係人材 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 等) の活用 (H18～)

◆地域の関係諸機関との連携の強化

- ・盲・聾・養護学校のセンター的機能の充実
リーディングスタッフの養成
(H15～ 府立盲・聾・養護学校教員 105人)
(H16、H17 小・中学校教員 200人)
- ・府内7ブロックごとの地域支援体制を整備し、教育相談体制等に関するネットワークを構築 (H16～)
- ・大阪府特別支援教育連携協議会の設置 (H18～)
(学識経験者、福祉、労働、医療関係機関 など)

校種間の連携

◆府立盲・聾・養護学校と幼・小・中・高との連携

- ・府立盲・聾・養護学校による教育相談
(H18:巡回相談523回、来校相談382回)
- ・障害児理解推進事業等における交流教育の充実

知的障害のある生徒の後期中等教育の充実

◆進路の選択肢の拡充

- ・知的障害のある生徒の高等学校受入れに係る調査研究
(H13～H17) 府立高校5校
- ・自立支援推進校の指定 (H18～)
府立高等学校9校に知的障害生徒自立支援コースを設置
- ・共生推進モデル校の指定 (H18～)
府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室を府立校岡樟風高等学校に設置

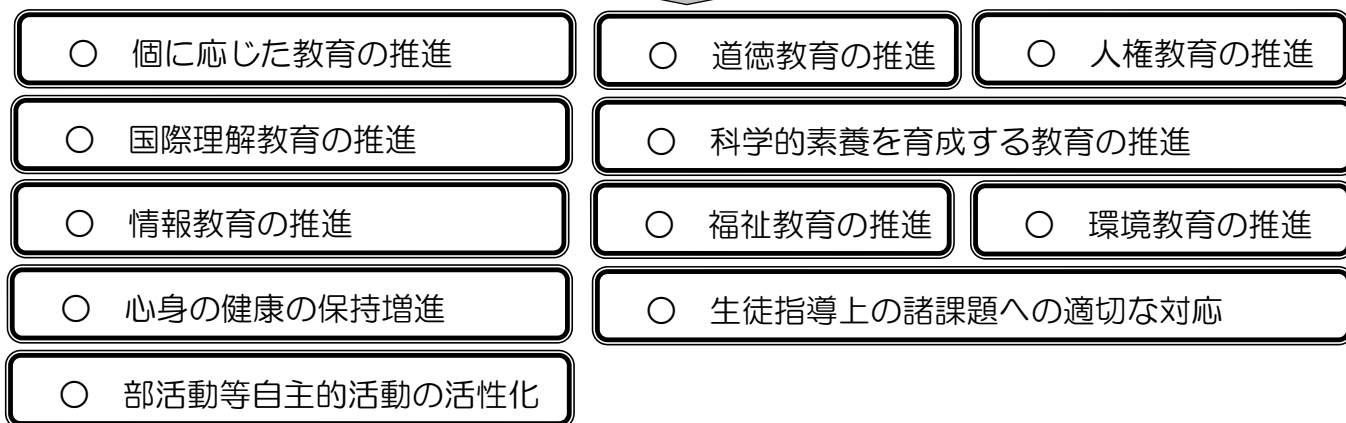
教育改革プログラムに掲げた課題と対応策 [1 - (2) 教育内容と教育方法の改善]

【 結果 見 査 】

- すべての学校における、画一的な授業や生徒指導からの脱却
- 一部の「学校不信」「教師不信」「公立学校離れ」への対応

- 学校の活性化と保護者や地域住民に信頼される学校づくり
- 少年非行、学級崩壊、いじめ・不登校、中途退学への対応
- 国際化、科学技術・情報化、高齢社会、環境問題への対応

対応策



「考える力」を重視し、個に応じたきめ細かな指導により
子どもの個性を伸長

具体的な取組み [1 - (2) 教育内容と教育方法の改善 (1)]

個に応じた教育の推進

◆指導方法の工夫改善

- ・チームティーチングなど指導体制の充実とグループ指導等の工夫改善

	H17 (実施校の割合)
小学校	99.6%
中学校	99.1%

◆主体的に学び生きる力を育てる学習

- ・選択学習の取組み

	5教科以上開設した学校の割合	
	H14	H17
中学校第1学年	27%	23%
中学校第2学年	81%	87%
中学校第3学年	92%	95%

道徳教育の推進

◆道徳の時間の充実

- ・道徳教育年間指導計画の策定 (小・中 100%)

◆実践活動を通じた道徳教育の推進

- ・自然体験・福祉ボランティア活動 (実施校の割合)

	自然体験活動		福祉ボランティア活動	
	H14	H17	H14	H17
小	55%	74%	62%	61%
中	60%	76%	64%	76%
高	—	53%	—	59%

人権教育の推進

◆人権教育基本方針の策定状況

- ・H10：0市町村 ⇒ H18：41市町村
(政令市除く)

◆市町村教育委員会主催の研修会の実施状況

- ・H13：599回 ⇒ H18：824回

◆各学校の体系的な人権学習計画の作成状況

	H14 (作成校の割合)	H18 (作成校の割合)
小学校	75%	98%
中学校	72%	92%

◆大阪府立学校人権教育研究会への登録者

- ・H11：269人 ⇒ H18：434人

◆人権教育研修の充実

- ・教職員人権研修ハンドブックの作成 (H19.3)
- ・本名指導の手引きの作成 (H18.3)
- ・「ともに学び、ともに育つ」～障害教育の充実のために～の作成 (H18.3)
- ・「高等学校における LD・ADHD・高機能自閉症等のある生徒の理解と支援のために」の作成 (H18.3)
- ・「人権教育のための資料」(①～⑧)の作成 (H11～H18)
- ・小中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集の作成 (H15.7)

具体的な取組み [1 - (2) 教育内容と教育方法の改善 (2)]

国際理解教育の推進

◆小・中学校における取組み

- ・総合的な学習の時間での取組み

	H14 (実施校の割合)	H17 (実施校の割合)
小学校	76%	84%
中学校	48%	62%

- ・小学校英語活動実施状況調査
H15 : 61.3% ⇒ H17 : 93.8%

◆高等学校等における取組み

- ・府立高等学校における外国人指導助手 (ALT)、外国人英語指導員 (NET) 等の拡充
H11 : 110人 ⇒ H18 : 127人
- ・外国人英語講師 (T-NET) の派遣により、全府立高校 (全日制) にネイティブティーチャーを配置
- ・韓国・朝鮮語教員の採用
H10 以前 : 3人、H11 以降 : 3人
- ・多様な外国語講座の開設 (H19 : 開設校数)

韓国・朝鮮語	中国語	フランス語	スペイン語	ドイツ語
41	38	15	10	4
イタリア語	フィリピン語	インドネシア語	イスラエル語、ヘブライ語	各1
3	3	2		

科学的素養を育成する教育の推進

◆小・中学校における取組み

- ・自然体験活動

	H14 (実施校の割合)	H17 (実施校の割合)
小学校	67.5%	70%
中学校	71.3%	64%

※ 特色ある取組みとして自然体験活動を実施している学校の割合

◆高等学校等における取組み

- ・スーパーサイエンスハイスクール指定校

※生徒による課題研究、大学や研究所との連携 等

北野 (H14~H18)、天王寺 (H16~H18、H19~H23)、泉北 (H18~H22)、住吉 (H19~H23)

具体的な取組み [1 - (2) 教育内容と教育方法の改善 (3)]

情報教育の推進

◆小・中学校における取組み

	小学校		中学校	
	H12	H17	H12	H17
コンピュータ 1 台あたりの児童生徒数	21.3 人/台	11.8 人/台	12.2 人/台	9.6 人/台
普通教室の LAN 整備率	0.2%	20.3%	1.3%	21.1%

◆高等学校等における取組み

- ・LAN システムの整備 (H14 年度完了)
- ・大阪府学校情報ネットワークの整備 (H13 年度完了)
- ・情報コンセントの整備 (H17 年度完了)
- ・専門コース 1・エリア 11・系列 6・ワールド 4 (H19)

福祉教育の推進

◆小・中学校における取組み

- ・福祉ボランティア教育の取組み

	H14 (実施校の割合)	H17 (実施校の割合)
小学校	83%	85%
中学校	75%	74%

※ 特色ある取組みとして福祉ボランティア教育を実施している学校の割合

◆高等学校等における取組み

- ・総合的な学習の時間及びホームルームの時間等を活用
- ・福祉に関する科目の開設 (H19 : 52校)
- ・専門コース 4・エリア 10・系列 11・ワールド 1 (H19)

環境教育の推進

◆小・中学校における取組み

- ・総合的な学習の時間等による取組み

	H15 (実施校の割合)	H17 (実施校の割合)
小学校	83%	89%
中学校	46%	39%

◆高等学校等における取組み

- ・エコハイスクール (H15~H17) 12校指定
- ・専門コース 1・エリア 5・系列 2・ワールド 2 (H19)
- ・全府立高等学校の内、62%が普通教科以外の環境教育を実施 (総合的な学習の時間等)
- ・校内ビオトープの造成 (12校)
- ・環境のための地球観測プログラムへの参加 (H17、18)

※ 専門コース、エリア、系列、ワールド (教育課程上の科目群の呼称)

- ・専門コース・・・普通科
- ・エリア・・・普通科総合選択制
- ・系列・・・総合学科
- ・ワールド・・・多部制単位制 (CS)

具体的な取組み
[1 - (2) 教育内容と教育方法の改善 (4)]

心身の健康の保持増進

- ◆「危機管理マニュアル」の策定・全学校配布 (H18)
- ◆学校と地域の保健連携の推進
 - ・専門医等の派遣等 (H16～：延べ12市をモデルに指定)
 - ・研修会の開催 (H16～：計18回、8,300人)
- ◆小・中学校における取組み
 - 子ども元気アッププロジェクトの実施
 - ・げんきアップノートの作成配布 (H15～H17)
 - ・おおさかキッズパスポートの作成配布 (H15～)
 - ・子どもジャンプアップ大会 (H18：97校 1,800人)
 - ・子どもドッジボール大会 (H18：53校 1,300人)
 - 食に関する指導の充実 (食育の推進)
 - ・食の指導に関する全体計画の作成 (H18：32% (小))
 - 栄養教諭の配置 (H18：9校 ⇒ H19：20校)
 - ※H19は府立盲・聾・養護学校含む

◆高等学校等における取組み

- ・精神科医師の学校への派遣 (こころの健康相談)
 - H13：18人 ⇒ H18：189人
- ・性感染症予防研修会 (産婦人科医師による生徒向け出前研修)
 - H17：20校 受講者 5,058人
 - H18：43校 受講者 10,436人

具体的な取組み
[1 - (2) 教育内容と教育方法の改善 (5)]

部活動等自主的活動の活性化

- ◆外部指導者の活用

	H10	H18
市町村立学校	21人	815人
府立高校	30人	360人
- ◆高等学校への専門家の派遣 (運動部活動サポート事業)
 - (H18：スポーツドクター10校、トレーナー36校、トップアスリート8校)
- ◆部活動活性化方策
 - 「学校教育における部活動の位置づけ」及び「教職員の服務上の取り扱い」の取りまとめ (H17)
 - ・一定の条件のもとで、「公務」と同様に旅費の支給、週休日の振替等を可能にする
 - ・部活動活性化の一助とするため、部活動手当を1,500円→2,500円に増額 (H18～)

多様な人材の活用

- ◆学校支援人材バンクの設置
 - (登録者数 H11：1,010人⇒H17：4,164人)
- ◆学生や外部人材の活用状況

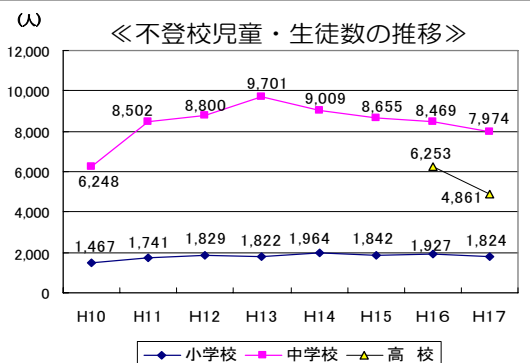
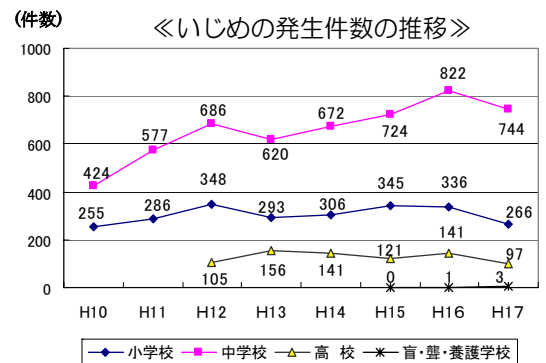
	小学校		中学校	
	H15	H17	H15	H17
学生の活用 (活用人数総数)	573人	862人	177人	322人
外部人材の活用 (活用学校の割合)	84.4%	83.6%	76.0%	82.8%
- ◆高等学校における社会人等の活用 (学校支援人材バンクを活用)

	H11	H18
当該校教職員以外に広く人材を活用 (学校支援社会人等指導者制度)	898回	16,788回
教科・科目指導における社会人等の任用 (特別非常勤講師制度)	112人	393人
講演会の講師等での活用 (特別講師制度)	70人	81人

具体的な取組み [1 - (2) 教育内容と教育方法の改善 (6)]

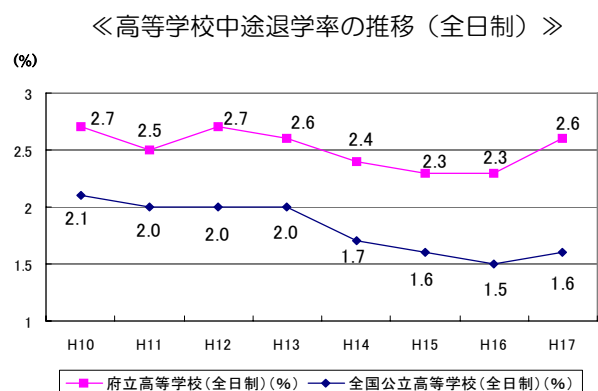
生徒指導上の諸課題への適切な対応

- ◆相談・サポート体制の充実
 - ・「すこやか教育相談24H」の設置 (H19～)
 - ・いじめ対応子ども支援チームの設置 (H19～)
 - ・いじめ対応プログラムの策定 (H19)
- ◆小・中学校における取組み
 - ・スクールカウンセラーを全中学校に配置
H13：111校⇒H18：290校（政令市を除く、100%）
 - ・スクラム相談員の配置（小学校への児童の身近な相談相手の配置 H15～）
H15：27校、H16：51校、H17：33校
 - ・学校応援かけつけ隊の創設（教員OBを府内少年補導センター（大阪市内を除く）に配置 H15～：7人）
※ H18より「サポートコーディネーター」と改称
 - ・ハートフレンド（専門的な研修を受けた大学生）の派遣（H16～：約300人）
 - ・スクールソーシャルワーカーの派遣（H17～：7人）
 - ・不登校支援協力員の配置（H17～：92中学校：政令市含む）
 - ・学生や専門家等を活用したサポートチームを編成し小中学校に派遣（支援校数 H18：11校）
 - ・こども支援コーディネーターの配置（H19：150中学校）
 - ・スクールメイトの全中学校区への配置（H19～）



具体的な取組み [1 - (2) 教育内容と教育方法の改善 (7)]

- ◆高等学校等における取組み
 - ・スクールカウンセリング・スーパーバイザーの配置
H11：9人 ⇒ H19：30人
 - ・ハートケア・サポーターの配置
H10：0校 ⇒ H19：43校
 - ・教育相談担当教員の相談室への配置（週1回常駐）(H19～)
※スクールカウンセリング・スーパーバイザー、ハートケア・サポーターの配置されていない高校が対象
 - ・盲・聾・養護学校への臨床心理士の派遣（H19～）
 - ・「府立高等学校中退防止フォーラム」の開催（H19.2）



教育改革プログラムに掲げた課題と対応策 [1 - (3) 学校の自主性・自律性の確立]

【成果是算】

- 教育諸課題に機敏に対応し、自主的・自律的に教育活動を推進するような組織や運営体制の確立
- 学校と家庭・地域社会の連携

対応策

○ 学校運営体制の見直し

○ 児童生徒や保護者・地域社会に開かれた学校運営の推進

「首席」配置や学校教育自己診断など国の改革に先駆けた取組みで、
組織的で開かれた学校運営体制を構築

具体的な取組み [1 - (3) 学校の自主性・自律性の確立]

学校運営体制の見直し

◆組織的な学校運営の確立

- ・「首席」「指導教諭」の設置
(府立学校 H18～、市町村立学校 H19～)
 - ※ 首席：高等学校 245 人、盲聾養護学校 72 人、
小学校 97 人、中学校 127 人 (H19)
 - ※ 指導教諭：高等学校 18 人、盲聾養護学校 7 人、
小学校 94 人、中学校 60 人 (H19)

- ・副校長の設置 (H19～)
- ・職員会議の位置づけを明確化 (H11、H16)
- ・「学校組織運営に関する指針」を策定 (H18)
- ・学校事務・業務の効率化 (学校事務の共同実施等)

◆校長のリーダーシップの発揮

- ・異動基準の見直し (H12～) 10 年⇒7 年⇒4 年
- ・公募制による教員の人事異動システムの導入 (H15～)
- ・学校管理費予算の弾力的運用 (H16～)
- ・校長裁量予算 (H19～ 80 万円/校)
- ・集中支援予算 (H19～ 上限 500 万円/校×10 校)

開かれた学校運営の推進

◆学校教育自己診断の実施

- ・府立学校 (H14 までに全校実施済)、小・中学校 (H16 までに全校実施済)

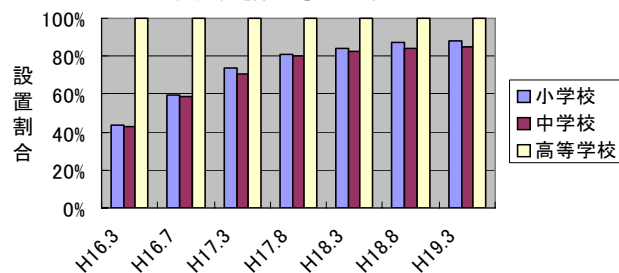
◆学校協議会の設置 (H14～本格設置)

- ・府立学校での設置率 (H18 : 100%)
- ・小・中学校での設置率 (H18 : 87.4%)

◆継続的な授業公開 (H14～本格設置)

- ・全ての府立高等学校で、授業公開、中学生の体験入学を実施 (H18)

《学校協議会等設置状況》



教育改革プログラムに掲げた課題と対応策 [1 - (4) 教職員の資質向上と意識改革]

【成果是実】

- 教員の高齢化と年齢構成の不均衡への対応（教員の年齢構成の平準化）

対応策

- 教職員採用における工夫
- 人事異動・給与システムにおける工夫
- 教職員研修の充実（体系的かつ重点的な研修の整備）
- 管理職登用の工夫

大阪の教育を支える人材の確保・育成に向け、
採用・人事異動・研修等の工夫改善を実施

具体的な取組み [1 - (4) 教職員の資質向上と意識改革]

教職員採用における工夫

◆年齢構成の是正

- ・ 受験資格の年齢制限の引き上げ
H16 採用 原則 35 歳以下
H17 採用～ 一律 45 歳以下
- ・ 社会人経験者対象選考（H15 採用～）
- ・ 現職教諭対象選考（H16 採用～）

◆採用方法、評価のあり方の工夫

- ・ 全出願者に対する一次面接の実施（H16 採用～）

人事異動・給与システムにおける工夫

◆公募制による教員の人事異動システムの導入（H15～）

- ・ 公募制による異動：H19 府立学校 100/1,220 人

◆特技、得意分野情報のデータベース化

- ・ 登録状況：H19.4 約 8,000 件、約 3,000 人
※ H19～ 人事異動に活用

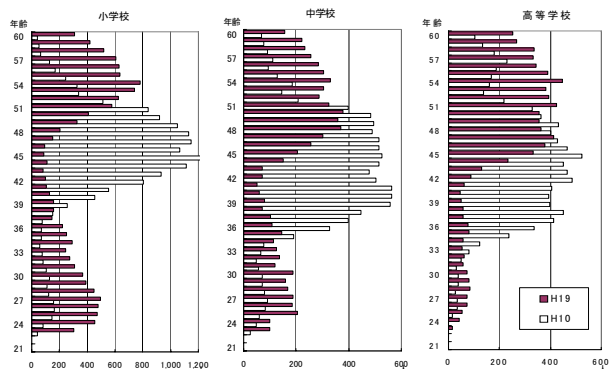
◆評価育成システムの導入（H16～）

- ・ 府立学校全校教職員、市町村立学校の府費負担教職員
- ・ 昇給・勤勉手当の勤務成績判定に活用（H19～）

◆校種間等の人事異動（一部再掲）

		H19 当初の交流人数
幼⇔小	幼⇒小	2
	小⇒幼	2
小⇔中	小⇒中	1 1 8 (延べ兼務人数)(H18)
	中⇒小	1 6 5 (延べ兼務人数)(H18)
中⇔高	中⇒高	3
	高⇒中	1
小・中⇔盲・聾・養	小等⇒盲等	9
	盲等⇒小等	3
府小・中⇔他県	府⇒他県	1
	他県⇒府	1 4

《 教員の年齢構成 》



具体的な取組み [1 - (4) 教職員の資質向上と意識改革]

教職員研修の充実

◆教職員研修制度の充実

- ・ 民間企業、社会福祉施設等への体験研修
- ・ 授業力アップ等のための相談・支援体制の充実
カリキュラムNAV i プラザの設置 (H19～)

◆指導力不足等教員への支援

- ・ 校長用マニュアルの作成
- ・ 校内・校外研修プログラムの作成、実施
- ・ 疾病により指導力が発揮できない教員への支援

≪ 校外研修の状況 (H13～18) ≫ (人数)

	校外研修を受けた者	その後の状況				
		現場復帰	退職	休職中	分限免職	研修中
小・中学校	6	3	3	0	0	0
府立学校	22	16	1	2	1	2

管理職登用の工夫

◆校長の特別選考

- (小・中学校：教職員以外を対象とした選考 H15～)
- (府立学校：教頭や指導主事等を対象とした公募方式による選考 H14～)

	H14～H19
小・中学校	1人
府立学校	10人

◆教頭の特別選考

- (小・中学校：教員免許を持たない者を対象とした選考 H15～)

	H15～H19
小・中学校	9人

◆府立学校長への民間人登用 (H14～)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
採用者数	2	1	1	0	1	1

◆女性の管理職への登用

- ・ 女性管理職の数及び管理職に占める女性の割合

	H10	H19
女性管理職の人数	292	336
割合	11.5%	13.8%

《参考》

[子どもの安全・安心、施設の充実]

子どもの安全・安心

◆小・中学校における取組み

- ・危機管理マニュアルの作成 (H18 100%)
- ・小学校への警備員等の配置 (H17～府補助金創設)
H19: 39市町村で実施
- ・人権侵害の校内相談窓口の設置 (設置校の割合)

	H12 (設置校の割合)	H18 (設置校の割合)
小学校	60.7%	100%
中学校	61.8%	100%

※H18: 相談件数 (8件: 政令市除く)

- ・児童虐待対応のための校内組織づくり

	H18
小学校	98.4%
中学校	99.0%

◆府立学校における取組み

- ・盲・聾・養護学校の設備等を充実 (H13)
テレビドアホン・防犯カメラ (全学校)
教職員用防犯ブザー (全教職員)
校舎内緊急放送・電話システム
(未整備であった10校で整備)
- ・全ての盲・聾・養護学校に警備員を配置 (H17～)

学校の耐震化等

◆耐震診断の実施状況

	H14.4.1	H19.4.1
小・中学校	37.2%	89.1%
高等学校	21.5%	100%
盲・聾・養護学校	2.6%	100%

◆耐震化の状況

	H14.4.1	H19.4.1
小・中学校	43.8%	55.6%
高等学校	21.7%	34.5%
盲・聾・養護学校	49.3%	58.6%

◆空調機の導入

- ・H16～ 府立学校の普通教室等に導入

《参考》

[こころの再生府民運動]

「こころの再生」を考える有識者懇話会

◆有識者懇話会提言 (H18.1)

⇒ 「府民運動」としての呼びかけを提唱

◆「5つのこころ」「7つのアクション」

【5つのこころ】

生命を大切にする、互いを思いやる、感謝する
努力する、公共のルールやマナーを守る

【7つのアクション】

「あかんもんはあかん」と、はっきりしかりょう

「ええもんはええ」と、はっきりほめよう

「ユーモア」を大切にしよう

「あいさつ」をもっと大切にしよう

「おかげさんで」を大切にしよう

子どもの話をじっくり聞こう

地域にどんどん出て行こう



広報戦略

◆広報活動・企業タイアップ広報

- ・府政だより、府情報番組、新聞記事、ホームページ
- ・こころのサポーター (趣旨に賛同する方の登録制度)
- ・子どもファーストデイ
毎月第3土曜日に家族等のコミュニケーションを促進

イベントによる啓発

- ・大阪「こころの再生」フォーラム (11月)
- ・親子参加型イベントの実施
- ・あいさつ運動キャラバン隊 (小・中・高校生)

学校での取組み

◆小・中学校

- ・こころの苗木 (どんぐりの苗木を植樹)
- ・総合学習の時間等を活用した授業研究等

◆高等学校

- ・地域貢献活動等をホームページで紹介

教育改革プログラムに掲げた課題と対応策 [2 総合的な教育力の再構築]

【結果見直し】

- 核家族化の進展
- 家庭の教育力の低下
- 地域社会の連帯意識の低下
- 子どもの活動の減少

↓
対応策

<< 総合的な教育力の再構築 >>

- 教育コミュニティの形成
 - ・ 地域教育協議会の設置
 - ・ 地域における諸活動の活性化

- 家庭における教育・子育て機能の強化

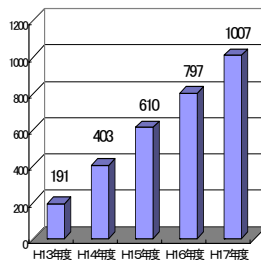
府内全中学校区に「すこやかネット」を設置し、
学校・家庭・地域の協働による教育コミュニティづくりを推進

具体的な取組み [2 総合的な教育力の再構築]

教育コミュニティの形成

◆「地域教育協議会（すこやかネット）」の設置
(府内全中学校区(333箇所：大阪市除く)に設置)

- ・ 地域コーディネーターの養成
(H13～17) 1,007人
⇒養成講座修了者の約7割が
すこやかネットに参画
- ・ すこやかネットの活動・交流拠点の
整備補助(H15～17)155校区
- ・ すこやかネットの活動の定着と充実



≪主な活動≫

	H17 校区数 (実施率)
職場体験等への協力	309 (92.5%)
広報誌の発行	272 (81.4%)
子育て講演会	188 (56.3%)
校区清掃活動	182 (54.5%)
校区フェスティバル	174 (52.1%)

◆地域における諸活動の活性化

- ・ 子どもの居場所づくり（地域子ども教室）の実施
(H16：251箇所 ⇒ H18：368箇所)

家庭における教育・子育て機能の強化

～保護者のエンパワメントと家庭教育を

支援する地域ネットワークの構築～

◆親学習の推進

- ・ 親学習教材「親をまなぶ・親をつたえる」の作成
(H15)
- ・ 親学習リーダーの養成 (H16～18：393人)
養成講座修了者の約7割が身近な地域で講座を実施
- ・ 親まなびサポートセンターの開設 (H17～)
- ・ 地域親学習支援事業等を活用した市町村での展開
(H18：30市町村)

◆学校の教育機能を活用した家庭教育支援

- ・ 教職員と地域人材の協働のもと、家庭訪問等を通じて、保護者を支援 (H14～17：35市町)

今後の主な課題について

- 子どもたちの「確かな学力」をはぐくむ学校づくり
- 「入れる学校」から「入りたい学校」に向けた府立高校のさらなる充実
- 障害のある幼児児童生徒の自立を支援する教育のさらなる推進
- 豊かな心と健康・体力づくり
- 教員力を最大限に引き出す仕組みづくり～「教員力」の向上～
- 地域とつながり信頼される学校づくり～「チーム力」の向上～
- 安全・安心な教育環境づくり
- 学校・家庭・地域の協働による「教育コミュニティ」の拡大・発展

「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」にもとづく
高校改革の進捗並びに検証状況について

概 要 版

平成 20 年 1 月

大阪府教育委員会事務局 教育振興室 高校改革課

「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」にもとづく

高校改革の進捗並びに検証状況について <概要>

特色づくり

～ 社会の変化 ～

国際化、情報化、少子高齢化等、多様な学習ニーズ

↓ ↓
「入れる学校」から「入りたい学校」へ
新しいタイプの高校づくりを進めます

↓ ↓

「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備計画」〔平成 11 年度〕
「府立高等学校特色づくり・再編整備計画（全体計画）」〔平成 15 年度〕

再編整備

～ 公立中学校卒業生数の減少 ～

昭和 62 年約 14 万 8 千人、平成 20 年約 7 万人

↓ ↓
適正な規模を確保し、
活力ある学校づくりを進めます

↓ ↓

「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備計画」〔平成 11 年度〕
「府立高等学校特色づくり・再編整備計画（全体計画）」〔平成 15 年度〕

特色づくり・再編整備計画の経緯

- ・平成 11 年 4 月 「教育改革プログラム」の策定
- ・平成 11 年 11 月 「全日制府立高等学校特色づくり・再編整備計画」策定
* 第 1 次実施対象校決定以降 13 年度第 3 年次実施対象校まで決定
- ・平成 14 年 5 月 学教審答申「今後の後期中等教育のあり方について」
- ・平成 15 年 5 月 学教審答申「今後の府立工業高校のあり方について」
- ・平成 15 年 11 月 「府立高等学校特色づくり・再編整備計画(全体計画)」策定
* 平成 15 年度（第 1 年次）実施対象校決定 以降、順次実施
- ・平成 19 年 11 月 平成 19 年度(第 5 年次)実施対象校の決定

平成 11 年度
155 校（全日制）＋
30 校（定時制・通信制）

普通科	117 校
専門学科併置	19 校
総合学科	3 校
専門高校	16 校

定時制	29 校
通信制	1 校

平成 20 年度
138 校（昼間の学校）＋
16 校（夜間定時制・通信制）
<平成 19 年度最終計画実施後>

普通科	73 校
普通科総合選択制	19 校
専門学科併置	11 校
総合学科	10 校
全日制普通科単位制	4 校
専門高校	15 校
多部制単位制 (クリエイティブスクール)	6 校

夜間定時制	15 校
通信制	1 校

主な成果

特色づくりと教育環境の整備に取り組んだ結果、中学生の高校進学の実選択肢が拡大し、「入りたい学校」という観点で進路選択をすることができるようになった。また、目的意識をもって入学し、生き生きと学ぶ生徒が増え、高校が活性化し学校の教育力も向上した。

【中学生の進路選択の充実と拡大】

- * 「入りたい学校」という観点での進路選択
- * 各校の「特色」を踏まえた高校選択を促す進路指導の推進

【学習指導の充実】

- * 特色ある教育内容により、生徒の興味・関心が深まり目的意識が向上

【学校の活性化】

- * 適正規模・適正配置のもと学校行事や部活動の活性化
- * ガイダンス等の充実により中退者数の減少

【学校の授業力・教育力の向上】

- * 授業の研究・開発など授業力を高める取組み

【施設・設備面の教育環境の整備】

- * 様々な教育活動の展開に対応した施設・設備の整備

【「特色づくり・再編整備計画」の実施による府立高校全体への影響】

- * 特色づくり・再編整備と各学校の特色ある取組みの展開により、府立高校全体が活性化
- * 府立高校全体の特色づくりが進むとともに高校から中学校への情報提供の活発化

中学校では「入りたい学校」を選択させる進路指導が実施され、生徒は学習内容を考えて受験校を選択するようになった。

(「進路指導担当者意見交換会」より)

総合学科をはじめ改革校ができたことは、改革校以外の学校での特色づくりの推進により影響を与えた。「学校の魅力」や「学校の特色」ということを改めて見直す機会を得た。

(「府立高等学校長からの意見」より)

主な課題

「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」は順調に進み、定着しつつある。特色づくりの定着・発展のために、広報活動を継続し的確な情報発信に努めるとともに、改革校に対しては、学校タイプ別に状況を見極めながら、引き続き、支援と指導・助言を行う。また、入学者選抜制度についての研究や、府立高校全体の活性化に向けた取組みが必要である。

【特色づくりの定着・発展に向けての支援と指導・助言】

- * 今後、各タイプの理念と特色に基づき、引き続き支援・指導及び助言を行う必要
- * 多様な科目や特色ある科目の充実に向けて研究が必要

【広報活動の継続・工夫】

- * 各校の特色ある取組みの違いなど、情報発信してさらに工夫した広報活動が必要

【制度の定着】

- * 「特色づくり・再編整備計画」の実施、入学者選抜方法の改善及び通学区域の改正の後、これらの定着状況や推移を見定めながら、適切に対応していくことが必要

【特色づくり・再編整備計画の成果の共有化】

- * 「特色づくり・再編整備」の成果が府立高校全体に共有化され、活性化が図られるよう、さらに取組みを進めることが必要

新しい学科や高校についての情報提供を、わかりやすく適切な形で実施してほしい。

(「『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケート」より)

検証のプロセス

「改革校」の現状 ～「中間まとめ」～

- 入学者選抜の状況
- 学校生活の状況
- 進路の状況
- 生徒満足度

教育関係者からの意見聴取

- 府内公立中学校 463 校などにアンケート調査実施
- 市町村教育委員会との意見交換会実施
- 公立中学校進路指導担当者との意見交換会実施
- 府立高等学校長からの意見・要望等聴取

1、総合学科高校

【これまでに開校した学校】

平成13年度：枚岡樟風

平成14年度：芦間 塚東

平成15年度：八尾北 平成16年度：貝塚

平成19年度：千里青雲

理念及び特色

(1) 設置理念

普通科目と専門科目の両方にわたって、多くの選択科目を設定し、生徒自ら科目選択をしていく中で、自分の適性や進路を見つめていく力をはぐくむ学校として「総合学科」を設置する。

(全体計画)

(2) 特色

- 普通科目と専門科目にわたる多様な科目の設定
- 多様な選択科目を設置し、選択の目安としての「系列」を設定
- 総合学科における原則履修科目「産業社会と人間」を中心とするキャリア教育の充実

進行状況

【入学者選抜状況】

- 平均志願倍率 1. 46倍（平成19年度入学者選抜）：能勢高校（中高一貫選抜校）除く
- 総合学科入学者の平均男女比率 男子約3割、女子約7割

【特色ある教育活動】

- 設置系列は、4～5系列
- 設置科目数の平均は156. 2科目
 - ・普通教科 88. 8科目、専門教科 44. 0科目、学校設定教科 23. 4科目

【学校の活性化】

- 「産業社会と人間」を中心としたキャリア教育の充実
 - ・1年次の原則履修科目「産業社会と人間」
将来の自分の進路を考えるための様々な体験活動やガイダンス、自己・他者理解を目的とした取組みや自己表現力や情報活用能力を高めるためのディベート、テーマ学習、発表会を実施。
 - ・2年次以降は「総合的な学習の時間」等で、「産業社会と人間」を踏まえた内容を実施
- 改革後、部活動加入率が上昇した学校が多い。また、中退率は下がった学校が多い。
- 進路未定者を含む「その他」の率が減少
様々な教育活動で実施しているガイダンスなどが有効に機能していると考えられる。

【生徒アンケート】

- 「総合学科高校で学んでよかった」の肯定的回答は86. 8%。
 - ・総合学科の多様な取組みを通して、「自分で考える力や自主性を伸ばすことができた」、「コミュニケーション能力がついた」と感じている。

目的意識のある生徒のニーズ、生徒の興味・関心に対応している。
総合学科に進学した生徒が以前より生き生きとしており、学校として活性化している。
(『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケートより)

成果

- 《系列》総合学科では、「食と生命を科学する」系列、「自然科学とテクノロジー」系列、「理数」系列、「国際コミュニケーション」系列、「自己を表現する」系列、「健康」系列など、体系的や専門性等において相互に関連する総合選択科目をまとめた系列を設置している。総合学科高校に進学したことにより、生徒は、系列を科目選択の目安として、専門教科と普通教科の両方にわたって設定された多くの科目から、自らの興味・関心や進路希望により科目選択をしていく中で、自分の適性や進路を見つけていく力を育てている。
- 《学校生活》系列・選択科目の設置による多様な教育内容の提供が、生徒の興味・関心・目的意識を深めることに役立っている。また、総合学科への改編により、多くの学校で部活動や学校行事が活性化した。生徒アンケートでは、「総合学科で学んでよかった」「科目選択については選びたい科目を選べた」という質問について8割以上の生徒が肯定的に回答しているなど、全般的に生徒の満足度は高い。
- 《キャリア教育》科目選択時に適切なサポート等をするため、各総合学科高校において個々の生徒の興味・関心や進路希望を踏まえたキャリア教育の推進、ガイダンス機能の充実が進んでいる。さらに、総合学科の原則履修科目「産業社会と人間」や「課題研究」等が効果的に活用され、生徒のコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力などを高める教育活動が充実した。
- 《進路状況》卒業後の進路については、改革後、未定者を含む「その他」が半減した。

総合学科高校における進路選択の状況

年度	学校名	卒業者数	大学	短期大学	専門学校等	就職	その他
平成 14 年度 (改革前)	玉川、食品産業 守口、守口北、 堺東、八尾北 貝塚	1,428 人	23.9% (342 人)		19.5% (278 人)	17.6% (251 人)	39.0% (557 人)
平成 18 年度 (改革後)	枚岡樟風、 芦間、 堺東、八尾北 貝塚	1,151 人	28.1% (323 人)	13.7% (158 人)	25.5% (293 人)	16.4% (189 人)	16.3% (188 人)

中学校 3 年生の段階では自分の進路・適性等を考え、選択することは難しい。総合学科の特色を理解せず、選抜の時期や学校名だけで選択した生徒も少なくない。(『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケートより)

課題

- 《広報》総合学科の概要についての周知は進んでいるが、中学校等アンケートによると、総合学科の科目選択の状況や卒業生の進路状況等について情報提供を望む意見もある。広報活動は今後も継続し、広報内容のさらなる工夫にも取り組む必要がある。
- 《選抜制度》総合学科の選抜について、「早く決めたいという理由で前期選抜校を選ぶ生徒がいる」などの意見もあり、中学校での進路指導との連携が必要である。

2、普通科総合選択制高校

【これまでに開校した学校】

平成 13 年度：福井 門真なみはや
平成 14 年度：八尾翠翔 日根野
平成 15 年度：豊島 西成 成美
平成 16 年度：大正 枚方なぎさ
かわち野 金剛 伯太
平成 18 年度：緑風冠*
平成 19 年度：北摂つばさ*
* 卒業生は平成 20 年度以降

理念及び特色

(1) 設置理念

普通科の中で選択科目を多く設定し、基礎学力を重視しながら生徒一人ひとりの興味・関心にあった学習を通じて、進路実現の力をはぐくむ学校として「普通科総合選択制」を設置する。
(全体計画)

(2) 特色

- 基礎学力の充実
- 「エリア」の設置による、興味・関心にあった学習の展開
- 多様なエリア指定科目・自由選択科目の開設
- 進路実現の力の育成

進行状況

【入学者選抜状況】

- 改革後、多くの学校で志願倍率は上昇
- 前期選抜に移行した平成 17 年度以降は 1.6 倍前後で推移

【特色ある教育活動】

- 設置エリアは 5～6 エリア
- エリア指定科目（8～12 単位）は 24～51 科目を設置
- 自由選択科目は 47～97 科目（平均 70 科目）、
うち学校設定科目は 18～60 科目（平均 35 科目）を設置
 - ・ 専門科目を 10 科目以上設置している学校は 3 校
 - ・ 平均開講率は 85%

【学校の活性化】

- 体育祭の応援団への参加増等、学校行事は活性化
- ほとんどの学校で、改革後、部活動加入率は 10 数ポイント上昇
- 中退者は改革後、1 ポイント強、減少
- 卒業後の進路選択の状況は、未定者を含む「その他」の半減が特徴的

【生徒アンケート】

- 「普通科総合選択制で学んでよかった」の肯定的回答は 76.4%、全般的に生徒の満足度は高い。

成 果

- 《エリア・自由選択科目》大阪府独自の制度である「普通科総合選択制高校」における、「保育・福祉」「スポーツ」「理数科学」「人文」「国際」等のエリアと自由選択科目の設置による多様な教育内容の提供が、生徒の興味・関心・目的意識を深めることに役立っている。
- 《学校生活》普通科総合選択制への改編により、生徒の興味・関心にあったエリア・自由選択科目が設置され、多様な学びが可能となったことなどから、多くの学校で学校行事や部活動が活性化し、中退率が下がった。生徒アンケートでは、「普通科総合選択制の高等学校で学んでよかった」という設問の肯定的回答が76.4%となっているなど、全般的に生徒の満足度は高い。
- 《キャリア教育》エリア選択・自由選択科目選択へのサポートの必要性から、ガイダンス機能が充実し、また、将来の職業や生き方・あり方を考えさせるキャリア教育が促進された。
- 《進路状況》卒業後の進路は、改革後、未定者を含む「その他」が各校平均で半減した。

普通科総合選択制高校における進路選択の状況

《データの対象校》 福井・門真なみはや・八尾翠翔・日根野

	年度	卒業生数	大学	短期大学	専門学校等	就職	その他
改革前	平成9年度	1675人	14.7% (246人)	22.4% (376人)	24.8% (415人)	20.7% (347人)	17.4% (291人)
	平成10年度	1564人	17.5% (273人)	17.8% (279人)	29.5% (462人)	18.4% (288人)	16.8% (262人)
改革後	平成16年度	941人	27.1% (255人)	19.3% (182人)	31.2% (294人)	10.9% (103人)	11.4% (107人)
	平成17年度	936人	33.3% (312人)	16.7% (156人)	31.4% (294人)	9.3% (87人)	9.3% (87人)
	平成18年度	945人	37.8% (357人)	18.1% (171人)	27.9% (264人)	8.1% (77人)	8.0% (76人)

生徒状況に対応して、教育相談体制の充実・強化のための様々な措置や、これまでの人的配置継続が必要である。（「府立高等学校長からの意見」より）

課 題

- 《特色ある科目》多様な科目、特色ある科目の運営・充実のために、普通科総合選択制に対する人的措置、特色ある科目を担当する教員の配置に加え、「カリキュラム NAVi プラザ」などを活用した、特色ある科目にかかわる研究会・研修会・交流会などの企画、特色ある科目の教材の蓄積・発信・活用などの支援策について、研究・検討が必要である。
- 《ガイダンス》エリア選択・科目選択をサポートするために、高校におけるガイダンス機能やキャリア教育が促進されたが、情報提供・個別相談・助言などのガイダンス機能の一層の充実が求められている。
- 《広報》中学校等アンケートによると、普通科総合選択制の概要についての周知は進んでいるが、教育内容の詳細については、「普通科や総合学科との違いがわかりにくい」などの意見もある。広報活動を今後も継続し、広報内容のさらなる工夫にも取り組む必要がある。
- 《選抜制度》普通科総合選択制の選抜に関する、「後期選抜の高校選択肢が少ない」「早く決めたいという理由で前期選抜校を選ぶ生徒がいる」などの意見をも踏まえて、選抜について研究する必要がある。

普通科総合選択制各校の特色の違いが明確でない。卒業した生徒のその後の進路や活躍・実績の検証、情報提供が必要である。（「府立高等学校特色づくり・再編整備計画」中学校等アンケートより）

3、工科高校

【これまでに開校した学校】

平成 17 年度：西野田工科、淀川工科、今宮工科
 茨木工科、城東工科、布施工科
 藤井寺工科、堺工科、佐野工科
 卒業生は全て平成 19 年度から

理念及び特色

(1) 設置理念

産業構造の変化や技術の複合化などに柔軟に対応できる幅広い知識や技術の基礎・基本を備えた将来のスペシャリストとなる人材育成をめざし、専門分野の深化と、高度な専門性を身につけるための高等教育機関への接続という2つの方向性を基本として、教育内容の充実を図るとともに、再編整備を実施する。（全体計画）

(2) 特色

- 専門分野の〔深化〕と高度な専門性を身に付けるための高等教育機関への〔接続〕
- 学科ごとの募集から総合募集へ
 1年生で工業の基礎知識を学び、2年生からの系・専科で専門分野を幅広く学ぶとともに知識・技術・技能の深化を図る。

進行状況

【入学者選抜状況】

- 工科高校全体の入学志願者選抜の志願倍率は、平成 19 年度まで概ね 1.2 倍

【特色ある教育活動】

- 総合募集と系・専科の選択
 - ・ 1年生で基礎的内容を学び、2年生から系・専科を選択して専門的内容を深める。
 - ・ アンケート結果では、系・専科選択の説明について「よくわかった」「だいたいわかった」あわせて 70%程度の回答。
- 〔深化〕と〔接続〕の取組み
 - ・ 〔深化〕と〔接続〕に対応した教育課程の設定
 - ・ 高等教育機関への進学希望者の進路実現の支援
 - 放課後や長期休業中の講習や補習による学力の向上の支援
 - ・ 新しい工業技術を身につけることの支援やその効果の発信
 - 技術や技能の資格取得への積極的取り組み、また奨励や表彰の実施
 - コンテストや全国規模の大会・コンクールへの参加

【学校生活の状況】

- 部活動の加入率は、平成 16 年度から平成 18 年度まで、50%程度を推移している。
- 中途退学の状況は、平成 16 年度から平成 18 年度まで、8%前後を推移している。（1年生）

成 果

- 《生徒ニーズ》〔総合募集〕の実施により、入学時点では、工業の細かな専門課程を決めず、1年生で幅広く工業技術の基礎・基本を学ぶとともに、きめ細かな専門課程に対するガイダンスをもとに、2年生からの専門学科（系・専科）を選択することができるようになったため、「生徒の興味・関心、適性、進路希望に沿える体制が整った」と中学校からも支持がある。
- 《専門教育の深化》系・専科に対応した施設や機器などを整備するとともに教員に対するスキルアップ研修の実施により、新しい工業技術教育が進んだ。更に、資格取得や技能審査合格にも積極的に取り組むとともに、各種大会やコンテスト等でも技術の成果を現すようになった。
- 《高等教育機関への接続》大学等への進学希望者に対応した教育課程を編成するとともに進学希望者に対する講習会等を開催したり、工科高生対象の大学工学部推薦枠の獲得などにより、〔接続〕の取り組みが大きく進んだ。
- 《大学・企業との連携》大学生のインターンシップ受け入れやものづくり企業における人材を活用しての技術指導講習会の実施など、大学や企業との連携を深めている。また、これまでの大学との連携の取り組みを発展させ、進学後も含めての学びの支援やものづくり人材育成の観点からの相互連携を積極的に進めている。

「入試の段階では細かな興味・関心、適性が分からない生徒が多いので、入学して1年間、工業に関する基礎学習を受けた後、2年生で学科を選択するのはとてもよい。」や「1年生で、幅広く工業の基礎的な知識が得られるのでよい。」など総合募集を肯定的に受けとめている意見がある。（『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケート）より）

「技術立国の日本として技術者を育てることは重要である。将来のより高度な学習につながる教育の場としての役割もある。」「専門分野を身につけるため、より高度な充実した設備、教育内容を望みたい。」「中学校の教員が「工科高校」の内容をよく理解できていない現状である。教員に向けた資料説明が欲しい。」「前期で合格するなら工科高校でもいい」と考える生徒も少なくない。」などの意見があるように、特色の更なる充実とともに広報活動の重要性がうかがわれる。（『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケート）より）

課 題

- 《特色》「総合募集」や〔深化〕と〔接続〕という特色を活かした教育内容を、更に発展させることが重要である。
- 《広報》ものづくりに興味・関心のある生徒が、目的意識をもって入学するように、工科高校の教育システムやその取り組み状況、成果について、中学生や保護者などの立場に立った、分かりやすく理解しやすい広報活動の継続が重要である。
- 《高大連携》高等教育機関への進学者の支援や工科高校の学びの深化を図るため、大学理工学部と教育課程に関わる連携など、新たな連携が望まれる。

4、多部制単位制高校 (クリエイティブスクール)

【これまでに開校した学校】

平成 15 年度：[普通科] 咲洲

平成 17 年度：[普通科] 箕面東* 桃谷*

[総合学科] 成城* 東住吉総合* 和泉総合*

* 卒業生は平成 19 年度から

理念及び特色

(1) 設置理念

生徒自ら学ぶ科目や時間帯を選択することにより目的意識を養い、進路目標に応じた多様な学習が可能となるよう、単位制で昼間の定時制のシステムを活用した、新しいタイプの学校として設置する。(全体計画)

(2) 特色

- 多様な生徒のニーズに対応した多様な学びの提供
- 自分の生活スタイルに合わせて学ぶ時間帯を選択
- 自分のペースに合わせて三修制または四修制を選択
 - ※ 三修制（3年間で卒業を予定するカリキュラムのこと）
 - 四修制（4年間で卒業を予定するカリキュラムのこと）

(3) 教育システム

- I 部（午前部）、II 部（午後部）など異なる時間帯に教育課程を設け、生徒は所属する部と他の部の教科・科目を履修することによって、学校の授業だけで3年で卒業できるシステムとする。
- 生徒が自らの進路や適性、興味・関心に基づいた系統的な選択ができるよう、内容的に相互に関連する科目群（普通科では「ワールド」、総合学科では「系列」）を複数設ける。
- 多様な教育課程を編成できるよう、二学期制で運営する。
- 多部制、単位制を活用することで、生徒は自分の生活スタイルにあった授業時間帯を選択し、進路や興味・関心に合わせた時間割をつくることができる。

進行状況

【入学者選抜の状況】

- 開校3年間、I部II部とも平均志願倍率は1.2倍前後。

【特色ある教育活動】

- 設置科目数は6校平均120科目程度。
- 学校外における学修に係る単位認定や高等学校卒業程度認定試験合格科目等の単位認定を実施。
- 土曜開講を実施。

【学校生活の状況】

- ほとんどの生徒が入学時に三修制を希望。
- 1年次生の部活動加入率はI部4割程度、II部1割未満。
- 中退率（平成18年度）はI部11.7%、II部22.8%。

【生徒アンケート】

- I部では、「多様な科目選択ができる」、II部では「学ぶ時間帯が選べる」を志望理由として挙げている生徒が多い。
- 「入学して満足していますか」や「進学した部に満足していますか」の肯定的回答はI部、II部とも70%を超えている。

成 果

- 《教育システム》生徒アンケートでは、志願理由として、Ⅰ部では「多様な科目選択ができる」、Ⅱ部では「学ぶ時間帯が選べる」が上位となっており、多部制単位制の特色ある教育システムにより選択している。
- 《多様な学び》「ワールド」や「系列」における実習・実技・観察等の体験的な学習等、特色ある選択科目や多様な科目の設置、土曜開講の実施などの多様な学びが、生徒の学習意欲を高めている。
- 《学校生活》多様な生徒に対して、少人数指導やきめ細かい教育相談など適切な指導を行っている。生徒アンケートでは、「入学して満足していますか」の問に対する肯定的回答は70%台である。また、中学時代に不登校だった生徒が自分のペースや自信を取り戻して生活している状況がある。
- 《教育活動》地域のイベントへの参加、「夏休み子ども工作教室」等ものづくり講座の実施、清掃活動及び地域の企業の協力を得て就業体験を実施するなど、様々な取組みを通して地域との連携を深めることにより、生徒に活躍の場を与えている。

目的意識を持つ生徒には極めて有意義と考える。進路選択の幅が増えてありがたく思う。
 （『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケートより）

多部制単位制高校では、多様な選択科目、資格取得、インターンシップなど多様な学びの提供や少人数授業などきめ細かい単位修得支援の取組みが特色となっている。
 （「府立高等学長からの意見」より）

課 題

- 《教科指導》多様な学力の生徒に対して、少人数指導や習熟度別学習などのきめ細かな指導など様々な取り組みへの継続的な支援が必要である。
- 《生徒指導》多様な生徒に対して、教育相談やカウンセリング指導など、生徒の自己実現や学校定着を図るための様々な取り組みへの継続的な支援が必要である。
- 《広報》多部制単位制が、多様な学びの場であり、学ぶ時間帯や学ぶペースも選択できるという特色があることや、「昼間の高等学校」の定時制の課程であることなど、特色ある教育システムを中学校の教員や保護者に一層周知する必要がある。
- 《システム》Ⅱ部の授業時間の設定により、部活動や諸会議の時間の確保が難しいなどの課題があり、生徒の状況を見極めながら引き続き工夫する必要がある。

生徒状況に対応して、教育相談体制の充実・強化のための様々な措置や、これまでの人的配置継続が必要である。（「府立高等学校長からの意見」より）

学校説明会（在校生のなまの声や映像等）の開催や、わかりやすい情報（従来の定時制との違い、メリット、生徒支援、選択、時間割等）がほしい。（『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケートより）

5、夜間定時制の課程

【これまでに開校した学校】 平成 17 年度再配置

【普通科】 桜塚 春日丘 大手前 寝屋川
布施 三国丘 桃谷#

【総合学科】 茨木工科 西野田工科 今宮工科
藤井寺工科 堺工科 佐野工科
成城# 和泉総合#

… 多部制単位制Ⅲ部 卒業生は全て平成 19 年度から

理念及び特色

(1) 設置理念

新しい夜間定時制の課程は、昼間に働きながら高校に入学を希望する生徒の他、様々な目的や事情により夜間に就学することを希望する生徒など、夜間という条件の中で目的意識を持って学習する生徒の就学の場として、教育内容の充実を図る。(全体計画)

(2) 特色

- 単位制を導入し、単位修得を支援する。
- 多様な選択科目を開設し、学習意欲や関心を高める。
- ガイダンス機能やカウンセリング機能の充実を図る。

進行状況

【入学者選抜状況】

- 進学を希望する生徒を十分に受け入れることができる状況。
(平成 19 年度平均志願倍率 0.73)
- 入学者の男女比率は、普通科ではほぼ同数、総合学科は女子が 24.2%。
総合学科(平成 16 年度まで工業科)で女子の割合が増加。

【特色ある教育活動】

- 生徒の学習意欲や関心を高め、単位修得を支援するためにゼロ時限目授業(始業時間前授業)、土曜開講を実施。
- 様々な学校外の学修に係る単位認定を実施。
- 科目選択におけるガイダンス機能の充実。

【学校生活の状況】

- 定時制専用教室や保健室、相談室等の施設の整備及びハートケア・サポーターの配置などの活用によりカウンセリング機能を強化。
- 1 年次生の中退率は減少。

【ゼロ時限目授業実施状況】

	科目数	受講登録者数	単位修得率
平成 17 年度	70 科目	749 人	33.3%
平成 18 年度	70 科目	829 人	37.9%
平成 19 年度	75 科目	895 人	

【土曜開講実施状況】

	実施校数	科目数	募集人数 (人)	受講登録者数 (人)				単位 修得率
				自校生	他校生	社会人	合計	
平成 17 年度	9	39	732	348	11	125	484	42.0%
平成 18 年度	18	66	1,141	581	9	130	720	42.8%
平成 19 年度	18	63	1,420	776	9	131	916	

働きながら学ぶだけでなく、他の理由で夜間定時制を選択する生徒がおり、存在意義は大きい。
 (『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケートより)

成 果

- 《生徒のニーズ》働きながら学ぶ必要がある生徒の他、様々な目的や事情により夜間に就学することを希望する生徒などの就学の場となっている。
- 《多様な学び》教科・科目の習熟度に応じた科目を設置し、生徒一人ひとりの個に応じた学びを提供している。また、資格取得をめざす科目、ものづくりを行う科目、校外での調査研究を実施する科目などの多様な科目を設置することで、生徒の興味・関心を深めたり、資格取得に役立っている。
- 《単位修得の支援》生徒は定時の授業以外に、定通併修制度、ゼロ時限目授業や土曜開講、学校外の学修や資格取得、高等学校卒業程度認定試験などの様々な制度を活用することで、柔軟な単位の修得に役立っている。

夜間定時制の課程は、いわゆるリカレントスクールとしての存在意義は大きい。(「府立高等学校長からの意見」より)

課 題

- 《教育システム》設置理念に基づき、各校の生徒の状況に応じて、単位制・二学期制のシステムを活用し、前期後期ごとの単位認定をはじめとする教育課程の工夫や学校生活を一層充実させる取り組みが必要である。
- 《教育相談・ガイダンス》中学時代に不登校を経験するなど様々な課題のある生徒に対して、ハートケア・サポーターを活用したり教育相談体制を整えたりしてきめ細かな指導を行っているが、継続的な支援が必要である。
- 《広報》再配置に伴う単位制の導入や総合学科への改編などの新しい取り組みについて、十分に理解されていない状況から中学校教員や保護者に周知する必要がある。

6、国際・科学高校

【これまでに開校した学校】

平成 17 年度：千里 住吉 泉北

卒業生は全て平成 19 年度から

理念及び特色

(1) 設置理念

国際化、情報化の進展に対応し、コミュニケーションツールとして外国語と情報機器を活用し、豊かな国際感覚や確かな国際理解の下に、科学技術、経済、文化等の分野において、グローバルに活躍できる人材の基礎となる資質・能力の育成をめざすため、海外との交流や、実験・実習を重視した授業展開などに特色を有する新たな専門高校として「国際・科学高校」を設置する。(全体計画)

(2) 特色

- 科学分野での実験・実習や語学分野での体験学習など、観て、聴いて、感じることを重視した教育を推進する。
- 英語・情報機器を活用したコミュニケーション能力の育成を図ることとし、教科学習においても、英語の積極的な活用を図る。
- プレゼンテーションの手法を授業に積極的に取り入れ、意見を発表し、説明する能力の育成を図る。
- 自国の文化とともに世界の国々の文化や歴史を理解し、多様性を尊重する国際理解教育を推進する。
- 海外からの留学生を積極的に受け入れるとともに、海外への留学、語学研修、海外修学旅行など、海外における学習機会を充実する。
- 大学、研究機関などと連携した先進的な学習を推進する。
- 科学教育、語学・国際理解教育の取組みの成果を、府立高校全体に発信する。

進行状況

【入学者選抜状況】

- 平成 19 年度平均志願倍率 国際文化科 1.70 倍、総合科学科 1.76 倍

【特色ある教育活動】

- 国際文化科では週平均 20 時間程度 CALL システムを活用した授業を実施。英語及び、英語以外の外国語講座（フランス語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語など）も選択科目として開講し、多くの生徒が選択。
- 総合科学科では、生徒全員が器具や対象物に実際に触れ観察する体験を重視し、「理数物理」・「理数化学」・「理数生物」・「科学探究基礎」において少人数展開授業を実施。最先端の実験・実習機器を含む理科の実験室が整備され、授業時間数のうち約 4 割を実験・実習に当てている。
- 国際・科学高校では、訪問する国等の事前学習から、海外の現地校との交流や施設見学、日本とは異なる自然や環境の中での調査学習や観察・実験などを経て、帰国後の調査成果の発表までを一連の学習とした「海外スタディーツアー」を実施。

国際・科学高校へはニーズがあって、改編して良かったのでは。

(「市町村教育委員会意見交換会」の意見より)

成果

- 《生徒のニーズ》 語学分野や科学分野に深く興味・関心を持ち、目的意識を持って選択している生徒が入学している。
- 《教育活動》 実習や実験等の時間を多く取って実際に体験・経験させることにより、学習活動の深化・定着を図り、生徒の進路希望の実現に対応している。

平成 18 年度学校状況調査について(生徒アンケートより：国際・科学全体)

①CALLシステムの活用状況について

	よくあてはまる	どちらともいえない	あてはまらない
英語の学習に積極的に取り組むようになった	115 35.2%	142 43.4%	70 21.4%
英語のコミュニケーション能力が高まった	135 41.2%	150 45.7%	43 13.1%
英語の学力が向上した	84 25.7%	178 54.4%	65 19.9%
プレゼンテーション能力が身についた	87 26.5%	160 48.8%	81 24.7%
英語の学習内容に興味が高まった	140 42.9%	132 40.45%	54 16.6%
英語に関する検定試験を受検した。または、しようと思っている	132 40.4%	106 32.4%	89 27.2%
英語の学習について量が多く速度も速くついていけない	100 30.6%	156 47.7%	71 21.7%

中学校段階で、英語（語学、外国）や科学（理数系）に深く関心を持っている生徒が多くいる。生徒は自分の興味・関心に従って国際・科学高校を選択している。国際・科学高校は特色・目的が明確であり、目的意識を有した生徒には有効な高校である。（『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケートより）

改革が進み様々なタイプの学校が出来たことはよかったが、それぞれの特色や内容が十分に理解できるところまで行っていない。中学校や保護者に浸透させるための継続的な説明や広報活動が必要。また、中学校から地理的に遠い学校の情報が入りにくいということもある。

(「市町村教育委員会意見交換会」の意見より)

国際文化科と国際教養科、英語科との違い、総合科学科と理数科との違い等がわかりにくい。特色や「国際交流」等の取組みが理解されていない。（『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケートより）

課題

- 《広報》 国際文化科、総合科学科の理念・特色や国際教養科、理数科との違いがわかりにくいという意見がある。国際文化科と総合科学科の理念や特色ある教育活動、海外との交流の取組みなどについて、中学校や中学生・保護者にさらに周知を図る必要がある。

7、全日制普通科単位制高校

【これまでに開校した学校】

平成13年度：長吉

平成15年度：槻の木

理念及び特色

(1) 設置理念

全日制の時間帯で、自分で学習計画を立て、自分にあった方法で、自らの学習ペースに応じて学力を伸ばす学校として、「全日制普通科単位制高校」を設置する。

(2) 特色

- 生徒一人ひとりが自己の学習ペースに応じて、興味・関心、能力・適性、進路希望等に基づき学習内容を選択することを通して、主体的に学習する姿勢や創造的な個性、進路実現の力をはぐくむ。
- 全日制単位制の趣旨や特色を生かした教育課程を編成し、基礎学力の充実を図るとともに、進路実現にも対応できる多様な選択科目を設置する。

進行状況

【入学者選抜状況】

- 長吉高校の改編後の志願倍率は、年度により1.03倍から1.60倍
- 槻の木高校の改編後の志願倍率は、概ね2倍前後

【特色ある教育活動】

- 生徒が、興味・関心、進路希望等に応じて科目選択できるように、特色ある選択科目を約100科目設定。
- 将来の進路目的達成に必要な科目を選択できるように、選択科目のシラバスを活用し、きめ細かなガイダンスを実施。
- 2学期制で全科目学期毎の単位認定を実施。
- 進路実現の支援として、放課後や長期休業中などに、基礎学力の定着や発展的な学習などの補習や講習を実施。
- 学校外での学修による単位認定の制度を積極的に活用（英語検定、漢字検定、書写検定、高校卒業程度認定試験等の成果を単位認定）。また、大学での講義受講による単位認定や、インターンシップ、大学教官による出前講義などを実施している学校もある。

【学校生活の状況】

- ホームルーム単位での参加形態をとっている学校では、学校行事は活発。個人の自主的な活動を重視し、個人やグループのエントリーによる参加形態をとっている学校では、学校行事への参加率は高くない。

全日制普通科単位制【設置科目数】平均

設置科目数	共通履修科目数等	自由選択科目数	合計
平均	24	94.5	118.5

全日制普通科単位制高校では、生徒の興味・関心や進路希望に対応して、自由選択科目として平均 94.5 科目を設定している。

成 果

- 《多様な学び》柔軟な単位制のシステムを活用した前期後期ごとの単位認定や集中講座、多様な自由選択科目などの設置により、生徒の興味・関心・目的意識を深め、進路希望に対応した教育内容を提供している。
- 《キャリア教育》自分で学習計画を立て、自らの学習ペースに応じて学力を伸ばすために、多様な自由選択科目を選択する際には、各自の興味・関心、能力・適性、進路希望等を踏まえた適切なサポートをする必要があることなどから、キャリア教育を推進し、ガイダンス機能を充実させている。

自分の学習ペースに応じて学習できるシステムは必要。単位制高校は趣旨がわかりやすく、生徒のニーズは高い。多様な生徒のニーズに対応している。
(『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケート)より)

全日制普通科単位制の特色・目的や、普通科・総合学科・多部制単位制との違いがわかりにくい。単位制の既存の2校の特色は大きく異なっている。
(『府立高等学校特色づくり・再編整備計画』中学校等アンケート)より)

課 題

- 《広報》全日制普通科単位制の理念・特色が理解しにくいという声が聞かれる。また、柔軟な教育課程を編成することができるため、かえって不安や心配を感じる中学校からの声も聞かれる。全日制普通科単位制高校の理念や特色、各校の教育課程や教育活動等について、中学生や保護者、中学校への丁寧な広報活動が求められている。
- 《単位制の制度》「学習のペースを自分で決めることができる」などの理由で全日制普通科単位制に進学したが、単位制の制度をうまく活用できないため進路変更してしまう者がいるなどの課題があり、制度運用面での工夫が求められる。